

～ 特集② ～

第13回法整備支援連絡会

国際協力部教官

江 藤 美紀音

1 開催状況

日 時 平成24年1月20日（金）午前11時から午後6時
場 所 大阪中之島合同庁舎2階国際会議室（本会場）
法務総合研究所赤れんが棟3階共用会議室（東京会場）
式次第 後掲資料「プログラム」参照
出席者 132名（大阪本会場86名、東京会場46名）

2 法整備支援連絡会の概要

法整備支援関係者間の情報共有や意見交換を目的として開催されてきた法整備支援連絡会も、今回で13回目を迎えました。メイン会場である大阪会場、テレビ会議システムで中継した東京会場であわせて132名もの参加があり、盛況な会となりました。参加者の多くは、法整備支援に関わる官公庁職員、弁護士、大学関係者ですが、企業からの参加もあり、法整備支援の輪は年々拡大していると感じます。

今回のテーマは、「法整備支援の展望～支援から協力へ～」です。法整備支援において、いかにして相手国の自立を促し、支援受入国から卒業させ、対等なパートナーシップを組むべきかという、「支援」から「協力」への移行を目指し、法整備支援の展望を法整備支援関係者間で議論すべく、この討議テーマを設定しました。

この討議テーマにちなみ、日本のODA実施機関であるJICA産業開発・公共政策部長桑島京子氏による報告及び当研究所国際協力部長山下輝年による報告を行いました。

また、海外からは、USAID（アメリカ開発庁）STAR

プロジェクトチーフリーガルアドバイザーのジョン・ベントレー氏と、メルボルン大学ロースクール副学長・アジア法センター比較法学プログラム長ピップ・ニコルソン教授をお招きし、USAIDの対ベトナム法整備支援や、日本のJICAのベトナム法整備支援についての分析及び今後の支援・協力の在り方について講演をいただきました。



大阪会場

引き続き、日本において法整備支援の最前線で活躍する方々によるパネルディスカッションを行いました。メンバーは、次の方々です。

- ・ 鮎京正訓氏（名古屋大学大学院法学研究科長）

法学部長、教授)

- ・ 松尾弘氏(慶應義塾大学大学院法務研究科教授)
- ・ 矢吹公敏氏(弁護士、日弁連国際交流委員会副委員長、国際司法支援センターセンター長、一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授)
- ・ 佐藤直史氏(JICA国際協力専門員、弁護士)

(各スピーカーの発言内容は、後掲の議事録や配布資料に詳しく記載されています。)

今回のテーマは、先に述べたように支援から協力への移行の在り方を討議することを意図して設定していたのですが、実際に、報告者・発表者の意見や討議を通じて認識されたのは、法整備支援において使用される「支援」や「協力」という言葉の意味が人それぞれ異なっているということでした。そして、その中でもコンセンサスが得られた部分として、「支援」と「協力」はいずれも双方向的な関係であるという意味において本質的な違いではなく、単純に両者を、支援→無償・一方的な関係、協力→費用の相互負担・双方的な関係、と区別するのは適当でないことが認識されました。

内容を一つ紹介しますと、パネリストの矢吹氏が支援と協力について「恋人が友人になるプロセス」にたとえていたのが印象的です。恋人関係(支援)

の時は毎日会っていないと不安だが、やがて別れて友人関係(協力)になると、毎日は会わないけれども時々会って意見交換する、そうなると2人で会うのももったいないので、他の友人も呼んで皆で意見交換する、そして恋人関係にしろ友人関係にしろ、その根底にあるのが信頼であるというものです。

その他にも、鮎京教授が「次世代型法整備支援」と名付けてはどうかと提案されました。それはおそらく支援とか協力という言葉で誤解を招くよりも、新たな意義を含ませたいという意味もあるのでしょうか。後掲の議事録や配布資料を読むと、それぞれの考える法整備支援の展望(「支援」から「協力」へ)がいかにバラエティに富んでいるか分かると思います。いずれも興味深く、大変示唆に富むものでした。是非、法整備支援連絡会の本記事を読まれた上で、次回もますます多くの方々が御参加くださるよう、お願い申し上げます。

なお、ジョン・ベントレー氏とピップ・ニコルソン教授の講演は英語で行われましたが、資料も含め講演内容はいずれも当部の責任において、日本語に翻訳して掲載します。



東京会場

【司会（江藤）】ご来場の皆様、本日はお足元の悪い中、多数ご参加いただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます法務総合研究所国際協力部教官の江藤美紀音でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより第13回法整備支援連絡会を開会いたします。

本日は、この大阪会場と東京の法務総合研究所の会議室とをテレビ会議システムで結びまして、質疑応答やディスカッションに参加いただくことになります。

東京会場は聞こえていますでしょうか。

【松川（東京）】聞こえています。松川です。よろしくお願ひいたします。

【司会】それでは、法務総合研究所長、清水治から第13回法整備支援連絡会の開会の辞を述べさせていただきます。

清水所長、お願ひいたします。

開会挨拶

法務総合研究所長 清水 治

【清水】ただいま紹介いただきました法務総合研究所長の清水でございます。

主催者を代表いたしまして、本日の法整備支援連絡会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。



清水所長

本日はお忙しい中、大阪、そして東京会場に多くの方にお集まりいただき、誠にありがとうございます。

さて、昨年、我が国は東日本大震災に見舞われ、甚大な被害を受けましたが、その後の復興に努力する人々の姿から、昨年の漢字に「絆」が選ばれるなど、国民一人一人が強いきずなで結ばれることの重要性が認識された年であったかと思います。世界各国から日本への温かい支援が寄せられ、日本のODAによって結ばれたきずなが再認識された年でもありました。そのような中、今年も無事、法整備支援連絡会を開催できましたことを大変喜ばしく思っております。

この連絡会は、既に御承知のとおり、法整備支援関係者間の情報交換や連携促進の場となることを目的としており、今年で13回目を迎えることになりましたが、今回の連絡会のテーマは、「法整備支援の展望～支援から協力へ」としております。日本の法整備支援は、開発途上国の法の支配やグッドガバナンスの実現を援助するツールとして、現在、ODAの中でも高い評価を得ているわけでありますが、昨年末、閣議決定されました日本再生の基本戦略におきましても、改めてその重要性が認められ、各分野で当面重点的に取り組む施策の一つに法整備支援が取り上げられました。世界における日本のプレゼンスの強化、国際のフロンティアの改革の中の一項目でありますが、その中でインクルーシブな成長の基礎となる法整備支援の推進として、開発途上国における法の支配の確立と社会経済の基盤整備を図り、成長を確実なものとするために、法制度整備支援を推進することが明記されております。

今後もこのようなソフト面の支援がますます重要な分野として、長期的、発展的に継続していくものと見込まれます。しかしながら、法整備支援はあくまでも支援受入国の自立を支援するものでありますから、永遠に継続されるべきものではなく、最終的には支援受入国が自立して、自国の法の支配やよい

統治をみずから確立していくべきものであります。さらに言えば、支援がいつまでも続くとなれば、支援受入国に依存体質が生じ、かえってその自立を阻害しかねないことも十分考慮すべきであろうと思います。

そこで、これらの支援のあり方を考えるとき、支援国である我が国は、支援受入国自身による自立を目指し、当該支援受入国とも考え方を共有しつつ、具体的目標を設定した上で支援の期間を区切るなど、メリハリのある支援を行う必要があります。ただこのように法整備支援の究極の到達点は、支援受入国からの卒業とはいいうものの、卒業すればそこで支援国と支援受入国との関係が終了するのではなく、法整備支援を通じて醸成された良好な信頼関係を維持し、相互協力関係を構築するのが理想であります。このような支援から協力への移行を目指し、本連絡会では法整備支援の展望を支援関係者間で議論すべく、討議テーマを「法整備支援の展望～支援から協力へ」とした次第です。

この討議にちなみ、午前の部ではJICAと当所国際協力部から報告を行い、午後の部ではお二方の特別講演を設けております。1人目は、長年ベトナムで法整備支援に携わってこられましたUSAID、アメリカ開発庁STARプロジェクトのジョン・ベントレー氏です。2人目は、メルボルン大学ロースクール副学長・アジア法センター比較法学プログラム長、ピップ・ニコルソン教授です。御両名ともその豊かな経験に基づいた貴重なお話を聞かせていただけるものと考えております。さらにその後、今回のテーマについてのパネルディスカッションを行います。パネリストの方々はいずれの法整備支援の分野ですぐれた貢献をされている方々でありますので、会場の皆さんを交えて有意義な議論が繰り広げられるものと期待しております。

なお、昨年12月22日、元検事総長の岡村泰孝先生が御逝去されました。岡村先生は検事総長退官後、国際民商事法センターの初代理事長を務められ、法

整備支援の発展に貢献されました。一昨年の三ヶ月章先生に続いて岡村先生を失いましたことは、我々にとりまして大変残念で寂しいことではございますけれども、生前の御活躍に感謝申し上げ、謹んで岡村先生の御冥福をお祈りしたいと存じます。

最後に、本連絡会に御後援をいただいた最高裁判所、日本弁護士連合会、日本貿易振興機構、アジア経済研究所、国際民商事法センターを始めとして、私ども法務総合研究所国際協力部の活動に御協力いただいている多くの方々に深く感謝申し上げますとともに、この連絡会が我が国の法整備支援活動に一層資することを心から祈念いたしまして、私の挨拶といたします。(拍手)

【司会】続きまして、本連絡会の主催者から、今日の連絡会のテーマにちなみ報告させていただきます。

初めに、JICA産業開発・公共政策部桑島京子部長から、途上国の自立発展的な法整備に関する支援の考え方について報告をいたします。

桑島部長、お願いいいたします。

報告1

独立行政法人国際協力機構（JICA）

産業開発・公共政策部長 桑島 京子

【桑島】 皆様、おはようございます。御紹介いただきました独立行政法人国際協力機構（JICA）の桑島でございます。



桑島部長

まず、本連絡会共催者といたしまして、本日、御参考くださいましたことに感謝申し上げます。また、本会場あるいは東京会場にいらっしゃる多くの方々より、JICAの法整備支援事業に対し多大な御支援と御貢献をいただいていることについても、改めてこの場をお借りいたしまして御礼申し上げたいと思います。ありがとうございます。本日もよろしくお願ひいたします。

本日は、3つのトピックに沿って報告させていただきたいと思います。

まず、1つは、開発援助の一つとして法整備支援を行っておりますので、この途上国に対する開発援助としての法整備支援を通じて、その国がどのような状態になることを目指して援助をするのかといった法整備支援の位置づけについて、述べたいと思います。

そして、2つ目に、では、その法整備支援とはどういうアプローチで進むのか、今回のトピックでは、「自立発展的な法整備」というふうに書かせていただきましたけれども、この支援のアプローチについて御報告したいと思います。そしてこれを踏まえて、今後の法整備支援はどのような方向に向かうべきなのかということを議論させていただきたいと思います。

〈開発援助としての法整備支援の位置づけ〉

まず、JICAの法整備支援のこれまでの事業展開の系譜でございますが、お手元に案件の実績リストもございますので、合わせて見ていただけたらと思います。御存じの方も多いと存じますが、1960年代より途上国から法曹司法関係者を日本に呼んで研修を行うという形での法整備支援は始まっていました。

「国連極東アジア犯罪防止研修所(UNAFEI)」と連携しまして、主に刑事司法分野での研修から始まりました。そして皆様御存じのように、90年代に入りますと、市場経済を目指す国を対象とした技術協力プロジェクトの方式での法整備支援が拡大してまいりました。

まず、最初がベトナムです。これは森鷗外先生に率いていただきまして、民商事法を中心に支援が行われてきたわけですが、2000年代に入りましてからは、さらにラオス、また、中国については、例えば企業法の改正、独禁法の改正といった支援に展開しておりますし、そしてウズベキスタンにつきましては、倒産法の注釈書を作成するという支援から、その後、行政訴訟法、そして担保抵当法等の整備支援、そして現在は行政手続の改善のための運用支援のプロジェクトに展開しております。モンゴルにつきましては、弁護士会支援から今はADRへの支援に展開しております。

2つ目の系譜として、技術協力プロジェクトで動かしているものの中で、紛争終結国に対する法整備支援があります。カンボジアが、ベトナムに対する法整備支援を見て、ぜひ、カンボジアでも民商事法分野の基本法の整備について支援を受けたいとして始まったのが99年です。紛争終結国に対する法整備支援は、その後、東ティモールに対する人材育成支援、そして内戦終結後のネパールの民主化支援の一環としての民法改正支援、そして最近はアフリカ・コンゴ民主共和国に対する司法人材の研修に展開しております。

そして、3つ目もう一つの系譜といたしましては、97年にアジアの通貨危機を契機としたインドネシアにおけるガバナンス改革支援がありました。さまざまな司法人材の研修が行われ、その中で最高裁の幹部をお呼びした研修の中で、未済事件を減らしていくためにADRを導入、改善していきたい、これについて支援を受けたいという提案がでてきました。これに対し、和解調停制度に関する支援が行われました。

さて、JICAの法整備支援は、我が国の二国間ODAの政策枠組みの中で動いております。これを簡単にご紹介したものがこの図(スライド4)です。右上、日本のODAの政策枠組みとありますが、なぜ日本は政府開発援助、ODAを行うのか、その理念、哲学、

目的を整理して基本方針をまとめたものが「ODA大綱」です。2003年に改定されたものが現行のODA大綱です。これに基づいて具体的にODAを展開するための「中期政策」が2005年につくられており、こういった全体方針のもとで具体的な援助が動いています。主要な途上国ごとに国別援助計画または援助方針がつくられます。日本側のODA大綱、中期政策とともに、当然ながら、途上国側の開発戦略方針、重点的な開発課題に沿って、重点的に支援する援助分野を絞っていきます。ODA大綱、ODA中期政策は中期的なものですので、その時々の日本政府の政策については、右側にあるように、年度ごとに「国際協力重点方針」という形で提示され、国別援助方針に反映されていきます。例えば、昨年の大震災後は、日本の再生・復興に向けたODAの考え方が出てきています。ODAについても、日本の復興に貢献するような形で動かそうといった協力方針が含まれています。

そして、途上国にとって、日本も援助パートナーのうちの一つです。国際社会の動きとしては、例えば2000年より、すべてのドナーと途上国の間で合意されたミレニアム開発目標を通じ、世界全体で貧困削減を共通目標として共有していくという流れがあります。これについては、日本も国際コミットメントとしてこれに共同して取り組んでいます。こうした国際社会での援助協調、開発パートナーの一員としての位置づけも加わります。

こういった国別の援助方針に沿いまして、JICA自身も「アナリティカル・ワーク」という国別分析を行い、援助のプログラムを計画、設計し、動かしています。援助プログラムの計画にあたっては、当然ながら、途上国政府との対話を行いますし、そして他の援助ドナーとの対話も含め、援助協調に努めながら援助事業を動かしています。

次に、「ODA大綱」で日本のODAがどういうふうに位置づけられているかという点に移りたいと思います。

まず、我が国ODA理念の中で、目的、つまりなぜ日本がODAを行うのかということですが、日本はODAを実施することを通じて、国際社会の平和と発展に貢献をし、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資することを目的とし、理念としています。そのために5つの基本方針が定められています。1つ目は、途上国の自助努力を支援するとの基本に立った援助を行うということです。そして2つ目は、人間の安全保障の重視です。個々の人間、一人一人の人間に着目して、人づくりを通じたコミュニティの能力強化などを通じて国の発展を目指していくという考え方です。そして3つ目は、公平性の観点です。格差や社会の中の弱者の状況に十分配慮しながら、公平な援助を目指すという考え方です。そして4つ目に、我が国自身が途上国の経験を持っており、自身の発展経験と、持っている技術、知見を活用した援助を行うという点です。そして最後、5つ目ですが、国際社会での協調と連携を進めるという点です。これは先進諸国、開発金融機関及び国際NGO、民間企業との連携といった多様なパートナーとの連携、協調を含むものです。

そして、援助の重点課題ですが、4つ挙げられています。貧困削減、持続的な成長、そして地球的規模の問題、これは環境問題や、感染症、食料、エネルギーといった課題です。そして4つ目に平和構築です。日本と緊密な関係を持ち、我が国の安全と繁栄にとって大きな影響を及ぼし得るアジアが重点地域になっていますが、合わせてその他の地域についても必要な援助を行うということがうたわれています。

このODA大綱の中で、法整備支援がどう位置づけられているかという点です。これも皆様よく御存じのことですが、先ほど申し上げた基本方針の1つ目、自助努力を支援することに関し、解説の中に次のくだりがあります。「よい統治、グッドガバナンスに基づく開発途上国の自助努力を支援するため、これらの国の発展の基礎となる人づくり、法制度構築や経

済社会基盤の整備に協力することは、我が国ODAの最も重要な考え方である。このため、途上国のオーナーシップを尊重し、その開発戦略を重視する」という位置づけです。

具体的に、では、国別援助計画はどのようにつくられていくのか、どのようなものなのかということを簡単にベトナムの事例から御紹介したいと思います。

まず、黄色の部分ですが、ベトナム自身が、2020年に工業国化を目指すとして10か年戦略を打ち出しています。重点政策の1つ目に、社会主義に基づく市場経済の改善、平等な競争環境、行政改革を進めるとあります。ガバナンスに関しては、法制度整備、そして行政能力の向上、汚職対策を強化すること、そしてそのための監視機関の強化、そして法の運用能力の強化などが具体的に挙げられています。重点政策の2つ目は高等教育、国家教育の改善による人的支援の開発、そして3つ目は交通インフラ、都市インフラに重点を置いたインフラ開発です。

ベトナム側の開発ニーズに関して、JICAは「アナリティカル・ワーク」を通じ、より詳細な分析を行っています。今後の持続的成長に向けてインフラの不足がボトルネックになること、また資金リソースは援助のみならず民間投資を活用するなど、多様化を図らなければいけないこと、また今後のガバナンス強化と投資環境整備の重要性、そしてマクロ経済の安定化や今後の持続的成長のためには環境の保全、環境の悪化を抑えることが重要であるなどの分析をしております。

日本の国別援助計画については、左上にありますけれども、3つの上位目標を設定しています。ベトナム10か年戦略に対応する形で、低所得国からの脱却を経た2010年をめどとする工業国化努力を支援していくということが1点目です。そして2つ目に、ベトナム国民の生活向上、そして公正な社会の実現を目指した支援を行うことです。そして3つ目に、持続可能な開発を支援する、この3つを上位目標に

立てています。

昨今の日本の関連する政策としては、「新成長戦略」があります。例えば日本の技術、知見を生かしたインフラパッケージの海外展開を念頭において、途上国の開発を支援していく方向性です。また、「日越共同イニシアティブ」、これは2000年代初めに始められた日越の官民合同でベトナムの投資環境改善を進めていくための取組みですが、こうした戦略方針を踏まえながら、日本の対ベトナム援助計画が作られています。

以上を基に、一番下の部分ですが、ベトナムに対する援助重点分野というのが4つ定められています。1つは、ベトナムの成長促進と競争力の強化を支援すること、2つ目に、社会・生活面の向上と格差是正を支援すること、3つ目が環境保全を支援すること、4つ目がガバナンス強化です。この具体的な援助事業の設計に当たり、他のドナーの援助動向、そして日本の知見、経験あるいは技術としての優位性を踏まえて、事業計画を策定・実施しています。

ガバナンス強化が重点分野の一つです。具体的には、2つのプログラムで動かしているということをこの図(スライド8)でお示ししています。1つは、法整備支援プロジェクトを含む法制度整備・司法改革プログラムです。もう一つは、行政能力の向上と汚職防止を支援するプログラムです。この2つを基軸にガバナンス強化を支援するという位置づけです。

ベトナムの市場経済化に向けた法整備支援の位置づけがどのように変化してきているかということをこの図(スライド9)でお示ししようとしています。ベトナムに対する法整備支援は、森嶌先生がベトナムのロック司法大臣と92年にお会いになられ、日本の経験に学びたいという要請がなされたことから始まりました。その後、95年からは、一橋大学の名誉教授でいらっしゃる石川滋先生をヘッドに、ベトナムのマクロ経済、金融財政、産業貿易、そして農業政策等々の包括的な分野にわたり、市場経済移行に

に対する政策支援のプロジェクトが立ち上りました。この95年から始まった知的支援の結果は、ベトナムの5か年計画にも反映されていますが、この知的支援の提言の中でも、法制度整備は重要な柱として提起されました。

具体的に、法整備支援は96年から技術協力プロジェクトの形で開始されました。ベトナムの市場経済化に向けた知的支援の位置づけであり、市場経済化のための法制度整備という意味合いが強いものでした。その後、2000年代に入り、ベトナムに対する投資も拡大し、ベトナムも発展軌道に乗ってきました。経済社会発展に伴い、経済制度についてもさらなる充実が必要となっており、日本の対ベトナム支援においても、例えば、知的財産権法に基づいて具体的に特許審査等を行う審査官の育成や運用のための制度整備、政府統計をとりまとめていくための能力強化、競争法の運用能力の強化、また中小企業を育てていくための人材育成、そして税関、税務といった制度作り、金融セクターの整備支援などが行われています。こういったものが具体的な支援プログラムとして位置づけられるようになってきました。

同時に、法整備や行政改革・汚職防止に向けた援助は、むしろベトナムのガバナンス改革を促進するための援助プログラムとして、その位置づけが変わってきました。また、法整備支援の内容も、民商事法分野に加え、国家賠償法や、刑事訴訟法、行政訴訟法などの分野にも展開してきています。そして先ほど御紹介しましたように、ガバナンス改革としては、例えば地方分権化に対する支援や、国会事務局の機能の強化、汚職防止、これに対する支援プログラムを展開してきています。

〈途上国の自立発展的な法整備に対する支援のアプローチ〉

2つ目のトピックに入らせていただきます。具体的な法整備に対するこの日本の支援アプローチというのはどういうものなのかということです。これも皆様がよく御存じのことですが、途上国が取り組ん

でいる「法整備」というものと、そしてそれに対する支援としての「法整備支援」を改めて定義しています。法整備そのものは上の黄色の部分ですが、その国全体にまたがる極めて広範な分野において、①ルールが整備されるようになること、②法の運用組織の機能が強化されること、③市民のリーガル・エンパワーメントが行われること、そして、④それらを支える人材が適切に育成され確保されること、これらが途上国を取り組むべき法整備の全体像です。この取組は、当該国の発展段階や社会状況の変化、新たなニーズの発生等に応じて、不断の見直し、継続的な見直しが迫られるものであり、いわば法整備は終わりのない国家としての営みであるというふうに考えております。

これに対するJICAの法整備支援とは、途上国側が取り組む法整備への諸努力を支援することであり、法整備そのものは終わりのない国家の営みですので、そのなかの重要な一時期における重要な課題を選びとり、双方が合意した対象分野と範囲について、一定期間の間、協力をを行うものです。そしてその目指すところは、将来的にはその国が自分自身で自立的に法整備を行えるようになります。法整備に限らず日本の援助、あるいは、日本以外の多くのドナーもそうであると思いますけれども、途上国が自らの開発課題に自立的に取り組めるような課題対処能力を強化していくこそが開発援助の目的であるというように位置づけてきていたと思います。これを「キャパシティ・ディベロップメント」と呼んでいますけれども、このキャパシティ・ディベロップメントを支援することが大変重要と考えているわけです。

さきほど申し上げた法整備支援の3つの領域と人材育成を図式化したものがスライド12です。3つの領域はそれぞれ相互に密接に関連するものであり、この3つの領域それぞれにかかる人材を長期的な観点から育成していくことが重要です。したがって、途上国の法曹関係者に対しては、この3つの要素が

相互に関係すること、この3つを包括的な視点からとらえて取り組むことが重要であることを学びとつてもらうような、そういう支援のあり方が重要であります。

こういったことを背景にいたしまして、JICAの法整備支援の基本方針と留意点は次のとおりです。これらは、具体的に、皆さまからのご支援をいただいて法整備支援を進める中で学びとり、経験として集約したもの、ととらえていただければと思います。基本方針は4つあります。まずは、途上国側のオーナーシップを尊重するアプローチであることです。これは一方的に法令の起草をして提供するということではなく、日本側のアドバイザリーグループと途上国の側のワーキンググループとの間で共同作業、共同研究あるいは共同試行で進めるという対話のアプローチであることです。

2点目に、途上国の側で自立的に法整備を担うことができるような長期的な人材育成を重視するというアプローチです。これは、たとえば、今申し上げた途上国側のワーキンググループと日本側のアドバイザリーグループとの共同作業を通じて、いわばOJTを通じて気付きを促すというアプローチであるということであります。

3点目に、この法整備は途上国の社会に根づく支援でなければならぬことです。例えば、ベトナムの法整備支援では、森嶽先生を中心とする部会の先生方の御指導の下で、ベトナムの社会調査を行いながら具体的な支援を行ってきました。これは同国のコンテクストに根ざした具体的な起草支援を行い、その国で運用するに当たってどういう課題・問題が生じ得るのかということを予見した上で支援を進めるというアプローチです。

4点目に、ほかのドナーとの協調のもとに援助を進めるわけでありますけれども、この援助協調に当たって重要なことは、ドナーは前に出過ぎないということであります。これは途上国側が自立的に援助対象活動の間の調整が行えるような、そういう後

押しをするアプローチであります。

そして、留意点は、次の2つです。継続的な営みである法整備のある時期を切り取っての支援ですので、当該協力プロジェクトは、この中長期的なプロセスの中どこに位置づけられる支援なのであるか、目的、そして内容、範囲はどういうものであるかということについて、支援する側、そして支援を受けける側も十分共有しながら進める必要があるという点です。そして2つ目、後で出てまいりますけれども、支援を受ける側のキャパシティによって支援の範囲・内容、アプローチを変える必要があるという点です。

この自立発展的な法整備支援のアプローチについて、「ルールの整備」の事例でお話をいたします。これまで何回か発表がなされてきておりますので、皆様も既に御存じのことだと思いますけれども、例えばルールを整備するに当たり、準備段階では実際に制定されたルールが運用された後、どういう問題に対応することを想定するのか、あるいはどういう課題・問題が生じうるのかということを考えながら起草していきます。そして、実際に運用した後は、運用後に生じた問題を把握しながら、次の改正に生かしていくというサイクルとなります。この法整備支援が目指すものは、このサイクルを、援助を受け入れる側が自立的に回せるようにしていくこと、これが支援の狙いであります。自立発展的な法整備支援の意味するところです。

ベトナムとカンボジアの事例で改めて申し上げます。ベトナムの民法改正への支援の事例ですけれども、まず、最初のフェーズから社会調査を取り入れて、ベトナムの実態を把握しながら起草の準備を始めました。右の下の段階から始まり、矢印のもちろん中心にはベトナム側の自助努力—スライド15 赤の部分—がありますけれども、日本の支援—スライド15 青い部分—が、側面支援としてかなり大きな部分として動いてきたわけです。この起草支援の結果は、具体的には2005年に施行された改正民法に反

映されました。助言されたすべての点が反映されたわけではありませんでしたが、改正民法が2005年から動き出しました。

その後、支援のフェーズを重ねる中で、ベトナム側から、当初日本側から提案された社会調査に対応するものとしてRIA（レギュラトリ・インパクト・アセスメント）という制度を取り入れることを決めました。これはすべての法令を起草するに当たって必ず社会調査を行うといったものです。このRIAサービスをしながら改正民法の運用上の実態を把握する努力がなされました。その結果、日本側が前回助言して反映されなかつたところをどうするかも含め、更なる民法の改正について、日本側に支援要請が出てきたわけです。現在、2013年の立法化を目指して再度の民法改正に向けての起草支援が動いています。

この時点でかなりベトナム側の自助努力の部分が大きくなってきました。矢印の中核の部分がさらに拡大し、今後は彼らが中心になっていくと考えています。ですから、再々度の民法改正があるとすれば、今度はベトナム側が主体になるであろうと考えています。ベトナムに対する法整備支援は、2020年の工業化の実現を目指してそこが多分終着点となる、すなわち、プロジェクト形式による協力は、その終着点を目指して徐々に収束させていくことにならうと思っております。

カンボジアへの支援の事例です。ベトナムとは非常に対照的ですが、まず右下の、民法、民事訴訟法といった基本法の起草支援に当たりましては、立法の必要性の認識はもちろんカンボジア側にもあったわけですけれども、ベトナム側とは異なり、起草作業をカンボジア側から行うことはできませんでした。日本側のアドバイザリーグループから最初のドラフトをいただいて、カンボジア側のワーキンググループがカンボジアのコンテクストに合わせて一つ一つ逐条で法案を具体的に議論していく形をとりました。おかげさまをもちまして、民法が昨年12月

21日に適用されたのを機に、民事訴訟法、民法とともに、実際の運用の段階によく入ったというのが今の時点であります。

これに関連して、20以上の附属法令の起草と立法化も必要でした。この民法、民事訴訟法に合わせた附属法令の支援においても、やはり日本側がかなりリーダーシップをとらなければいけませんでした。けれども、関連法令のうち法人登記省令や、供託法、不動産登記に関する省令については、カンボジア側で何とか起草班をつくって、彼らからドラフティングをするという形に変えることになりました。最初のフェーズが始まってから10年目の新しい支援フェーズになったときに、そういう方式に変えていくことにしました。実際には困難を極め、現地で関わってくださった専門家の皆様、アドバイザリーグループの皆様が多大な御尽力をくださったわけでありますけれども、この方式での起草が少しづつではありますが、軌道に乗ってきたところです。こうして、途上国側の自助努力の赤がだんだんと増えてきています。今の支援フェーズは3月一杯で終了で、4月からは適用後の民法、民事訴訟法の適切な運用がなされるように、中核となる人材を育成するプロジェクトに移行してまいりますが、カンボジアについては、この自助努力への支援は、まだもう少し後押しをすることが必要と考えています。

<法整備支援の更なる展開に向けて>

長くなりましたが、最後に、今後の展開に向けてのお話をさせていただきます。スライド18の黒字のところはすでに申し上げたことです。法整備は、途上国が抱える開発問題の解決を目指していく上で、重要不可欠な要素ですけれども、途上国の開発課題は極めて複層的なものです。総合的な開発の視点で支援が必要であり、そして途上国自身が法整備に自立的に取り組んでいけるように支援するアプローチが必要です。

あと2点お話しします。法整備支援には多様なスキームがあります。JICAのODAスキームについても、

本日御紹介したようなベトナム、カンボジアなどの技術協力プロジェクトだけではございません。日本に研修員を受け入れる研修の形もありますし、より長期にわたり日本の大学に留学生として受け入れる長期研修もあります。また第三国との連携で行う第三国研修、第三国専門家派遣といったものもあります。スライド19の下の箱でお伝えしたいのは、1点目、途上国の政策、体制などの状況、その他の要素も考慮しながら、その国に適した自立発展的なアプローチ、方法を途上国と検討しながら選んでいくことが重要であるということです。日本においても、JICA以外に、例えば大学や、日弁連等の法曹団体、そして法務省を含む各省庁がそれぞれ実施する協力事業、支援事業、交流事業などの多様な支援スキームがあります。

2点目ですが、JICAの法整備支援とは異なる枠組み、狙いや方法によって実施されている法整備支援や協力活動との間で連携し、途上国の長きにわたる自助努力の軌道に沿って支援していく、こういったことを検討していくことも重要と思います。

そして、最後の論点です。法整備支援はその国の法の支配の確立を目指した支援であります。法の支配の実現のためには、法令の正統性とリーガルな位置づけの正当性を確保すること、中立的な行政システムや紛争解決システムの整備、そして国民が司法制度にアクセスできるようにすること、この3つの点が重要です。この法の支配の実現は、途上国の国レベルでのグッドガバナンスの構築のために、重要な要素の一つでもあります。グッドガバナンスの構築とは、当該政府が政策実行力を持って、かつ権限を濫用することなく、民意を反映するような形で資源を効率的、効果的に動員配分、加味できるようなシステムの構築と運営と定義することができます。

「法の支配の実現」あるいは「グッドガバナンスの構築」、いずれにしても、これらは理念、理想ではなく、それぞれの国の具体的な事情に落として、より具体的に理解をしていくことが必要だと思っており

ます。

これらを踏まえると、総合的な開発の観点から、途上国の自立発展的な法整備をより効果的に支援するための国別分析はより強化が必要でありますし、これをJICAだけで行うことはできませんので、この実施体制をよりどうやって強化していくか、ほかのドナー国・機関あるいは研究機関、教育機関等とも連携しつつどう強化するかということが重要です。このためには、例えば開発法学などの学問領域において、法と開発との関係あるいは法の支配とガバナンスの関係を実証研究していくことも重要だと考えております。そしてODA実施機関、大学あるいはそれ以外の機関との協力を通じた研究・分析情報の共有を進めていくことも非常に重要なと思っております。連携策をいかに具体的に模索していくか、そして他国との連携のためには、国際場での発信も強化をしていく必要もあると思っています。

以上、大変長くなりましたが、またこの後、質疑応答で議論させていただければと思います。ありがとうございました。(拍手)

【司会】 続きまして、法務総合研究所国際協力部部長、山下輝年から「法整備支援の今後を考える」について報告をいたします。

報告2

法務総合研究所国際協力部長

山下 輝年



山下部長

【山下】おはようございます。国際協力部長の山下輝年です。

私の発表に関する資料としては、1枚ものの目次項目しかお配りしておりません。パワーポイントはありません。用意しようと思いましたけれども、ちょっといろいろ時間がなくなつてできませんでした。できなかつたことが幸いしまして、午後に発表されるピップ・ニコルソンさんが、「私、パワーポイントを作っていないだけでも、どうしますよ？」と申し訳なさそうに仰ったのです。そこで、「私も作っていないから大丈夫です。」と言いまして、「仲間」がいるということでリラックスしていただきました。作らなかつたことも利点があるということをまず御紹介しておきたいと思います。(笑)

予定の時間がもう十数分しかありませんが、私が本日申し上げたいことは、今回のテーマに関する反応と、今後どうやつたら法整備支援というものが支援という一方的な全ての面倒を見るという形のものではなくて、お互いに対等の立場でパートナーシップとしてやっていけるのかということ、そこを見極めながら何をしていったらいいのかということです。期間的な話についても、個人的意見ですが述べたいと思います。

まず、このテーマ、副題のほうですけれども、「支援から協力へ」と書いてあります。3つの反応がありました。1つは、日本が一方的に支援するのではなくて対等に協力するあるいは交流する時期に来たのかと、そういう感慨を持ってその発展を素直に喜ぶ反応がありました。それを聞いたときに、私自身はそうではないけどな、という思いがありました。というのは、2番目の反応がそれを表していますが、ある人は「支援から協力へ」というタイトルを見た瞬間に、法整備支援はもう終わってしまうのかと、あるいは終わろうとしているのかという疑心暗鬼の反応であります。そういう方々は法整備支援の現場で活動している人に多くございまして、実態を知つておりますので、まだまだそういう段階ではないだ

ろう、というような反応です。3つ目は、この法整備支援の現場に余り関わっていない人になりますが、法務省が公に広報するときには、法整備支援は1994年から始まりましたと言っています。確かに第1回のベトナムの司法高官に対して研修を実施したのがその年ですけれども、それだけを見ますと今2012年ですから、もう18年になろうとしているわけです。もう20年じゃないかと、何故か2、3年プラスして付け足し、いつまでやるんだと、こういうような反応があります。3つの反応、私自身はいずれも正しくないと思っているわけです。

といいますのが、1994年に始めたといいましても、ここにいらっしゃる方々は御存じでありますが、当時は本当の手探りでした。JICAのプロジェクトになつたのがベトナムの1996年ということになっております。それも押し迫つた12月であります。当時派遣された専門家は、なかなかベトナム司法省とのコミュニケーションに困りましたし、そうやって手探りで始めてようやく1999年終わり、あるいは2000年に入って、法務省も日弁連も、それから最高裁の協力も得て、ベトナムに3名の法律専門家を送れるようになりました。そこから活動が広がつていきましたので、私としてはそこがスタートというか、本格的なものであろうと考えます。するとまだ10年であるという感覚であります。ですから、公に語られる年数だけで判断してもらっては困るという意識です。

そうはいっても、二国間支援でやっていきますと、まさかずっと付き合うわけではないだろう、やっぱり終わりを見据えなきやいけないだろう、そう言われば確かに頭の中で考えるとそうなるわけであります。ここら辺りで皆さんにもそういう意識を持つてもらいたいという意味で、今から何をしておかなければいけないかということで、このテーマの副題にしたわけであります。

今3つのことを紹介しましたけれども、まさに同床異夢状態であります。日本の経営の神様と言われる有名な松下幸之助さんの言葉を借りますと、「部下

が10名だったら自分が命令してやりたいことをやり遂げられる。100名だったらお願ひするしかない。1,000名になると祈るしかない。」と言っております。ここにいらっしゃるのは100名弱ぐらいですので、「お願ひ」ということになるかと思います。

では、どういう時点で支援が終わるのかと申しますと、我々のやっているのは早い話が国家法たる立法支援がありまして、それに関連して人材育成とかいろいろ法制度の運用があります。先ほどのJICAの話によりますと、市民のリーガル・エンパワーメントという言葉もありました。私、横文字が余り好きじゃないので、法律家が法の運用ということを言うと大体運用する側のことを言いますので、市民目線で言うなら法を利用する能力を高めると、こういうふうに言うことができるのではないかと思います。

文字面では簡単であります。相手が自分で立法し、法整備をし、法制度を運用できるような状態になつたら支援は終わるわけであります。ですから、そのあたり禅問答のようですが、そういう状態になるということは、当然、それを運用する人材がそろっているあるいは生み出していける、今後もということが入っていなければならぬのです。そうすると、次に、どこの何で判断するかというと、相手の国がそういう状態になったのかどうかという評価も非常に難しい。難しいと言いつつ何らかの指標を立てて評価するわけですけれども、逆に、今度は日本側から見て、日本側が何を支援できるのかと、あるいは我々がやっている日本の整備支援は何が売りなのかと、何かすばらしい品質を持っているのかということのほうから考えてみると分かり易くなると思いまして、配布の目次項目の2の(2)のところに整理したわけであります。民商事法分野あるいは司法分野を中心に基本法と言われるものを中心によってきましたので、それに基づいて書いたものでありますけれども、これを並べるだけでも結構なものがあります。

まず1番目が、相手の国の状況が全く分かりませ

ん。日本からすると中国、韓国、この法制度の研究者は結構いるのですが、それ以外はもうほとんどいないという状況です。そういうところから始まといふことであります。ですから、現地調査がかなり重要なになってきます。基礎情報の収集が問題になってくる。2番目に、その上でどの分野を支援するかということを決定することになります。3番目に、立法支援、助言型であるのか、起草型であるのかはともかくとして、そういう段階に入ります。立法だけでは絵に描いた餅になりますので、法曹育成が必要になりますし、その法曹育成に役立つ教材作成ということも必要になってきます。これが4段階目です。5段階目として、その教材作成支援の一環でもあります、裁判の実務の改善支援を行う。特に6番目として、判決作成に関して支援を行ってきた経緯がある。また、現実に本格的にはやっていませんけれども、7番目として判例や判決の公開に関する支援を考えられるでしょう。基本である本体の訴訟手続あるいは基本法、実体法ではなくてその代替手続を行っているADR、仲裁和解調停という支援もあります。最後に、執行・保全に関する問題、基本法だけではなくて、ほかに知的財産権とか他の特別法分野もあるでしょう。

実は、これはある1か国に対してやってきたものを並べたのではなくて、ベトナムでやりました、カンボジアでやりました、インドネシアでやりました、ラオスでやりましたというものを総合して整理して並べると、大体これだけの10項目が現われてくるわけであります。そうしますと、私の感覚では、これをやってきた、あるいはこれをやっていくときには、もうざっと20年から25年、四半世紀はかかるのではないかというのが素直なところであります。なぜかと言いますと、一度プロジェクト、例えばJICAのあるいは開発といった行為ですね、開発分野ではプロジェクト形式で3年ないし4年あるいは5年で決めますけれども、5年でそういう短い期間ではなかなかできないのです。もちろん支援分野を切り取って

どんどん継続していくのですけれども、これだけのことをやるだけでも四半世紀かかるのではないかと思うのです。

面白い話がありまして、2010年5月31日でありましたけれども、名古屋大学センター法、Center for Asian Legal Exchange、最近ようやく言えるようになりましたけれども、CALE(ケイル)でシンポジウムがありました。アフガニスタン法整備支援10年ということで、オーストラリアのベロニカ・ティラーさんが話しておりました。アフガニスタンの法整備支援10年ですから、ほかでは随分前からやっているわけですけれども、そのときにある研究所がアフガニスタンがシンガポールみたいになるのにはどれぐらいかかるのかという試算を出したらしいです。彼女が紹介したのは数百年かかる、あるいは1000年ぐらいだったと思いますけれども、そういうことを言っておりました。これは多分、後で議事録が出てくれば明確なところが分かる、つまりそう簡単にはいかないということです。簡単にはいかないのであれば、始めるとき、あるいは今実施しているときに日本側は支援者としては相当の覚悟を決めてやらなければいけないということにもなります。かといつてずるずるやってもいいということです。

急がば回れの発想ということも書いておりますけれども、カンボジアでは最初3年計画で民法と民訴を作ると言ったときに、他のドナーから随分長い、悠長だと批判されました。けれども、結局は施行されるまでどちらも10年ぐらいかかるわけですから、そこから法制度の運用となると更に10年ぐらいになるのではないかと。日本でボアソナードという人が有名ですけれども、日本に滞在した期間が23年間ありましたので、その間に多分いろんな方を教育したのだと思います。また、ADRというのも、あくまでも本体の裁判が信用ならないからADRも支援しましょうという文脈もあるけれども、あくまでもオールタナティブ(代替)でありまして、本体がしっかりとして

いないとADRで決まったことも執行できないということになってしまいますので、基礎の支援というのは重要なんだろうと思っております。

あとは駆け足でまいりますけれども、途上国から見ると支援は欲しいに決まっております。特に中毒症状になります。昔、森嶌先生は、法整備支援は麻薬のようなものだと仰いましたけれども、それは支援する側が面白すぎてなかなか抜けられないという意味と、相手もなかなか離してくれないという意味があります。後者のほうがありますので、相手がずっと続くわけでもないので、終わるときには、終わるにしても相手の自主性を尊重したほうがいいと。そうしますと、例えばベトナムを例にとりますと、先ほどJICAの図では螺旋状にありましたけれども、実はあの螺旋状は本当にそのまま螺旋状に行くかどうかはよく分からず、時々、元に戻るんですね。法律をやってみると、どんな本を読んでも1回で分かるわけではなくて、何回も読み直してあるいは周辺物を読んでようやく次のステップに行けるという遅々として進まないところがありますので、途上国にとってみればなおさらです。

ベトナムの場合には、2020年を目標にして政治局決議が出ておりますので、この段階を彼らが目指して着々とやっております。彼らにはそれ相応の能力がありますので、これをめどにしておくことは必要であろうと思います。日本側としても、そこに向けて徐々に、いつまでもこんな丸抱えの支援ではないですよというサインをどんどん発信していかなければいけないと思います。またJICA枠組みでもなかなか難しいかもしれませんけれども、コストシェアリングという発想があるわけですから、徐々に相手側にも相当の負担を持ってもらうように持ち掛けいかなければいけないと思っております。

そうなると、相手が自分で費用を出してでも日本の支援が欲しいと、あるいは日本と交流したいと思われるようなものを我々は持っていないといけないということです。じゃ、まるきりないかというとそ

うでもなくて、ベトナムの2つの例を挙げますと、ベトナムが2010年、最高裁判決が間違ったときにはどうするのだというようなことに関して、UNDPがセミナーを主催しました。そこでは英米法圏の専門家がパネリストになっていたときに、ベトナムが日本側からも参加者が欲しいと要望したと聞いております。昔では考えられませんでした。それほどベトナムは一応日本に注目しているわけです。

もう一つ、インドネシアですけれども、こちらも日本の裁判制度あるいは司法制度、裁判官教育に興味があるということで、自分たちが半分負担してでも法務省等を通じて、この法整備支援の中で活動していくたいというような要望が来ておりましたので、日本もそうまんざらでもない。現実に日本人も西洋に何十年間と研究に行って導入しているわけですけれども、その際には相手が受け入れてくれるからできるわけで、日本も、じゃ、途上国からこちらに来て学びたいといったときに受け入れる度量があるかと、あるいは受け入れる人材があるかということが多分問われるのだと思います。そういう意味で言いますと、まさに支援というのが終わったときに、本当に彼らが自分たちの費用で負担してでも日本に来たいと思われるようなことをやり、あるいはそういうものを提供していかなければならないだろうというふうに思っております。それで最後に、もう時間もありませんので、最近のこととしてお伝えしておきたいと思います。

実は、日本再生の基本戦略というのが昨年閣議決定されておりまして、そこで1項目として世界における日本のプレゼンスの強化という中に、インクルーシブな成長の基礎となる法制度整備支援の推進とあります。さらに、その内容は開発途上国における法のシェアの確立と社会経済の基盤整備を図り、成長を確実なものとするために法整備支援を推進するというふうに一応取り入れられました。以前、内閣官房のほうの海外経済協力会議で基本方針とか出ましたけれども、実はその海外経済協力会議は2011

年10月に廃止されておりまして、その基本方針が生きているのやら生きていないのやら分かりませんが、この最新の再生戦略では取り上げてもらったということを皆さんにお伝えしておきたいと思います。

インクルーシブとは何だと言うと、これはJICAのホームページですけれども、要するに全体が特定分野の1つに限らず、全体が恩恵を受けるようなダイナミックな開発という意味らしいです。包括的なという意味です。教育分野にいきますと、障害者にも及ぶようなという意味で使われているときもあります。こういう動きになります。実はこの再生戦略にはレジュメの項目の最後に書いてありますが、民法、債権法改正も取り上げられております。民法改正というと議論が噴出してとんでもないという人から、やるべきだろうという人といろいろあると思いますが、ここでご紹介したいのは、進めている内田貴先生が一般向けに、ちくま新書から出している新書版の本があります。全編、この法整備支援にも目を向けていますが、最後のほうにカンボジアの民法のことが書いてあります。構成、編立ては1つの参考になると、ちょっと遠慮した形で書かれております。このJICAあるいはここにお集まりの皆さんのが推進してくださったカンボジア支援が日本の改正にも影響してくるということでは、非常にいい形で説明されていると思います。もちろん民法改正に反対の人は、それはいい形ではないと言うかもしれませんけれども、その議論はさておきまして、法整備支援がこのように単に相手国のためではなくて、日本にも影響するであるからこそ、日本に学びたいと思うような支援をあるいは法制度を構築していくのが必要であろうというものが私の言いたいことです。

ちょっと時間をオーバーしましたけれども、以上で終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。(拍手)

質疑応答

【司会】 それでは、質疑応答に入ります。

森嶌先生お願いいたします。

【森嶌】森嶌でございます。ベトナムとカンボジアのJICAの法整備支援をやっております。

最初に、桑島さんのレポートにつきましてコメントをさせていただきます。

一般論、抽象論として、桑島さんのおっしゃったことについて何ら異存はございません。ただ観念的抽象論としてはこのとおりですけれども、実態としてはそうはうまくはいかないということで、今後の法整備支援との関係で、先ほどから山下さんがおっしゃったことに100%賛成ですので、これを含めて幾つかコメントをさせていただきたいと思います。

まず最初に、グッドガバナンスということですけれども、およそガバナンスとは何かということですが、これはアメリカにおけるガバナンスと、例えば現在のロシアのガバナンスとベトナムのガバナンスとは、それぞれ違うわけであります。端的に言うと、社会主義におけるガバナンスと日本のガバナンスとは違うわけでありますから、そこで、例えばアメリカのような統治機構を持ち込んで、これをやるのが民主主義であるといって法整備支援をすることにして、JICAが被支援国に対して支援をしないと言えば、これは相手国の主権に対する侵害になります。私は他の国の批判をするつもりはありませんけれども、そういう法整備を今まで他国でやってきたのは、これは植民地主義でありますから、少なくとも私はそういうことをしないことが自主性の尊重でありまして、そこでグッドガバナンスの中身は何かということを検討しておかなければ、グッドガバナンスを自主性を尊重してやっていくんだということ自体が論理矛盾になるわけです。

この点に関し、グッドガバナンスという言葉は、セマンティクスという学問によれば、言葉自体で情緒的反応を引き起こす言葉で、グッドガバナンスというだけで何かいいことをやっているみたいに思われますが、実はそれだけでは何を意味しているか決まっていないのです。それから、先ほどの山下さん

のおっしゃった日本再生の基本戦略における法整備支援について、1996年以来、法整備支援がともかくここまでこぎつけてきたことから、法整備支援というのはうまくいくものだということになっています。また、JICAの予算が橋1本造るくらいで法整備支援はいろんなことをやれるものですから、これは安上がりで評判もいいということで、日本再生のために役立つとされています。反省をしなきゃならない時期にあるにもかかわらず、安上がりで評判がいいから法整備支援を将来的に日本再生の基本戦略の中に入れることになっているのです。私は基本的にこういう発想が間違っているというのではなくて、ただ言葉でぽんと入れてこれでいいという神話を作ってはいけないという意味で、もう一度きっちり位置づけをした上でこれをやっていただきたいということあります。

次に、支援内容に関してです。山下さんは法務省におられるので、これまでのいきさつから法整備支援は法務省の管轄の範囲内のことを行ってきたわけですけれども、申し上げるまでもなく法体制は法務省の管轄だけでなく、先ほどの桑島さんの話もありましたように、経済領域ですと、経済産業省とか、国土交通省とかいろんな役所、分野があるわけですが、今まで、法務省の管轄である法文の一部だけをやらざるを得なかつたわけです。それしか日本のキャパシティがなかつたわけです。しかし、今後、日本再生の基本戦略といったときに、JICAとして、今まで通りに法務省とだけやっていいのかということもあります。基本的な考え方として、従来うまくいってきたことに抽象的な言葉をかぶせて、それで神話の上に乗っかつたのではいてはいけないのではないかということを申し上げたいと思います。

それから、法整備支援の基本方針というのがありました。スライドで言うと13ページですけれども、これも基本的には問題がありませんが、しかし、例えばここに書いていることは、これまでベトナム、そしてカンボジアで、私の自己評価では不完全なが

ら努力してやってきたことありますて、このことについては私が今年の1月1日号の学士会会報892号に書いてあります。タイトルとしては、「我が国による開発途上国の法整備支援」となっています。これはきちんとした論文ではなくて、一種の隨想みたいなものですけれども、この13ページに抽象的に書いてあるようなことを具体的に書いてあります。

それでは、この基本方針というのは、桑島さんのスライドのページがないのですけれども、JICAの法整備支援の系譜というスライドで書かれたラオス、中国、ウズベキスタン、モンゴル、東ティモール、ネパール、インドネシアでは、貫かれておられるのか。例えば、法典の教科書を出したという支援プロジェクトでは人材育成までやっているのか。この基本方針の中でどう位置づけておられるのか。どういう戦略でやっておられるのか。JICAとしてはきっちり位置づけておかなければならない。先ほどの関係で申しますと、最初のころのプロジェクトは我々のキャパシティからいって、法務省と民法の学者である私たちで出来る範囲のことをやってきました。今のところ法務省と最高裁、最高裁には法務省が三顧の礼でお願いして入ってもらっているのです。法務省も最初は人員、予算がつかないということで積極的ではなかったのですけれども、お願いをして入っていただいたのですが、やはり山下さんなど何人か通常のお役人とは違った方が一生懸命やってくださって、だんだんと作ってきたわけです。法整備支援はキャパシティの制約からかなり狭いところから始まっていますけれども、JICAが現に広げている風呂敷は我々の持っているキャパシティをはるかに超えているのではないかと懸念されます。そこでこういう基本方針と留意点、それからまた日本政府が出しているODAの基本方針を見て、現在展開している法整備支援プロジェクトをどう位置づけるのか、そして、また今までやってきたことはどのように位置づけられるのかということですね。それとの関係で言いますと、プロジェクト期間を切って被支援国が

自立したら支援プロジェクトを終了するというのですけれども、それでは、自立というのは何なのかという問題も、法整備とは何かということを考える上でしっかりとやっていかなければなりません。

その点で、ベトナムとカンボジアについて、スライドのページがよく見えないのですが、ベトナム法整備支援の展開、カンボジア法整備支援の展開、事例のところで出ているところです。これは桑島さんが実際にやりになったわけじゃないですから、桑島さんのご説明の中に幾つか事実上の誤りがあるのを非難するわけではありませんが、例えば、一橋の石川先生の経済政策支援の話に誤りがあります。ベトナムで新しい経済計画が始まったのは確かに95年かもしれません、実を申しますと私が鮎京君と一緒にベトナムに行って、グエン・ディン・ロックさんに頼まれていろいろなことを始めるよりも、前に一橋の石川先生がベトナム政府の支援をしておられたのですが、これも日本政府は直接関わっていません。石川先生は多分、一橋のお金か、自費でかやつておられたと思います。我々も自分でやっていて、後に経済使節団が行って初めて、我々の始まる段階で多分石川先生のプロジェクトも始まったのだと思います。ベトナム政府自身は、JICAのプロジェクトではありませんでしたけれども、いろいろ経済政策について、石川先生のアイデアを取り入れていて、その意味では石川先生は私よりはるかにベトナム政府に入り込んでいたのです。

これは桑島さんがご存じないのはやむを得ませんけれども、私が申し上げたいのは、ベトナム政府やカンボジア政府にニーズがあったにもかかわらず、日本政府はそれまで一体何をしていたのかということなのです。これは過去の話ですが、今後はやるべきことを、JICAというか外務省が、それに経済産業省やNEDOなど、そういう機関が総合的にどこから金が出るかというだけではなくて、相手国が全体としてインクルーシブグロース化する、インクルーシブかどうかはともかくとして、サステナブル・ディ

ベロップメントをするにはどのような支援をしていくのかということを、もっと戦略的に進めていくには、今後これらの支援機関の連絡会議をつくるべきではないかと考えています。その中で法整備をどう位置づけていくか。しかも法整備についても法務省がやっている法整備と他の機関との法整備の役割分担をどするのかということを検討しなければならない。私たちのやってきた法整備は全体のごく一部であったので、個々の事業を全体に統合していくかなければならない。私はこのことをJICAの佐藤さんに前から言っているのですけれども、JICAの法整備の戦略はまだ出てこないんですね。国の金を使ってやっているわけですから、統合的な戦略についてどんどんアイデアを出して、みんなで議論してやっていかなければならない。それこそ参加型で、早く法整備の戦略を作らねばなりません。その意味では言い過ぎかもしれませんけれども、グッドガバナンスができていないのは、今のところ法整備支援事業のガバナンスさえちゃんとできていないのではないかということを私は申し上げておきたいと思います。

次に、人材育成について申し上げます。先ほど、自立の問題に関してカンボジアの次のフェーズは人材育成だと桑島さんはおっしゃいました。民法の法典ができる、そして次の段階としてカンボジア人の法律家による法人登記の省令などのドラフティングのチームができたということでした。しかし、これも実は彼らがドラフティングができるようになったわけではなく、日本の長期専門家が作ったドラフトを検討しているのです。これまで、日本側がドラフティングをしたものを、向こうへ持つて行ってカンボジア側と一緒にディスカッションをしたり、ドラフトについて意見を聞いたのです。その過程で人材育成をしてきたわけですが、カンボジアの起草チームをまた日本に何回も招いて研修を行い、このようなメソドロジーで人材育成をしたわけです。これに対して、今のフェーズは向こうに長期専門家が3人行っていますので、その人たちが現地のチー

ムと一緒にになってドラフティングをして、それを日本に投げてきて、我々学者チームがそれをチェックするという形でやっています。

そこで、この次のフェーズですが、人材育成は、ドラフティングチームの人材育成ではなく、今度は裁判官の育成ということになっています。具体的にどうするのだということですが、JICAは人材育成という抽象的な言葉で済ませていますが、裁判官育成はドラフティングスキルの育成とは違います。

実際に担当しておられる方は、苦労しておられると思うのですけれども、JICA本部は、何をやれば何がどのように展開していくのかということを、抽象的なグッドガバナンスとか、サステナビリティとか、人材育成とかいう言葉でなくて、具体的に示す必要があります。被援助国それぞれがそれぞれの発展段階にあり、歴史的、政治的な背景がそれぞれ違うわけですから、そういうことをしつかり認識をした上でどのような方法でどこまで育成するのちう戦略をたてておかなければ、人材育成はきりがなくなってしまいます。

最近では我々学者グループはプランニングから外されており、今度どこどこが来ますから、何日からこういう研修をしますので、やってくださいと言われますけれども、JICAが我々を安い労働力として使うというのならそれはそれで結構ですけれども、我々の頭脳は多分JICAの頭脳よりも専門分野においては優れていると思いますので、特にストラタジックなプランニングをする場合には一緒にディスカッションをして、どういうふうにしていけばそれぞれの国にとってよりよいガバナンスに役立つかということを戦略的に検討することが必要でなかろうかと思います。

多少きついことを申しましたけれども、私は財政赤字を出している国の税金を使って、今苦しい立場にある途上国に対して支援をするというのならば、いろいろな知恵を集めるべきではないでしょうか。抽象的な言葉を使って、それを当てはめて神話の上

に乗ってやっていくという時期ではないと思います。以前からそういうことを私どもは考えてやってきたつもりですけれども、それを端的に今検事らしい言葉で言われたのは山下さんですので、終わりの言葉は山下さんの全面引用をいたしまして、終わりにいたします。ありがとうございました。

【桑島】森嶌先生にはいつも叱咤をいただきながら事業を実施しております。御説明が足りなかつたかもしれませんので、今後も先生方と御相談しつつ進めたいと思っておりますが、最後におっしゃったカンボジアの新規プロジェクトについては、裁判官の育成だけに集中したプロジェクトをやるということでは全くございません。民法、民事訴訟法、両方が運用段階に入りましたので、実務に関わる司法省の関係職員、そして裁判官、検察官、それから今回は民法を教える立場にあるプノンペン大学の法学部の先生方にも加わってもらい、実際に民法、民事訴訟法を運用していく上で、具体的にどういう問題が生じてくるのか、具体的な事例を挙げつつ議論をして、グループディスカッションの中で民法、民事訴訟法に対する体系的な理解を深めていこうと考えています。

それから、もう一つございます。

石川滋先生については、一橋大学の経費でもベトナムに研究にいらっしゃっていたというのは存じ上げております。ただし、JICAもベトナムの国別援助研究を93年から立ち上げました。ベトナム国の開発の現状と課題をどう見るのか、そしてそれに対して包括的な視点から援助にどう取り組むべきかについて、石川先生をヘッドとする研究会を立ち上げ、2年かけて、さまざまな調査・分析と議論をいたしました。実はそれが基で、研究会の分析と提言内容を聞いたベトナム側指導者から、ぜひ日本に政策支援をしてほしいというお話になって、石川プロジェクト（ベトナム国市場経済化支援開発調査）に至ったという経緯があります。この国別研究という仕組みは88年に、マルコス後のフィリピンに対する援助の

あり方を包括的に考えるために始めたスキームでありまして、この分析と提言が外務省の国別援助計画のもとになり、JICAのアナリティカル・ワークなどにも発展してきております。

あともう一点、申し上げます。

法制度整備支援は、法務省とご一緒に実施する分野がたいへん重要ですが、例えば、知財法ができて、それを動かすとなりますと、今度は経産省・特許庁の協力を頂いて、特許審査官の育成や、特許情報の検索システムをどう構築して動かしていくか、こういった分野も重要になります。投資法も制度を実際に動かす投資促進庁等の能力をどう強化していくか、許認可の制度を動かす人々の人材育成をどう強化していくか、これらも重要であります。さらには、税関や税務の制度も重要です。そういうものを包括的にとらえた法制度整備支援が必要ではないかと考えております。「海外経済協力会議」は廃止されましたが、同会議の打ち出した法制度整備の基本方針では、そういった幅広い見地からオールジャパンで取り組む法整備支援がまとめられておりましたので、付言させていただきました。

【森嶌】 言い過ぎであれば申しわけありません。お詫びいたします。

【山下】私は法務省に属していますので、別に法務省だけがやろうとは思っていませんで、むしろ広げたいぐらいであります。それは行政法を管轄している総務省であるとか、あるいは経産省であるとか、財務省であるとか。知財の関連でいきますと知財の支援を経産省関連でやりますけれども、結局最後に解決するときに、紛争になったときに裁判官もその知識がないといけないということで、インドネシアでは現に経産省がプロジェクトを立てるときに裁判官の研修を取り込んであります。裁判官のところはうちを経由で協力しましょうねというふうに広がっているのも事実であります。

要するに、日本側の人材がいて初めてできるというところがありまして、内向きになっている日本全

体のところをむしろ、しかも西洋だけではなくてアジアを見るようにして広げていらければなと。私は法務省の代表者ではありませんけれども、そう思っております。

【司会】 ありがとうございました。

東京会場のほうで何か質問ございませんでしょうか。

【松川(東京)】はい、東京会場の松川ですけれども、今のところ特にご質問はないです。ただ東京会場には、先ほどから話題に出ております他省庁の方もいらっしゃいますし、弁護士ですか、学者の方ですか、まさにオールジャパンにふさわしい方、そういうメンバーの方々が聞いておられますので、また午後、質問させていただこうと思っております。今のところは特にございません。

【司会】 はい、わかりました。

【山下】法整備支援、最近いろんなところで取り上げられておりまして、先日、NHKの暮らしの中の解説というところで放送されたこともあります。その再放送というか同じ内容だと思いますけれども、もし時間があって見られるなら、月曜日の5時25分からNHKBSで取り上げられますので御覧になってください。1月23日と言えば旧正月、ベトナムではテト、中国では春節ですので、正月番組として楽しんでいただければ幸いです。

【司会】 それでは、これをもちまして午前の部を終了いたします。(拍手)

(休憩)

【司会】皆様、これより午後の部を開始いたします。

初めに、本日のゲストスピーカーを皆様に御紹介いたします。

お一人目は、アメリカ国際開発庁スター・プロジェクト主任法律顧問のジョン・ベントレー氏です。ベントレー氏は、長年、UNDPやUSAIDの法律顧問として、ベトナムにおける法整備支援に大きく貢献されています。

本日は、「ベトナム商法改正(2000年～2011年)と

効果的な法整備支援モデルとしてのUSAID・STARベトナムプロジェクト+出口戦略の展望」について、パワーポイントを使用して講演をしていただきます。

皆様のお手元には、パワーポイント配付資料のほか、STARプロジェクトのファイナルレポート2通とアニュアルレポート1通を用意しておりますので、御参照ください。

それでは、ベントレー様、よろしくお願ひいたします。

特別講演1

アメリカ国際開発庁(USAID) STARベトナムプロジェクト主任法律顧問

ジョン・ベントレー

○ベントレー(日訳)：コンニチワ！ 皆様、午後のセミナーへの参加ありがとうございます。ベトナムでは、昼食後には参加者が控えめに言っても半減するため、昼食後の講演は鬼門となっています。



ベントレー氏

まず、法務省法務総合研究所国際協力部に対し、今回日本に御招待頂いたこと及びその極めて有能なスタッフの方々による手厚い御尽力に感謝申し上げます。この地球にあって、日本はユニークかつ卓越した文明を有する、偉大で美しい国です。それ故に、今回御招待頂いたことは私にとって大いなる名譽・恩恵とするところです。私は、過去にも日本に来たことがあります。1963年から1965年までの2年間を、北海道の米陸軍駐屯地で過ごし、その間日本中をあ

ちこち旅しました。今日こうして日本に戻って来ることができ、大変嬉しく思っております。

(スライド1)さて先ほど江藤さんの御紹介にございましたように、只今から効果的な法整備支援の実施及び出口戦略とは何か、という命題に対する一つのモデルとして「STARベトナムプロジェクト」についてお話し致します。基本的に、私の話の内容は五つに大別できます。1番目はSTARプロジェクトの背景についてです。2番目は、法分野における技術支援モデルとしてのSTARプロジェクトの諸要素。3番目に、10年以上にわたるプロジェクトの結果・成果。4番目は将来計画。そして、5番目が援助から協力への出口戦略を決定することです。

皆様のお手元には、2010年に終了した第2次STARプロジェクトの最終報告書、現行のSTARプロジェクト「STARプラス」第1事業年度報告書、2007年に終了した第1次STARプロジェクトの簡易版最終報告書が配られていると思います。

ある意味では、第1次及び第2次STARプロジェクトの報告書中、最も重要なものはその付録にあります。何故かと言うと、その付録の中には、基本的に我々が自ら実施したワークショップにおいて取り組んできた全ての法律・法令、刊行した全ての参考文献及び実施した全視察団の一覧が記載されているからです。それらの資料が、いつかある時期に、皆様の参考になるかもしれません。

さらに一言言わせて頂きますと、このセミナーは皆様のためのセミナーですので、もし何か不明な点があつて御質問なさりたい場合は、我々に分かるよういつでもどうぞ御遠慮なく挙手を御願いします。

(スライド2)ではこれから、パワーポイントを使って御説明したいと思います。まず、STARプロジェクトの背景についてです。1986年以降今日に至るまで、ベトナムにおいて法制改革を推進してきた根幹政策のことをドイモイ政策と言います。この「ドイモイ」という言葉は、刷新という意味です。これらの諸政策は、中央集権的計画経済から社会主義市場

経済への移行を意図したものです。1992年改正憲法は（ベトナムに）法治国家たることを要求し、また1986年以前には存在しなかった民間事業を行う権利、さらには現在のグローバル経済に向けての国際的経済統合といった夥しい数の個人の権利を生み出すこととなりました。我々、スタープロジェクト従事者は、これらドイモイ政策の3改革全てに取り組んで参りましたが、それでも経済統合こそ我々がベトナムに駐在する最大の理由であると言えます。

(スライド3)ここに、我々の各支援対象及び当該支援対象が基本的に次の4点である理由についても記されています。すなわち、①ベトナムの各国家機関による2001年調印のBTA（米越二国間通商協定）の履行への援助、②2007年のベトナムWTO加盟以降のWTO加盟公約の履行援助（2007年以前にも、我々はベトナムがWTO加盟要件を満たすための援助を継続しておりましたが）、③米越貿易投資枠組協定の履行援助、④環太平洋パートナーシップ自由貿易協定交渉の促進、の4点です。

御存じのことと思いますが、PPT（環太平洋パートナーシップ協定）には既にブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールの四カ国が加盟しています。また現在、アメリカ、オーストラリア、ペルー及びベトナムが協定変更や新規加盟を交渉中です。日本もまた、この交渉への参加を検討中と聞き及んでおります。

(スライド4)御覧のように、WTO加盟の義務事項は我々のいわゆる「作業計画」の重要な部分でありますし、またWTOの諸協定自体がその起点・情報源となっています。WTOの各ウェブサイトは総数60種、約500ページに及ぶ膨大なものですが、主たるもののは16個の協定です。WTOアンブレラ（包括）協定と、当該包括協定の付属文書に含まれている16個の協定ですね。以前は17個だったのですが、繊維協定が2005年に廃止されました。

これらの諸協定中、有名なものを挙げますと、言うまでもなく1994-1947年の「関税と貿易に関する一

般協定」，「国際知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）」，「サービス貿易に関する一般協定（GATT協定）」及び「貿易に関する投資措置に関する協定（TRIM協定）」がございます。

これら諸協定に加えて，ベトナムには「ベトナムのWTO加盟に関する調査委員会」の報告書中に示されているベトナム固有の加盟公約があります。この公約は3つの構成部に大別されます。第1部は，番号を振った528項目から成る本論で，142ページを超える分量があります。この内17項目が，ベトナム行った具体的な公約で，当該調査委員会が書き留めたものです。次に第2部ですが，これは貿易，商品，関税譲許に関するWTO公約の実施予定です。第3部は，ベトナムの貿易・サービスに関する具体的な公約が記されています。

（スライド5，6）2006年11月に，WTO加盟議定書がベトナム国会で承認されました。当該議定書の第2項では，WTOアンブレラ（包括）協定の部に70もの公約項目が盛り込まれ，その結果として，2007年1月のWTO加盟後，ベトナムを法的に拘束しています。議定書に関する第5項の内容は，貿易と商品についての実施予定表，貿易と商品についての具体的な公約，1994年のGATT協定の一部及び貿易・サービスに関する具体的な公約の実施予定表，またベトナム側の表現に対応するGATT協定の一部という構成になっています。

（スライド7）私たちのプロジェクトを御理解いただくためには，BTA（二国間通商協定）について知つていただく必要があります。2001年の施行以降，BTA協定は多くの専門家によって「これまで二カ国が締結した協定のうちで最も複雑な双務貿易協定」と評されて参りました。その理由は，各二国間協定あるいは多くのWTOでは，7章中5章がWTO協定の主要条項を踏襲しているからです。貿易と商品に関する第1章は，GATT協定に酷似しています。知的財産権に関する第2章については，殆ど一字一句

TRIPS協定と同じです。貿易とサービスに関する第3章は，内容・形式共にGATT協定と極めてよく似ています。また，投資関係の発展に関する第4章は，WTO協定とTRIM協定の全てを盛り込み，ベトナムに対して当該諸条項を5年以内に満たすよう要求しています。

加えて同章では，投資紛争解決及び国営化に対する投資保護に関する広範囲の諸条項を定めています。さらにまた，当該BTA協定の調印日に，ベトナムとアメリカは付帯協定を締結し，これによってベトナムはその投資ライセンス制度について，評価制から登録制に移行する改革を行う旨同意しました。この付帯事項は参考事項として明示され，当該BTA協定の一部として組み込まれることになりました。

このような結果，当該BTA協定は，ベトナム法制下の法律要件に何百という義務を課すこととなりました。紛争解決についてだけでも162の要件がありますし，また同様に，貿易，商品，サービス，知的財産権保護，投資，等の制度の大改革など枚挙に暇がありません。BTA協定は，基本的にWTOの要件の70%が法及び制度改革に関するものだという専門家もいます。いずれにせよこのBTA協定は，ベトナムのWTO加盟への大きな足掛かりとなりました。これは，ベトナムの公報で公告されたものです。旧米越友好通商協定が3～5ページの長さであったのに比べ，このBTA協定は約100ページもの長さになってています。

（スライド8）ここで留意すべき重要なことは，ベトナムにとってBTA協定やWTO加盟公約は条約義務であるということです。ベトナムの法律下にあって，条約の条項が抵触するベトナム国内法の諸条項の上位に立つ，つまり優先されるわけです。

（スライド9，10）さて，BTA協定の交渉中，その余りの複雑さに，ベトナム政府はアメリカ政府に対し，ベトナム国家機関によるBTA協定義務の履行を手助けする法技術支援を要請しました。その結果，2001年10月，BTA協定の施行より以前に，合衆国国

際開発庁（USAID）によってSTARプロジェクトが設立されたのです。

(スライド11) ところで、STARとは何でしょうか？何の略語と思われますか？これは、苦し紛れに貿易促進支援（Support for Trade Acceleration）の頭文字を当てた略語です。元々は、「貿易と改革への支援（Support for Trade And Reform）」だったのですが、彼の地のベトナム人は「改革（Reform）」という言葉が気に入りませんでした。そこで、我々は名称を変更しました。もっとも、彼らは「STAR」という名称についてはそのまま使用することを希望しました。そこで、まあ何とか上記のように折り合いをつけたというところです。

(スライド12) 次の私の話から、法整備支援のモデルとしてのSTARプロジェクトの重要な要素が分かりります。

最初の重要な要素は「監督」です。我々は首相決定によって設立された上級省庁運営委員会の監督下にあるということです。現在では、司法省副長官が同委員会の議長を務めています。それ以前は政府官房副長官が議長でした。それに加えて、商工省、もちろん公安省、計画投資省、等々の主要省庁所属の委員である上級官僚達がいます。

(スライド13) STARプロジェクトの二番目の重要な要素としては、我々のプロジェクトが需要対応型のプロジェクトであるということです。すなわち、何らかの事案の所轄官庁に実施を要請された時だけ、STARプロジェクトは実施されます。このことは、上級省庁運営委員会も認めております。投入と成果、あるいはその投入と成果を実現する予定表等について詳細に規定するプロジェクト文書などありません。

(スライド14, 15) 3番目の重要な要素は、STARプロジェクトを差別化している要素は、我々にはあらかじめ割り当てられたベトナム側担当機関がない、ということです。そこで、いかなる政府省庁、あるいはベトナムの中央・地方政府であれ、いつでも要請を出せますし、それがWTO・BTA協定の実施・説

明と合理的な関連性を持っていれば、上級省庁運営委員会も承認します。

我々のベトナム側担当機関は、実際にはどこなのかと言いますと、2001年以降これまで、上級省庁運営委員会は我々STARプロジェクトに60以上のベトナム政府機関の連携先を割り当ててきました。内訳は、最高人民法院、最高人民検察院、政府官房室、政府検査委員会及び法律、司法、経済、財務、予算、外務、科学技術に関する主要国会委員会等があります。また司法省等の大半の中央省庁と、関税・租税管轄部署を含めた多くの一般部局が、合計18部門ありました。現在では、20以上の地方人民委員会と連携作業をしております。

(スライド16) 4番目の重要な要素として、我々の作業範囲は基本的に多くのWTO・BTA協定関連の法制改革要件によって定められているということがあります。とは言え、STARプロジェクトの法技術支援（TA）はいつもWTO・BTA協定の要件の摘要を越えてしまい、例えば、契約を強化し取引を守る効果的な法律というような最善の国際的慣行に基づいて、我々が市場経済・民間企業発展の促進のために追い求めている法律に関係した法改革にまで及んでしまいます。ちなみに、私共の報告書の付属文書を見て頂きますと、我々が取り組んできたそのような法律の全てが御覧になれます。

(スライド17, 18) 5番目の重要な要素としては、USAIDによる投資及び、アメリカ人・ベトナム人法律専門家から成る極めて強力な現地常駐チームが挙げられます。このプロ中のプロ達によって、STARプロジェクトは、ベトナム政府機関の要請があればこれに柔軟かつ迅速に対応します。同様に、知的財産権法や法規範性文書等の重要な法改革の中・長期法技術支援を提供しています。さらに、STARプロジェクトには契約協力会社や短期契約のエキスパートもいます。私が思うに、これはある意味ではJICAのプロジェクトと共に特徴でありまして、JICAもまた海外在住の法律専門家、弁護士、

裁判官、検察官、業務調整員等を含めた極めて強力な現地常駐チームを構成しています。

スライド18はスタッフを示しています。16人のスタッフのうち3人はアメリカの専門家で、うち2人は弁護士です。13人のベトナム人スタッフがおり、うち弁護士4名、法学教授1名、経済専門家1名、事務担当2名、経理担当1名、そして、プロジェクトの副責任者はベトナム人です。

加えて、業務委託先として、ベトナムの有名法律事務所であるLEADCO、涉外法律事務所のベッカー＆マッケンジー、これはホーチミンとハノイに事務所があります、国際的監査法人のKPMG、ワシントンの米越貿易委員会があります。

これらの協力により、ベトナム側カウンターパートの要求に応えることができます。

さらに、たくさんのハイクオリティなベトナム人及び外国人の短期専門家がいます。ハーバード大学、サンフランシスコ大学、及びその他の大学からの教授、さらに、ワシントンの連邦巡回区控訴裁判所の著名な裁判官、弁護士及び既に述べた各連邦機関、それにカリフォルニア行政法局やその他の地方機関と言った各州機関の当局者を迎えてきました。サンフランシスコ出身のある郡保安官は、STARプロジェクトの判決執行に関するチーフ・アドバイザーを務めています。

(スライド19) 6番目の要素は、STARプロジェクトの資金を活用するための「援助国及びアメリカ合衆国機関協力」です。これに基づいて、我々は、JICA、UNDP（国連開発計画）、DANIDA（デンマーク国際開発事業団）、EU、それにアメリカ特許庁、証券取引委員会、連邦取引委員会、連邦裁判所、連邦登記局、さらに司法省、財務省、農務省及びNGO諸団体を含む多くのアメリカの機関による他の援助プロジェクトに協力して参りました。それぞれの機関がベトナムで使う資金を入手でき、我々もまたそのお手伝いが出来て嬉しく思います。また我々STARプロジェクトも、シンガポール政府、香港市庁、各大

学、ジュネーブのITC（国際取引委員会）等の他の情報源から、無料で専門知識や法技術支援を頂きました。その結果、我々は長年に渡ってUSAID資金に100万ドルばかり補充することができました。

(スライド20) 7番目の要素として極めて重要なのは、STARプロジェクトが独立した、客観的な、専門的な支援を行っている事、またそのように見られていることをより確実なものとすることです。アメリカ・ベトナム両政府は基本的に、STARプロジェクトと、BTA・WTO協定実施を監視し条約交渉を行う政府間プロセスとの間に、一種のファイアウォールを設けています。従ってSTARプロジェクトには、WTO協定の実施や条約交渉に関して何の役割もありません。JICAがそのプロジェクト中に体験するように、我々STARプロジェクトもしばしば作業中に、機密の草案や法律案を受け取ることがあります。そのような機密文書を、我々がアメリカ政府に提供するようなことはありません。アメリカ政府は、可能であれば自らのルートを使ってそのような草案を入手するでしょう。STARプロジェクトが、アメリカ政府の政策、優先度、あるいはアメリカ法制度に有利な影響を及ぼす法技術支援を要求されるようなことは決してありません。STARプロジェクトは、独立した、客観的な、専門的な助言を提供するだけです。

(スライド21) 我々の技術支援の特性は、皆様の技術支援の特性と似かよっていくように思います。草案については初期草案の段階から最終段階まで、我々は法律の発展の各段階で支援を行います。我々の支援には、複数の草案に対する詳細な法的分析及び見解の提供、政策研究会や研修ワークショップ、参考資料、調査報告書及び戦略的に選択された国内外への視察団派遣、等が含まれます。それぞれの課題について、我々は少なくともSTARプロジェクト所属の海外在住弁護士1名及びベトナム人の法律専門家1名から成るチームを作ります。さらに、我々の契約協力会社である外国籍の国際的な在ベトナム

法律事務所や、高度な能力を持つ短期法技術アドバイザーを付けて、各課題を補完します。

基本的にこのようなチームを通して、我々は世界レベルにある国際的専門性と、制度的・政治的状況下にあるベトナムの法政策に関する極めて確実かつ現場に即した知識を統合できるのです。広い範囲でステークホルダーや政府高官関係者からフィードバックをもらい、また政策決定者間の合意を形成するために、我々は何百もの政策ワークショップやセミナーを援助してきました。

(スライド22) 2001年から2011年にかけての10年に渡る成果として、我々はベトナム側カウンターパートである政府機関に172の法律や重要な法令・規則について広範囲に渡る助言や支援を行い、そのうち、約130の法規が承認されました。また、幾つかの法案が現在審議中です。我々はまた、延べ34,000人の公務員、裁判官、弁護士及び実業家のために、500種のワークショップと研修コースを開催しました。さらに、延べ85,000ページに及ぶ参考資料を刊行・配布致しました。また、我々は358人の上級政策決定者を対象として、48回の国内・外視察団を送り出しました。ある意味では、おそらく我々の最も重要な業務は、最高人民裁判所や政府官房室公報部のような国家機関による、法律及び規則の公告や、(願わくは)判決文の公開のためのウェブサイト・ポータルサイト開設を支援したことでしょう。

全般的に見れば、これら成果はベトナム政府・国会による非常に大きな業績と思いますし、STARプロジェクトとしても、その業績の一端を担えたことを誇りに思っております。前にお話しましたように、STARプロジェクト1の付属文書及びSTARプロジェクト2の報告書を御覧になれば、その詳細が全て載っております。

(スライド23) さて、この10年間に渡るSTARプロジェクトや、JICA、UNDP、その他の援助国の法技術支援を包括的に眺めると、ベトナムは実質的に、商業・金融取引及び紛争に影響を及ぼす各法律を殆

ど全て制定・改正致しました。商法と民法については、契約の締結・強化の規則を統一、合理化、近代化させるために数か所修正される例がありました。また、JICAがそのプロジェクトで取り組んだベトナム最初の民事訴訟法が公布されました。告訴に関する法改正により、今ではどのレベルであれ、最終行政決定を裁判所に控訴することが可能となりました。

(スライド24) ベンチャービジネスや投資のような特定分野では、これまで個別の法制であった会社法と企業法が、外国・国内の投資に対する最初の共通法制度を制定するため、またWTO・BTA協定の国内取扱い要件を満たすために統一されました。最初の証券法が制定され、また有価証券投資の奨励・規制のために定められた法的資格、規制の枠組み及び銀行業、電気通信業、流通等の特定分野での資格が、この期間に定められました。

(スライド25、26) 我々にとって非常に重要な事案は、知的財産権の保護でした。我々は、商業規模の著作権・商標に対する意図的な海賊行為を刑事犯罪と規定する、最初の知的財産権法の整備及び刑法改正を支援しました。それに加えて、執行者、裁判官、検察官等を対象とした数多くの研修を実施しました。さらに、累犯者の特定を可能にするデータベースが付属した知的財産権執行のウェブサイト開設を支援しました。

我々の業務で最も重要な部分は、権利者自身と連携した自力執行権でした。ベトナム人権利者と関係業界が自身の権利を守るために的財産権協会を設立し、執行者に働きかけ、訴訟を起こし、一般大衆の意識を喚起させたのです。その結果、海賊行為が2005年の90%から2010年の83%と減少し、些かではあっても意義深い知的財産権保護の改善が見られました。知的財産権執行は向上しつつあり、ベトナム政府も具体的な行動を取っています。つい最近、我々はベトナム政府と共同で、具体的な知的財産権保護対策として特別班を編成し、また税関研修を実施しました。

(スライド27, 28) 我々の最重要分野の一つは、法
治主義における透明性でした。そこで、2002年に我々
は司法省、法制委員会、及び国会と連携して、法規
規範文書公布法を改正し、法律が施行・発効される
までに当該法律を官報で公告するようにしました。
以前は、官報に掲載されるされないに関わらず、政
府規則は大臣署名の15日後に発効となっていました。
これが2002年に改正され、「官報に掲載されてから
15日後」となりました。

この結果、その後の5年間で、官報の発行が2002
年の66件から飛躍的に増加しました。ここで説明し
ておく必要があるかと思いますが、以前は、未だに
私も分からぬ何らかの理由で、官報のページ数が
70ページ以内に制限されていました。その66件が、
一年間で殆ど4倍近い234件に増え、2007年には961
件となりました。1500%の増加です。

この結果を踏まえて我々は作業を開始し、多くの
掲載がより速くより簡単にできるオンライン官報で
ある電子官報システムの開発に、政府官房室を当た
らせました。ソフト開発契約を結び、料金を支払い
ました。中央レベルの官報以外にも、我々は25の省
と協力して各省独自の電子官報システムを開発しま
した。この25省の内、18省が既にシステムを立ち上
げていて、その先陣を切ったホーチミン市は2009年
3月に電子官報システムをスタートさせました。その
後2、3か月の内に、彼らは紙媒体による発行を
全て放棄し、代わりにインターネット上で公表しま
した。すると、彼らのウェブサイトは毎月何千もの
ヒットを得ました。驚きでしょう？

その後2008年に、特定の義務、ベトナムに課された
義務の一つによって、法規規範文書公布法の改正
が行われました。1996年の旧法は2008年改正法に置
き換えられ、さらに、全ての事案に関する法案に対
する60日の法定意見公募期間が、要件として盛り込
まれました。加えて2008年法は、ベトナムの全ての
法規の成文化の要件を採り入れました。

2008年改正以前にも、我々は2003年にVCCI（ベト

ナム商工会議所）と連携して、VCCI が入手し得る
法案について意見を交わすオンライン・フォーラム
を開設しました。2009年には、オンライン・ネット
ワークの拡張を支援しました。また、2002年から2009
年にかけての、最高司法評議会の決定の初めての公
表を支援しました。前述のように、我々はさらに、
最高人民裁判所のポータルサイト開設の手助けをし
ました。このポータルサイトの目的の一つは、最高
人民裁判所のみならず、全レベルの裁判所の決定を
公開することにあります。

我々はまた、税関と連携して現行の関税、規則及
び指針を含めたオンライン関税データベースを開設
しました。企業がこのウェブページを見て、現行関
税を知ることが出来たようになったという点で、こ
れは重要なことでした。現行関税を算定するために、
山ほどの法規規範文書を検索せずとも、このウェブ
ページさえ見ればちゃんと記されているのですから。

(スライド29) 技術関連法についても、我々は多く
の業務をして参りました。ここに、その幾つかの事
例が書かれています。規格、度量衡、食品安全、等々
に関する法律です。

(スライド30) それと、数多くの能力育成計画や研
修を実施してきました。既に述べたように、STAR
プロジェクトは、WTO・BTA協定の要件に対応する
ため、何千人の政府職員、実業家、裁判官、弁護
士を対象にして500回以上のワークショップを実施
しました。それに加えて、一旦新法が議会を通過し、
我々は度々研修コースを設け、施行機関とその職員
を支援し、また、例を挙げれば、2008年法規規範文
書公布法や法定意見公募期間の要件の遵守を迫られる
各省庁のためにも研修を行います。

さらに、既に申し上げたように、他の国々がどの
ようない事案を処理しているかを関係職員が直に学べ
るように、アメリカだけでなく、マレーシア、シン
ガポール、ニュージーランド、香港、中国等のアジ
ア各国に、延べ48の視察団を送り出しました。また、
地方の各省が類似の事案をどのように対処している

かを知るために、ベトナム国内へも視察団を送りました。

(スライド31) さて、研修と教育に関する現在の業務についてですが、我々は初めてハノイ法科大学と協力して、法学士向け及び国際貿易法学習の新カリキュラムを作成することになったからです。また、初めて司法学院のために技術とカリキュラムを構築しているのです。過去数年、我々は政治・行政能力開発研修の指導者達のために、ホーチミン学院と協力してきました。これについては後ほどもう少しお話しますが、我々はこれからも、新法を執行する様々な省のために研修を実施し続ける所存です。

(スライド32) さて、STARプロジェクトは成功した法改革プロジェクトであると我々は自負しております。成功要因は、その1、改革と自由化に向けての党と政府の政治的意図及び関与が最も重要な要因でした。ベトナムは、BTA協定及びWTO協定下の義務を極めて真剣に果たしていました。さらにまた、一つの成功要因としては、前に述べましたSTARプロジェクトの7つの重要な要素、それと、STARプロジェクトのベトナム側各担当機関との10年以上に渡る年月で育まれた相互の信頼・敬意です。この相互の信頼・敬意は、JICAのハノイでの法制度改悪プロジェクトの場合も同様であろうと思っております。

(スライド33, 34) ところで、我々は基本的にBTA(二国間通商協定) 下のベトナムの要件について議論してきました。では、アメリカはどうなでしょうか? アメリカは1995年のWTO加盟時、加盟義務を遵守するため、自身の各法律の内800の条項を改正する立場になりました。従って、アメリカは既にBTA協定下の当該要件を満たしているのです。しかしながら、BTA協定はアメリカに対しても、決定的に重要な行動を取るよう要求しました。アメリカは最恵国待遇及び通常通商関係の地位をベトナムに付与し、その実際的な効果としては、ベトナムからの輸出に課すアメリカの関税が平均40%から4%に引き下げられました。

これによって、アメリカ市場は効果的にベトナムからの輸出に開放され、その結果、ベトナムから輸出は2001年度の11億ドルから2011年度の180億ドルと飛躍的に増大、1,500%の増加となりました。ベトナムの輸出にとって、アメリカは最大の遠方市場になったのです。これは、農業が殆ど89%を閉めていたベトナム経済が、その豊富で安い労働力による比較優位に立脚した製造業経済に概ね変化したこと意味します。さてアメリカの輸出も、この期間に、2001年度の4.6億ドルから2011年度の42億ドルに増加しました。増加率800%です。アメリカにとって、ベトナムとの貿易で巨額の貿易赤字を出しているわけですが、まあこれはひとまず良しとしましょう。

(スライド35) 将来の計画について。そうですね、将来はもっと貿易自由化や、現在米越間で交渉が行われている二国間投資協定、それと先ほど申し上げたTPP自由貿易協定が進展することを期待します。実際のところ、STARプロジェクトの活動の焦点は、法改正支援から法執行及びその能力育成へと、既に大きくシフトしています。我々は、ベトナムの法制度に影響を及ぼすこのような体系的事案に取り組みたいと思っています。例えば成文化。我々は司法省、法制委員会による成文化に関する政令への取組を支援しました。付け加えると、法務総合研究所国際協力部は、草案作成訓練や有効性、法学教育等々を実施しています。

さらにまた、我々はベトナム商工会議所と協力して、各省の有効性と効率についてランク付けをしました。その一つは、ほんの数週間前に発足したばかりで、我々としてはそれが良く競合する省庁に拍車をかけることを願っています。次年度のランク付けのうちの一つは、ほんの数週間前に始まったばかりですが、我々としてはこの試みが省庁のより良い競争に拍車をかけることを願っています。

(スライド36, 37, 38) ここで、出口戦略についてお話しします。我々は、ここからどのように出て行くべきか? 最初の明白な問題は「いつ出ていくべき

か？」です。これは実際には、援助国・被援助国双方の目標、優先度及び資源・財源の問題なのです。それ故に、明白な退出時とは「全ての目標が達成された時」となります。例えば、司法の独立が確立されること、法の支配が適切であること、貿易や投資もうまく行くことなどです。もうしそうでなかったら、ドナーが幾つかの重要目標を持っていても、その目標がいつまでたっても達成できていない、あるいは達成できそうにないという事例を、皆さんも見聞きしたことがあるはずですね。その場合、以後も多大な資金を引き出し続ける理由はありません。出口の時期です。

あるいはまた、当該目標がもはや適切ではなくなった、または援助国または被援助国にとって優先対象ではなくなった、ということがあります。政府が代われば、優先度も変わる。例えばもし来年、米議会で共和党員が大統領に就いたら、アメリカの予算は大幅にカットされることが予想されます。起こり得ることです。そうなるだろう、とは言っています。ただ、起こり得ることです。

さて三番目には、被援助国自身が既に援助国の優先対象ではなくなる、ということがあります。ですから、例えばスエーデンのSIDAプロジェクトは、「ベトナムは、もはや被援助国を卒業した。他にも、ベトナム以上に援助を必要としている国がある」と判断したのです。一方、アメリカにとって、ベトナムは極めて優先度の高い国です。アメリカの貿易の代表者にとって、ベトナムは東南アジアの中で最も重要な国です。これは、ある意味では米越貿易の増大によりますが、しかしそれだけではなく、アメリカは「ベトナムはきっと将来の貿易交渉の良きパートナー、良き同盟国になる」と信じているからです。例えベトナムが「中の下」の所得水準から、「の中」あるいは「中の上」の所得水準にまで上がった後も、透明な法治制度を達成するまで、アメリカは支援し続けているだろうと思いますね。あり得ることです。

さて、「いつ出でいくべきか？」より重要ではなくても、同じ程度には重要な問題として、「どのように出でいくべきか？」、「どのように協力に移行すべきか？」という事があります。

我々の答えはこうです。1996年あるいは2001年の（まあ何年であっても構わないのですが）法整備プロジェクトの初日から、持続可能性の構築を始めなければなりません。皆さんには、その持続可能性の構築法をよく御存じと思います。我々は、ベトナムの人々に道具を供与します。彼らはその道具を長く使うことができるのです。我々は、被援助国が法制度を制定して、例えば、①ある条項の発効・廃止の時期を明確に定める成文化のような構造問題や、②研修指導員及び研修指導員の指導員の養成問題、③比較法やPIP（公共投資プログラム）などの法関連調査を実施し得る能力育成問題、④援助国・被援助国双方の各政府機関、大学、NGO間の持続可能な協力関係の構築問題等に取り組むのを援助することができます。

それこそが、我々の為し得る最も重要な事柄の一つではないでしょうか。これについて、日本は極めて優れた仕事をされていると思います。我々STARプロジェクトも非常に良い成果を上げていると思います。我々はある研究組織に声をかけて、我々のプロジェクト終了後も継続される協力関係の構築を試みてみるつもりです。皆様もまた、そのような協力関係を制度化することにより、また年次・半年次総会や会議を開催して、学者、監督機関の職員、裁判官、実務研修生、等の定期的な交流・交換を図ることによって、個々の人物への依存、人頼みという状況を回避したいと願われています。すれば、これこそ皆様全員が待ち望んでこられたもの一つです。

何か質問はございますか？

ご静聴ありがとうございました。（拍手）

質疑応答

【司会】ベントレー様、ありがとうございました。それでは、引き続き、質疑応答に入らせていただきます。

それではまず大阪会場から質問を受け付けます。大阪会場で質問のある方は挙手をお願いいたします。

山田様、どうぞ。

【山田】非常に興味深い御発表、ありがとうございました。JETROアジア経済研究所の山田美和と申します。お尋ねしたい質問が3つございます。最初の質問は、プロジェクト自体の体制についてです。先ほど、STARプロジェクトチームとアメリカ政府交渉チームとの間に設けられたファイアーウォール（垣根）について述べられました。STARプロジェクトそのものが客観性や専門性や独立性を保っていると見られているのは重要なことです。もし私がアメリカ人納税者であればアメリカ政府に納税するわけですが、STARプロジェクトはそのアメリカ政府から資金供与されていますね。専門的かつ理想論的には、ファイアーウォールを設けるのは大事なことですけれども、実際問題としてそれが本当に可能なのかどうか、あるいは現実的なのかどうか？これが私の最初の質問です。

【ベントレー】山田さん、御質問ありがとうございます。さて、そうですね、ファイアーウォールは実際的かつ可能です。何故なら、我々は事実そのようにしてきたからです。あなたが非常に強調された「納税者」を代表するアメリカ議会は、STARプロジェクトを良く理解していて、我々が成し遂げた業績を誇らしく思ってくれています。それが、今までプロジェクトを持続することができた理由の一つです。言うまでもなく、アメリカがベトナムにとって「デリケートなテーマ」だったように、ベトナムはアメリカにとって「デリケートなテーマ」です。それでも、STARプロジェクトはファイアーウォールを設けたことでうまく機能しました。私が思うに、どれほど思慮深いアメリカ人でも「そうとも。もしこの

プロジェクトが効果を発揮しつつあるのなら、ファイアーウォールは必要だ」と言うでしょう。何故なら、もしSTARプロジェクトが国益偏重のゲリラ隊のように見られたら、それで万事休すとなり、アメリカも二度とプロジェクトを実施しなくなるでしょうから。恐らくアメリカは、法治と透明性、またより良いより予測可能な貿易・投資管理方式を発展させるために、重要かつ不偏的なベトナム援助を行うことになると思われます。

【山田】2番目の質問は、STARプロジェクトの成果は、STARプロジェクトやJICAを含む他の援助機関の法技術支援を通じてもたらされたと仰られたことについてです。日本語のスライド23ページで、「これらの法技術支援を通じた、ベトナムにおけるSTARプロジェクトの主要な成果は法制改革である」と書かれています。お尋ねしたいのは、STARプロジェクトとJICAプロジェクトは、その期間中どの程度の相互交流を持たれていたのかということです。あなたは、スライドの中でJICAや他の援助機関に言及されています。しかし、私はアメリカのウェブサイトで各STARプロジェクトの報告書を読んでみたのですが、JICAについてのどんな記述も見つけられませんでした。ですから私としては、STARプロジェクトがその期間に、どの程度までJICAあるいは他の援助機関と相互交流を持たれていたのか知りたく思います。これが2番目の質問です。その期間、JICAが実施していたことをどの程度まで御存じだったのでしょうか？よろしく御返答御願いします。

【ベントレー】そうですね。我々はその時々の互いのワークショップで、互いを知る必要があります。それで、我々はその時々の互いのワークショップに出席します。もっと緊密な共同作業ができればきっと楽しかったでしょうけれども、我々にもすべき仕事がありました。JICAも我々も共に民法に取り組み、また民事訴訟法に取り組んでおりました。私が思いますに、我々はその時々にそれぞれのベトナム側担当機関から、他のプロジェクトのこと、その提

言、あるいは為すべきことについて聞かされるようです。

ハノイでは、他のプロジェクトチームと好きなだけ共同で作業するのは、往々にして困難であると言わねばなりません。何故なら、自分たちの仕事を終わらせるだけでも大忙しであり、またベトナム人にはある種の習慣があって、それは大変合理的だと思いますが、互いに相違した見解を聞いたがるからです。しかしながら、我々は働きました。JICAも我々も民法に取り組み、民事訴訟法に取り組みました。確かもっとあったはずです。それが何だったか今はちょっと思い出せませんが、私が覚えている以上にありました。

【森永】例えば「判決執行」がありましたね。

【ベントレー】ああ、そうでした。

【森永】これまでの中で、あれは大変な経験でした。

【ベントレー】「取引保護」と「判決執行」でしたね。

【山田】ありがとうございました。

【ベントレー】以上で、あなたの質問にお答え出来ていれば良いのですが。

【山田】すっかり分かったというわけではありませんが、それで結構です。ありがとうございました。最後の質問ですが、私は2011年5月に書かれたSTARプロジェクト最終報告書の業績評価を読みました。そこに、本節では数人のベトナム人回答者へのインタビューを通して各種のSTARプロジェクトを評価していると記された一節がありました。その時、幾人かの法曹家のインタビュー回答者が、「法規規範文書公布法は、ベトナムにおけるSTARプロジェクト単独での成果としては、最も重要な立法的成果だった」と語っていました。STARプロジェクトに関する報告書中に、そのように記載されています。そこで、ベトナムにおける法規規範文書公布法の重要性について、詳しく説明していただけませんでしょうか。

【ベントレー】法規規範文書公布法は極めて重要なものでした。米越通商協定は2000年6月に締結され

ましたが、2001年12月まで発効しませんでした。1年半後ですね。しかし、それまでは私はまだベトナム司法省においてUNDP（国連開発計画）の法律顧問をやっておりまして、数年の間、各援助機関に対し、例えば官報制度支援に興味を持つてもらえるよう働きかけていました。しかし、それは、実際にはBTA協定が締結されるまで実現しませんでした。それから、アメリカ大使館の経済顧問が、官報や法規規範文書公布法について論議するため、私を訪ねて來たのです。

その後ベトナム司法省は、例えBTA協定発効以前でも、BTA協定を遵守するため、法律を改正したがっていました。何故なら、2000年10月に、ちょうどBTA協定が締結された直後、首相が全省庁に対し、自分達が自分達の規則に基づいて実施している法律を学習・研究し、BTA協定を遵守するか否か決定せよという指示したからです。そこで、司法省が責任機関としてその学習・研究を準備することになりました。

それで、2000年半ばまでに、彼らは実施が必要と思われる効果的な対策を考え出しました。その一つが、法規規範文書公布法を改正することでした。2001年STARプロジェクトが立ち上った時、ベトナム司法省はアメリカ・ベトナム政府の双方から、BTA協定の透明性条項こそSTARプロジェクトにとって最優先事項である、と念押しされました。何故なら、透明性なくしては、BTA協定が実際に履行されているのか否か分かる術がないからです。こうして、法規規範文書公布法の改正準備は早々と始まり、STARプロジェクトは2002年の同法改正で実質的なスタートを切ったのです。

その後、WTOの2005年、2006年、2007年の各会期に取り組む時期になった時のことがですが、2005年と2006年の会期の時、ベトナム司法省は、法案への意見公募に関する特定要件が必要なため、再度法規規範文書公布法を改正したいと言い出しました。そこで我々はまた、連邦登記局の専門家をベトナムに連

れて来たり、幾つかの大型視察団をアメリカに送り出したり、等々と、また市民サービス委員会についてもそうですが、深く関わることになりました。法規制定に関する透明性条項やその他の条項について対処しなければならなくなって以降は、これがSTARプロジェクトの業務中最大のものとなりました。

【山田】ありがとうございました。

【松原】法総研の国際協力部の教官の松原と申します。今日は、大変興味深いお話をありがとうございました。STARプロジェクトは、今お聞きした話では、当初、通商協定の円滑な実施を目的とした協力をされていたということですが、最近は人材育成、つまり大学や司法学院における教育を援助されるとお聞きしました。そのように活動を広げたことについては何か転機があったのかということをまず一点お聞きしたいということと、また今現在やっておられる人材育成支援は、JICAの支援と近い内容でありますので、将来、具体的にこういった形で協力し合えるのではないかというようなイメージをお持ちでしたらお聞かせ願いたいと思います。

【ベントレー】ありがとうございます、松原さん。さて、私が思いますに、幾つかの事柄が変わりました。その一つとして、我々はこれまで常に法規施行の能力育成に关心を持ってきましたが、そのような能力育成のためには、国家司法学院が極めて重要であることを常々感じておりました。何故なら、その国家司法学院こそが弁護士を養成したり、赴任前の裁判官を教育したり、公証人を訓練したりするわけですから。例えば現行の法学士教育課程では、法学士の学生も将来自分たちがどんな事をするのかまるで分からぬのですが、これとは対照的に、国家司法学院はやがて法曹界に出て行こうとする人々を訓練しているわけです。そこで、我々は彼らと協働することが極めて重要であると常々感じていたのです。

とは言っても、我々は需要対応型プロジェクトであり、しかも昨年まで国家司法学院からの要請はあ

りませんでした。以上が、我々が国家司法学院と協働し始めた経過です。また、私としては、JICAと緊密に協力して働くことができれば嬉しく思います。何故なら、JICAはこの事業について長年の経験をお持ちだからです。将来JICAと共同して働くこと願っております。双方で、国家司法学院との共同作業に関する会合を開いて、互いのアイデアを交換する時間を見つけられると思います。

【松原】どうもありがとうございました。

【司会】ここで一度東京会場のほうに質問を聞いてみたいと思います。東京会場では、どなたか質問ございますでしょうか。

【佐藤】東京大学の佐藤安信です。

ジョン・ベントレーさんは、1995年にカナダで初めてお会いして、また今回、こういった形でこの会に参加してお会いできました。まず第1に、個人的にベントレーさんには、この20年近くも、この問題にコミットしていただいたことを、それから今のお話のようにUSAIDが非常にすばらしい成果を上げられておられることに対して、まず敬意を表したいと思います。

私は今大学で教えているということで、こういう国際支援自体を批判的に見るという立場におりますので、若干そういう意味ではフェアでないかもしれません。ただ、投資をたくさん続けること、市場経済化に取り組むことによって、さらに民主化や人権の擁護に波及していくという、そういうストラテジーはありだと思います。けれども、残念ながら、その方法ではまだ不十分で、特に最近では汚職が広まっています。その理由の一つは、まだ裁判官や司法に対する信頼がなく、ベトナムの司法制度が利用しにくいかだと思います。

そこで、お聞きしたいのは、USAIDは今後どのようにしてこの状況を監視するのかということです。法律は作っても実際運用の中で汚職が結構あるということです。やはり汚職の根源であるガバナンスの部分までは法律が機能していない、まだ、「法の支配」

の最終的な目的である権力を抑制させていくということまで至っていないことに対して、今後のUSAIDの法整備支援でどこまで手がけていくのかによって「法の支配」まで手がけるのか、根本的な法整備支援の目的に絡めてです。

【ベントレー】先ほども申し上げたように、STARプロジェクトは需要対応型プロジェクトです。それで、これまでのところ、その特別な課題に対して（我々が）すぐにでも対応できるような要請は受けおりません。もし我々が一つでもそのような要請を受けて、上級省庁運営委員会の承認を得たら、間違いなくその課題に取り組むでしょう。しかし、これまでのところ、我々にはそのような要請は来ておりません。

しかし、佐藤教授、私自身はあなたほど悲観的ではないように思います。私もベトナムに腐敗があることは存じております。それが大きな問題であることも重々承知しております。それでも、目下のところ、我々にとって大事なことは、より一層の透明性やより訓練された裁判官を確保すること、あるいは裁判官がもはや人民委員会を恐れなくとも済むよう裁判所を再編成すること等によって、腐敗を生じ難くさせる法制度の環境整備に取り組み続けることだと考えます。

私はベトナムの将来に、極めて多くの希望・可能性を見ております。ベトナム人は賢い人々です。皆様と同様に、彼らもまた、腐敗による悪影響が自分達の発展努力と社会に何をもたらすこととなるのか、よく知っております。彼らはその問題に注意を払うでしょうし、また、もしSTARプロジェクトに要請が入れば、我々も喜んで支援するつもりです。

【司会】次に、森嶋先生、どうぞ。

【森嶋】私はベントレーさんの言われたことに賛成です。我々JICAもこれまで、日本の同僚たちから、なぜ人権や憲法レベルの改正を支援するプロジェクトを行わなかったのか等と批判されてきました。その理由は、JICAのプロジェクトはODA（政府開発援

助）ですから、やはり需要対応型プロジェクトになるのです。私も、贈収賄、人権、その他について全て知っております。共産党支配が大変良い統治機構とはいえないでしょう。なぜ、ベトナムは政府の機構を変えられないのでしょうか。

しかしながら、法とは何かなどについての日々の話合いや議論を通じて、ベントレーさんが言われたように、彼らも徐々に法とは何かなどについて理解し始めていますが、法の精神や、民主主義体制とは何かといったことを伝えることが必要なのです。

そこで、ODAの制約のなかで、JICAは最善の努力を払ってきました。私も全力を尽くしてまいりました。そこには、私のような学者の存在がありました。しかし、あなたの例が示すように、ここや東京にいる全ての方々が、支援するために参加してくださっていることを感じています。法整備支援プロジェクトを向上させるべく、我々が最善の努力を払っているのを、このようにして、今どうなっているのか、そして将来どうなっていくのかについて理解しようではありませんか。ありがとうございました。

【司会】ありがとうございます。

それでは、ベントレー様、どうもありがとうございました。（拍手）

【ベントレー】ありがとうございます。

特別講演2

メルボルン大学ロースクール副学長・
アジア法センター比較法学プログラム長

ペネロペ（ピップ）・ニコルソン

【ニコルソン】ピップ・ニコルソンと申します。メルボルン大学アジア法センターから参りました。ここで旧友に再会でき、また何人かの新しい友達も出来て大変嬉しく思っております。皆様と重要な事項に関して議論をする機会をいただき、誠にありがとうございます。

発展途上国の大法制度改革をいかに効率的に、かつ効果的に支援するか、世界中で議論されています。



ピップ氏

日本でそのような議論に参加でき嬉しく思っております。ジョンさんがおっしゃったように、彼は皆様が昼食後も会場に残っておられるか確かめなければいけませんでしたが、私は、会場の皆様が昼食後も起きていらっしゃるかどうかを確かめなければなりません。もし居眠りしそうな方がいらっしゃったら、目を覚ましていただくためにこの会議室を歩き回るかもしれません。いずれにせよ、皆様全員にとって興味深い、充実した議論ができると期待しています。

本日は、いわゆる技術支援と称されているものから技術協力への移行に関する展望、特に日越間に焦点を当てた展望に関して話すよう依頼を受けました。私が思いますに、このようなテーマを依頼されること自体、ベトナムで活動中の日本支援関係者の良好な関係、そして彼らがベトナム人専門家の信頼を得ていることの反映であります。技術協力には長い歴史がありますし、ちょっとスタートが遅かったかなという気もしますが、その技術協力はうまくいった例だと思います。

私の発表は5つのパートに分けました。パワーポイントは使用しませんが、折に触れてどのパートについてお話ししているのか説明するようにいたします。

最初に、ベトナムの裁判所改革への影響を考察した私の研究の「相互作用」について簡単に触れ、ベトナムにおける日本の援助計画を議論するためにそ

の「相互作用」から何が学べるのか考察することから始めたいと思います。

2番目に、法整備支援、及び技術支援と技術協力との違いについて私がどのように考えているかを手短にお話しし、3番目には裁判所に焦点を絞り、法制度改の展望について考察致します。ベトナムの法律分野全てをカバーするのではなく、法技術支援から法技術協力への移行に関連したベトナムの状況について、その社会背景が示すものを把握するために、あくまでもベトナム事情における裁判所に注目します。

4番目としては、ベトナムの裁判所改革の中で援助がどのように受けとめられたのかについて、私がインタビューを行った人々から実際に聞いた話を2つの部分に分けてお話しします。最初の部分は、何が問題で、何がうまく行かなかったのか、そして2つ目は、回答者が成功したと語った事柄についてです。そして最後に、協力モデルとはどのようなものかについて言及するつもりです。

私の論文は元々ベトナムへの日本の関与及び二国間援助投資について考察したものですが、このテーマについてはこの会場におられる皆様のほとんどが私以上によくご存知でしょうから、ここではそれについて詳しくはお話ししません。日越間には長年に渡る関係があり、かなりの投資が行われてきたこと、そして私の調査によると現在でもベトナムでの援助活動や司法制度改革に関して日本人専門家と共同作業を行ったベトナム人専門家の間には多大な信頼感があり、少なくとも私の調査ではその信頼を表す証言があった、というように要約できます。

御説明しましたように、私はオーストラリア研究調査審議会の助成金を得て、ベトナム及びカンボジアにおける裁判所を中心とした法制度改の各ドナーの影響と支援の実践について調べております。私はベトナムの調査を担当しており、カンボジアは同僚が調査を行っているため、本日はカンボジアについてはお話ししません。

「裁判所を中心とした法律調査」と言う場合、この表現はかなり広い意味で定義されています。ベントレーさんは先ほどSTARプロジェクトの概略を説明され、その領域に関して極めて有益な見解を示されました。そのような法律分野全てをカバーするプロジェクトとは異なり、私の調査は「裁判所を中心とした法制度改」に焦点を絞っています。

私の調査では、裁判所を中心とした法制度改に関与したベトナム人及びドナーへのインタビューを行いましたが、裁判所改革による影響についてベトナム側の声を聞く事を優先しました。というのも、閲覧可能な文書を検討した結果、現地の意見が十分な説明もなく頻繁に、しかも短期間の間に撤回されていると感じたからです。

調査の回答者は全員匿名性が保証されているので、氏名は一切出しません。また、私達の調査は未だ続行中であり、今この時点においても、これから受け取る報告書で裁判官が自らの援助の経験について何らかの見解を語ってくれることを期待しています。

私は美しい国に招待してもらったからと言って理由もなくその國の人にお世辞を言ったり賞賛したりすることはしませんが、調査の結果、日本の法整備支援はベトナムで極めて高く評価されていることが明らかになりました。私達がインタビューしたベトナム人達は、全員ではないけれども大多数は、日本の法整備支援がきめ細かく、親身になって、又は共感を持って実施されていると述べ、高い評価を受けていることが分かりました。他の援助機関によるJICAの評価はバラバラで、ある機関は極めて批判的であり、また別の機関はとんでもないほど熱烈にJICAを支持していました。各援助機関の意見はばらばらでしたが、私達が話したベトナム人達の大部分は圧倒的なほど熱烈に評価していました。

このセッションではベトナム人の意見に関する考察に焦点を絞っています。ある意味、この会議ではベトナムにおける他のドナーのJICAに関する意見は特別重要であるとは思いません。ご関心があるよ

うでしたら質疑応答の時間に議論いたしましょう。

ここで2番目のパートに移り、協力と技術支援の違いについて私がどのように考えているか、少しお話させて頂きたいと思います。この2つの用語の区別については、既にグループで大いに議論しましたが、私の考えをご理解頂くためにもう一度ここで私自身の定義を簡単に述べさせていただきます。結局のところ、私達は皆、法律家であり、遅かれ早かれ定義の議論が必要ですから。

私が思うに、技術協力は色々な意味で支援とは全く異なります。技術支援には、ある国が他国の個人や機関等に助言や支援を行うために技術専門家を派遣することが含まれています。技術支援は、通常、援助受入国又は被援助国が新しい専門分野を開発しようとしている時に採用されます。その際の最初の取りかかりとして、技術開発に関する研修・助言を提供することができます。

また広く受け入れられている前提条件として、技術的助言は改革に必須のものであり、より発展している国が専門知識を持たない発展途上国に対しその専門知識を提供することであり、それが法技術支援のパラダイムとなります。

これに反し、協力とは、両当事者国との関係機関、専門家が両国の利益拡大のために共同作業するという意味合いを含んでいます。ベトナムの場合のように、例え一方のパートナー国に専門知識や経験が不足していたとしても、この取組み、協力方法によって相互間に十分な理解が生まれ、自らの経験を比較し、省庁間の横断的関係構築を重視した有意義な交流を行えることが考えられます。

あるいは別の言い方で言いますと、協力は利害関係者間の共通の理解を前提としており、その理解を通じて一方の当事者が他方の当事者の経験から学び、協力を通じて得られた知識・経験を自分達の状況に適応させることができます。このように2つの定義がありますが、私は、技術支援と協力の関係を一つの連続体として、一本の長い直線状の一端が技

術支援であり、もう一方の端が協力であるという関係を思い描く必要があると思います。現在、日本の政策決定者やそのアドバイザーが直面している問題は、如何にして、どの程度の期間をかけて支援から協力への領域・距離を移動するのかということのように思われます。

ここで私が示唆しますように、支援から協力へのパラダイム移行方法の問題について考察する時、ベトナムの司法背景についてもう少し理解する必要があると思います。結局のところ、この決定は両方の当事者国、両国の背景・状況に関係しているのですから、今ベトナムで何が起こっているのかについて少し考える必要があります。念のため申し上げますが、私の意見はベトナムの裁判所制度の背景に限定しておりません。

何人かの方が既に言及されていますが、極めて簡単に言いますと、ベトナムは言うまでもなく1997年にドイモイ・改革政策を採択し、その時点から社会主義市場経済への国家的移行を開始しました。極めて大雑把に言えば、ベトナム政府は、民間部門の活動の増加、国営企業の減少、そして経済の国家管理の規模縮小を追求し始めたのです。

その後、1991年にベトナム共産党は（これ以後は単に「党」と呼ぶことにしますが）、法に基づく国家の建設政策を採択しました。この結果として、幾つかの憲法改正が行われました。法の支配を重視した場合、おそらくその決定的な改革の一つは、憲法が人民も党も法の拘束を受けると定めることですが、この立場は以前には明示されておりませんでした。

しかし1991年は随分昔のことです。2012年現在、ベトナムの裁判所制度は党に対して従属的であり、国会で党に報告する義務があります。この状況は、ベトナムにおける基本教義である「国家権力の集中」を含めた憲法の原理を反映しています。もしこれを西側の言葉に言い換えるなら、ベトナムは法の支配を検討(think)しているけれども、「実質のない(thin)法の支配」を定義づけるのは極めて難しいことは誰

もが知っている、ということでしょう。おそらく、ベトナムは実質のない法の支配に取り組んでいるのです。彼ら自身の言葉で言えば、「人民による支配を体現する義務を負う」ベトナム共産党は、法の支配ではなく社会主義法に基づいた国家に取り組んでいるのです。彼らが目指す社会主義法に基づいた国家は、権力の統一と強力な一党独裁の政治的主導権といった考えを抱いています。それが現実です。

司法分野の発展を確実なものにするため、党は幾つかの決議を発布しました。その中の2つの決議については、先ほど山下さんが少し言及されましたが、これらの決議を見ると、司法改革とは実は国家権力の改革と捉えられており、党は国家権力の改革の必要性を認めておりますが、それはあくまで国家の政治的安定性を決して犠牲にせず、某かの単独司法機関を優勢支配的な存在にしないやり方でのみ認めているわけです。換言すれば、国会、裁判所及び党の関係に関する非常に難しい問題は、未解決のままになっています。

党と法律機関の関係という大きな問題でさえも、旧態依然の伝統的な基準に基づいて決議されたままです。確かに改革は行われ、手続法及び商法関係や民法関係等の様々な関係に関する基本法や立法根拠の大幅な改革も行われました。しかしながら、ベトナム国内の全体的な仕組みは依然として変わっておりません。

裁判所改革自体については、構造は大して変化していないかも知れませんが、確かに大幅な改革が行われました。私は別の研究調査でこの改革を「自己管理方式の構築」と位置付けております。国家・党的管理から独立した裁判所制度という意味ではなく、自身の予算・人員をより広範囲に管理できるようになり、IT革新の開発に取り組めるようになり、より質の高い教育を行い、適用する法律をよりよく理解し、それら全ての結果、技術的により有能になった裁判所、という意味です。

また同時に、これは検察院を含め他の多くの同様

の機関についても言えることかと思いますが、ベトナムの裁判所は今述べましたように非常に生産的に職務を果たしていますが、深刻な問題にも直面してきました。裁判所の体制は不十分なままで、予算不足、インフラ未整備、人手不足等の問題を抱えています。裁判所の年次報告書を御覧になれば分かりますが、常時少なくとも数百人の裁判官が不足しており、往々にして極めて根深い汚職疑惑の申立てを処理し、職員は全く教育不足でもっと研修が必要です。

このような批判は、基本的に妥当であり、根拠がないものであるとは思いません。本当のことでしょうから。しかし、20年以上に渡ってベトナムの裁判所が行ってきた意義深い発展を考慮に入れた上で理解する必要があるのではないでしょうか。1992年時点のベトナムの裁判所を思い返してみれば、この会場にも1992年、1993年に現地を訪問された方々がおられます。同時に比べ裁判所の職務能力はかなり改善しましたが、今でも状況・背景上の制限を受けています。

当時から比べますと、弁護士らはより良い法解釈を求めて積極的に活動しており、より迅速な職務を要求しています。ベトナムではっきりと意見を述べ、積極的に関与する専門家団体ができたのは新しい発展であり、彼らがかなり敏感な内容の、発展の欠如に関してかなり公正な批判を行えるようになったのは、過去20年間のもう1つの主要な成果であると思います。これらは全て、政治体制、そしてベトナム国内の競合する官庁間の法律関係の改革不足によつて抑制されている体制の下で起こった事なのです。

裁判所に関して言えば、彼らは急に技術的能力を強化した公共機関と言えます。それは幾つかの援助機関が---この会場にも援助機関の代表者が何人か出席しておられます---裁判所に深く関与した結果です。裁判所は法改革の準備ができていますが、運営面の改革はまだまだこれからです。

ここで第4部に移り、調査で明らかになった共同志向型法整備支援に関するインタビューで聞いた話

を幾つか御報告致します。まず始めに、明らかになつた課題、ベトナム人が提起した課題についてお話しします。各分野において裁判所改革の総合的な話が出ましたが、最初に課題について、次に成功要因についてお話しします。それぞれのケースにおいて、最初にベトナム人が語ったこと、次に国際的な専門家が語ったことについて御報告します。

ベトナム人は、自国における難しい政治的・法的状況、特に法制度改革の背景について極めて率直に語ってくれました。インタビュー回答者全員が、ベトナムの裁判所を中心とした改革の難しい、かつ複雑な政治的・法的環境について語りましたが、特に、援助機関が裁判所、検察院改革の背景における難しい政治的環境を理解できないことが頻繁にあったこと、そして援助機関は既存の環境や構造を受け入れ、その中で活動する準備をする必要性があることについて話してくれました。

次に誰が法制度改革を管理しているのか尋ねたところ、「党が管理します」という答えが返ってきました。その答えは全く驚きではありませんでした。援助機関は不満を抱くと、責任者と話をしたがります。インタビュー回答者達は、まさに政治局が法律機関の本質的・抜本的改革を実施する組織であると答えました。回答者らはまた、この分野の誰もが抱える問題についても語りました。党は法制度改革問題について平等に改革を始め、法制度改革を実施する公的機関を改変し、変化についてもオーブンに議論するようになりました。

私が質問したベトナム人は、「多くの援助機関は、法改革の問題を論じるには遠く離れた党の組織と交渉しなければならないことに不満を持ち、現実には、殆どの場合、党の関係組織に近づけない」という実を話してくれました。ベトナム人と援助機関の違いとして、ベトナム人はそれが現実であり、法律運用の枠組みとして受け入れ、現実を受け入れない援助機関にさして共感を抱いていないという点が挙げられます。

そのベトナム人によると、援助機関は例えば最高人民裁判所のことを機能が制限され、ビジョンも欠けており、技術的にも無能、無気力で、閉塞的であると考えていると話していましたが、私自身もそのような非常に否定的な言葉は何年も援助機関から聞かされてきました。これについてベトナム人らは、援助機関が最高人民裁判所を誤解しており、改革の背景において最高人民裁判所が直面している極めて深刻な問題を理解していないからだと考えています。

そこで、援助機関がイデオロギーや政治の変化よりももっと技術発展に力を注げば、両者の関係はずっと良くなるだろうと示唆しました。これは興味深い話です。というのも、多くの援助機関、特に欧米の機関は地方の省政府を重視しているからです。このように定義された改革パラダイムには政治的管轄権が関与しており、援助機関が相手にしているのは一党独裁国家であり、共同作業を行う相手がその一党独裁国家をひっくり返すようなことはできないという事実を受け入れられない限り、協力の機会は少ないのでしょうと回答者は話しました。

ベトナム人回答者が挙げたその他の問題として、援助機関の手法、短期間の期限、非常に短期間のプログラム周期、頻繁な人員交代、及びベトナムを理解しない「飛び込みの」コンサルタント等がありました。ベトナム人は、ベトナムにやって来た十人目の新顔コンサルタントにベトナムでどのように法律が運用されているのか説明するのにうんざりしていると話しました。これは何も驚くような批判ではありません。

援助機関の言い分について話す前に、二つの点についてはつきりしたいと思います。一つは、これまで申し上げた批判の全てがJICAに当てはまるわけではない、という点です。ただ、何が批判されていて何が実践されているのかを知ることは、皆様にとって有益であるでしょう。二つ目は、恐らくお分かりでしょうが、これらの批判は法の支配を重視し、もっと独立した裁判所制度を実現できるようなプロ

ジェクトを求めたたたために起こったものです。現在、援助機関は法の支配に取り組める数少ない分野を競合して探しており、「ベトナムもプロジェクトがベトナムの体制を転覆させたりしないと認めていれる」と利害関係者に報告しようとしています。

より伝統的な技術支援モデルを維持すれば、裁判所内で法改革の活動機会ももっと多く見つかるでしょう。ベトナム人によると、政治的的前提条件の付いたプロジェクトを重視するからこそ、裁判所プロジェクトをめぐって援助機関の間で競争が生まれるのです。

さて、次に、援助機関が法制度について語ったことについてお話ししましょう。当然のことながら、援助機関の最大の不満は、改革の主導者と接触するルートが欠如していることです。援助機関はまた、他の省庁、専門家グループ及びNGOと共に、例えば裁判所改革を中心とした問題について協力する機会のなさに不満を感じると報告しました。インタビュー回答者は、現在、裁判所に関するベトナムの改革路線が停滞しているため、あるいは重大な構造問題の改革路線が欠如しているため、援助機関同士がプロジェクトの活動余地をめぐって始終争奪戦を行っていること等を暴露しました。

特定の小規模なプロジェクトが割り当てられ、完遂された成功談もあります。さきほど話に出たコンソーシアムの判決公開もその一つで、その他にも確かにうまく行った事例はあります。しかし、法の支配という目的が重視されたために幾つかの問題を引き起こしました。

ここでもう少し楽観的な面についてお話ししましょう。インタビュー回答者らは法制度改革の理想的な調査を可能とする要素について語ってくれました。第一に、ベトナム人にとって最初の可能要素は、どうして技術支援をしないのかということでした。換言するなら、ベトナム人は、技術支援は政治原則を目標とする支援にはない将来性があると主張しています。私がインタビューしたベトナム人回答者の

多くは、法律問題に関するJICAの外交術を賞賛しました。ベトナム人は、JICAが法の支配を支援することを受け入れていますが、「JICAは法の支配を支援しているものの、他の多くの援助機関ほど福音的な情熱ではなく、文章を用いて法の支配の支援を行っている」と評価していました。

つまり、ベトナム人回答者は、JICAのアプローチが非政治的ではないものの、改革をめぐる政治的駆け引きがあまり激しくない分野で協力しており、両国の経済利益や、両国の優先事項の範囲内で可能な技術開発を重視していると評価していたのです。

ベトナム人が指摘した2番目の可能要因は、援助機関が長期間ベトナムに関与する意欲でした。この会場に参加しておられる代表者の援助機関は全てこの要因を持ち合わせていらっしゃるでしょう。ベトナム語の会話力、ベトナム語での実務能力はもちろん賞賛されましたが、ベトナム人は、面白いことに日本やその他のアジアの援助機関の方が、例えば欧米の機関よりも活動しやすいだろうと強調しました。それはつまり、日本とベトナム、又は韓国とベトナムの文化的違いが、例えばオーストラリアとベトナムやEUとベトナムほど大きくないという意味です。プロジェクトに参加する時、オーストラリア人はカラオケに行かないけれども、日本人や韓国人はカラオケに行くことがあると指摘されました。

ベトナム人へのインタビューでは先ほど述べました長期的な関与についても触れ、JICAはこれら幾つかの有益な戦略を示した援助機関の例として挙げられました。時間があれば（実際はないのですけれども）、ベトナムにおけるJICAの活動の実例を幾つかお話しできるのですが、皆様にあまりにお世辞を言うのもどうかと思いますので、次に移ります。

ここで、最後のパートに移り、協力モデルに移行する道筋についてお話ししたいと思います。ベトナム一党独裁国家がまだ、制度的構造という点から法制度改の路線を考えているという事実は、その背景を考慮すれば協力の活動の場は限られているとい

うことを意味します。今日のベトナムには、日本と相互交流や対話ができる立派な専門知識を持った法律専門家が存在しますが、その数は限られていると言ってもいいでしょう。

一方、日本にはベトナムを良く理解している専門家グループが存在し、協力活動の基盤を形成する豊富な専門知識が揃っています。ベトナムで少なくとも裁判所を中心とした改革をめぐる競争が存在していることを考えれば、たとえ日本の国内政策が援助計画の検討を求めていなくても、そうすることが時宜に適ったことかも知れません。

そこで、仮に --- 実際に時宜に適っているか否かという問題はさておき --- ベトナムにおける技術協力への移行に関して議論するのが時宜に適っていると仮定すれば、どのような戦略が協力の発展に役立つでしょうか？本来なら、ここで2つ目の問題について問うべきでしょうが、午後の時間は限られているので、2番目の問題を提起するだけにとどめ、後は皆様にお任せします。

この時点で技術協力に移行するのは「後退」することにならないか、私たちは一緒に問いかける必要があると思います。言い換えれば、改革に関するいくつかの提案は政治的改革も含んでいるため実践するのが困難であり、にもかかわらず技術協力に移行することは、ベトナムの法制度改革に対する各援助機関のやる気、特にJICAのやる気を殺すことにならないだろうかということです。

実際、政策の議論には効率に関する問題も含まなければなりません。仮にあるドナーが関与を縮小させるとすると、成果にどのような影響を及ぼすのか、また、その問題の道義面はどうなのか。ある援助機関が改革を望むのであれば、投資を縮小するのは道義的に正しいことでしょうか。

ここで、技術協力への移行戦略に関するもう一つの問題に戻りましょう。日本がベトナムから完全に手を引くのは本当に残念なことでしょう。それには2つの理由があります。実際にはもっと理由がある

と思いますが、ここでは2つだけ述べます。その1つは、日本とベトナムの間には密接な省庁横断的繋がりがあり、単に経済効率だけを考えてみても、これまで相当な投資をしてきたにもかかわらず今になって手を引いてベトナムから引き揚げるのは、極めてお粗末な投資方法に思われます。

2番目の理由は、あらゆる国が他国の法制度を比較研究することで恩恵を受けている、ということです。ベトナムを発展させるに当たり、日本は相当な比較研究の機会を提供しています。1つだけ例を挙げますと、民法がそうです。ベトナムにとって日本が関係比較対象国である理由は他にも沢山あります。

そして、その種の比較による対話を通じて、ベトナムは日本の改革の経験から恩恵を受けています。それに日本もまたベトナムから、他国で仕事をする際に応用できる教訓を学んでいます。従って、そこには相互利益があり、それがまた、将来JICAが手がける可能性のある別の法整備支援事業において追加的な利益になるのです。

ここで、前にお話しした連続体の話に戻ります。私は他人に何をすべきか意見しませんが、具体的な成果を出すためにこれまで行われた現在進行中の技術支援から協力への段階を経ない移行を目の当たりにするのは、非常に残念でしょう。

私は何も、日本が数千年ベトナムに滞在すべきだなどと言っているわけではありませんし、その期間が、アフガニスタンがシンガポールに変わるように十分だとは考えていません。協力への移行は、非常に貴重なものを失わずに一晩で効果的にできるものではないので、それには一定の期間が必要でしょう。

さて、ここで、技術支援から協力への移行において言語上の最も大きな課題について考えてみましょう。現在のところ、ベトナム人の日本語習得に相当な投資が行われています。そのような基礎投資なしでは、進行中の協力活動の可能性も制限されてしまします。今日では日本語を理解する専門家や、日本国内でもベトナム語を理解する専門家が数多くいま

す。しかしそのような投資が、言語上の問題を教示し、コミュニケーションを戦略的に行うようするものでない限り、別のモデルへの移行は容易ではありません。これが私の申し上げたい最初の点です。

第2点は、JICAとそのプロジェクトは、中央レベルはもとより地方レベル（援助機関は最近になってやっとこのレベルで活動し始めていますが）でもベトナムに関与してきたので、省庁横断的関与が継続的になり、現在よりも高い確率で支持される可能性が高いです。

私達は全員、協力という理念を考察する上で実務研修を提案してきました。確かに、ベントレーさんが要点をついていたとおり、誰がどこで実務研修を行うのか検討することは可能ですし、ベトナムでJICAの長期間の利益になるかも知れない可能性の高い決定がされました。提案の一つは、JICAがベトナム国内の実務研修を支援することです。何と言つても、日本は法律専門家を世界中の公共機関に派遣するという特別な文化を持っています。メルボルン大学アジア法センターでも毎年日本の裁判官を受け入れており、これは既に日本に制度として存在する実務研修を向上する文化の一部なのです。

上級裁判官をベトナムに派遣しても、ハノイで研究休暇を6か月過ごすだけでは少々欲求不満になるかもしれませんので、法律専門家の文化を築くために若手の研究者も派遣してもいいでしょう。協力関係とは最終的に「関係し続けている」ことであり、ある国で協力関係を築くために貢献する法律専門家は長期にわたり必要になるでしょう。長期間の協力関係を築くにはコミュニケーション能力が前提となり、語学を学ぶ施設が必要になるでしょう。また、ベトナムで起こっている事に関して長期に渡る理解も必要になります。

私の提案は、何も目新しいものではありません。しかし、言葉の問題や長期的関係の問題を解決する必要があるでしょう。それから、協力への移行手段である学問・研究交流について検討することも可能

ですし、日本はそのための優れた基盤を持っていきます。

私が愚考しますに、実際問題として技術支援から協力への移行は、皮肉なことにより長期に渡り協力モデルを実施できる技術支援戦略を伴う可能性があります。ゆえに、それは数年かけて技術協力に移行するようなものです。皆様は、この先もう少し違った技術支援を行う必要がありますし、その中には、もっと低予算でできるものもあるでしょう。

最後になりますが、私は今日、ベトナム人と各援助機関から聞いた話の中で、日本の優先事項の調整に影響を及ぼす可能性のあるものについてのみお話ししました。今日の議論で重要なのは、ベトナム側が日本の優先事項の変更についてどういう感じ、どう考え、どういう意見を持つかということです。私はそのことについてお話しできませんので、日本の政策変更に関する議論は皆様にお任せします。

私たち全員がこれまで同意してきたことですが、法整備支援は対話的活動です。日越法整備支援の次の段階で何が起こるのか、続編を聞けるのを楽しみにしています。ご静聴ありがとうございました。(拍手)

【司会】 ニコルソン教授、ありがとうございました。

冒頭に、本来ならば教授のご紹介を私から差し上げるべきところ、ちょっと機会を逸しまして、ご紹介をないまま本題に入ってしまいましたのおわび申し上げます。

大変示唆に富む日本のベトナム支援についての具体的なこれから提案もいただけたと思います

質疑応答

まず、大阪会場から質問を受け付けさせていただきます。どなたかご質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。どうぞ。

【マルムベリ】皆さん、こんにちは。私はラ尔斯・ゴラン・マルムベリと申します。現在は、名古屋大

学のCALEで客員教授をしております。またベトナムにおいてSIDA(スウェーデン国際開発協力庁)の法律教育強化プロジェクトのチーフ・コーディネーターを10年程やっておりました。そのうちの5年間は、現地ベトナムの組織内の経験もしました。

今ベトナムはどうなっているかについてのピップ教授のお話には、完全に同意せざるを得ません。お尋ねしたい質問は殆どありませんが、幾つかの事柄を付け加えさせていただきたいと思います。教授は、ベトナム人が直面する問題として、短期間任務の人々が飛び込んで来では、すぐに去っていく事を強調されましたが、それは正しく私も同感です。「短期間」の意味するものは、彼らは本当にはベトナム人を認識せずに議論する、とか、毎日は出勤して来ないといった事です。ベトナム人は、新しくやって来る人々を受け入れなければなりません。ここで大事なことの一つは、彼らが出会う人達には、信用・信頼がセットになっているという事です。5年間、大学関係者と協働した実感として、それこそがポイントだと断言できます。私達は、それほど人員を交換させません。ハノイ法科大学の方でも同じでしょう。殆ど10年間、同じ人物と仕事ができるのです。したがって、飛び入りのようにやって来る人達を迎えるのは少々問題です。あなたのおっしゃったことは全く同感です。

これに関するもう一つの事柄は、専門家の任命問題は最も難しい問題の一つだということです。例えば、私が2001年にベトナムに赴任することになった時、幾つかの問題が起きましたが、特に私達をベトナムに送りこんだスウェーデン政府からクレームが出ました。彼らが気に入らなかったことの一つは、専門家の数が多すぎるというものでした。プロジェクトの予算が相当額削減されると、そのしづ寄せは専門家に行き、それが更に専門家の会議に及びます。私がベトナムに赴任した時、その時の換算レートで280万米ドルの予算がありました。私は妻と3人の子供を伴い、また燃料費などの必要経費を支給されて

ベトナムに赴任しました。私が何を言いたいのかと言ふと、相当な金額が（現地で有効に使われず）スウェーデンに回収されたということです。

問題は、どんな人物を派遣専門家として指名するかであり、また今日の状況において、その投入されて来る人物に、如何にすれば本当に充分な派遣理由を与えるかです。それはまた、プロジェクトの成功要因の一つでもあります。もう一つの疑問は、その専門家をどのようにして任命するのかについてです。私は、この任命は私達にとって「危険物貨物」のようなものだと悟りました。

私達は事業名を変え、全ての事業を調整し、その結果幾つかの事柄がより円滑に運びました。また時々、専門用語が物事を問題化させてしまうことがあります。これもまた、考えねばならないことです。

それから、皆さんは援助機関の協力姿勢に問題があることに言及されました。もちろん、援助機関が協力活動をするのならよいことです。しかし、どれだけのドナーアクションがハノイのプレスクラブで行われたかわかりませんが、結局、殆どのドナーも、協力により利益が得られるいくつかの活動でさえも、どんな協力もする気がなかったことが分かりました。少しシニカルですが、殆どのドナーは、彼らの母国の次年度の予算協議において彼らへの予算配分や人員配分が削減されないよう、彼らの持っている資金を使わなければならぬということが、協力を制限的なものにしているのです。より良い協力はコスト削減を導き、人材の有効利用や適正配置はリソースの有効利用を導きます。しかし、もしプロジェクトに配分された全予算を使い切らないと、スウェーデンの財政機関は、「本当にこの要員が全部必要なのか？」という類の政府との問題に対処することになります。多分、私達には資金全額は必要ないでしょう。何故なら、私達はベトナムの地で極めて効率的に働いてきたからです。そこで、私達は予算を切り詰めます。そうすると、私達全員にとって、金が飛び去って行かないか常日頃確認することが非常に重

要になります。

最後に「協力」という言葉についてですが、私は時に言葉の用法の問題ではないだろうかという気がします。あるプロジェクトにとって資金の調達を成功させる専門用語の問題であると思います。一つの良い例があります。2003年から2004年頃だったと思いますが、スウェーデンからベトナムにやって来たSIDAは一つのキーワードを発見しました。彼らは今も昔もいくつもそのような言葉を発見したり発明したりします。「持続可能性」とか「透明性」などという言葉です。私達は、その言葉を使わなければなりません。そうしないと予算がもらえませんから。

言葉の裏にある真の狙いは、プロジェクトのパートナー間における双方向の形式でした。このような概念の背景にはパートナー達または二組の利害関係者、また私達のプロジェクトのように3組の利害関係者と同じレベルで競争させるという事でした。その3組を同じレベルにおくということは、3組を平等なパートナーないしグループとして一緒に行動させるということです。最初にそれを聞いた時、私は思いました、「何という馬鹿げたことを！そんな事は私達には出来ない。どうやったらそんな事が出来るのだ？」と。その後、私はこう考えるようになりました、「まあ良いか・・・」と。考えてもみて下さい。従来の概念と異なる平等なグループとして、援助国機関が専門家としてではなく、そして、被援助国機関が単なる受益者でなく、すべてが同じグループであるということを。それは、「近頃では何をすべきか、よりも何ができるか、を調べる事の方が多い」と言う代わりに、「何をすることができるか」という議論を通じて互いにパートナーになるという考え方です。

我々のプロジェクトの一つの問題は、プロジェクトのパートナーがレベルの高いアカデミックな地位にあったことです。彼らは教授や助教授でした。だから、その中に割り込んで「私達が一番良く分かれている！」とは言えません。私達には分かりません。

だから、突きとめる必要があります。聞く必要があります。

また、一例として申し上げると、私達は1998年にスタートしてから、いつもずっと無気力なまま「それ」を眺めてきました。それとは、人権問題です。皆さんは、もっと人権について語るべきです。そう、私達はこれから人権について語るつもりです。しかし、今ではありません。今は不可能ですから。

しかし、よく人の話を聞き、徐々に幾つかのアイデアを実行することによって、私達は2007年に人権問題について一つの行動を起こしました。但し、ある意味では非常に用心深い方法でやりました。如何に人権問題を教えるかについて(但し別分野の法律、例えば労働法、家族法、刑法、手続法、行政法等における人権に絡めて)、私達は極めて大規模なセミナーを開きました。これからも私達は、彼らの家に直接出向いて行って人権問題を鼓舞するつもりです。

残念ながら、我々の素晴らしいプロジェクトは昨年2011年に終了し、ほんの数日前に新年となりました。私もそのプロジェクトで大いに働きました。私達は、実に優秀な二つの大学、ハノイ大学とホーチミン大学を去りました。両校ともあらゆる設備が整い、極めて現代的な法学士、法学修士及び法学博士のカリキュラムを備えています。しかし先ほど申し上げましたように、もう少し時間が必要です。そして種々のプロジェクト、特に法律に関する全てのプロジェクトのキーワードは一つ。「忍耐」です。

ありがとうございました。

【ニコルソン】手短にコメントさせていただきますと、援助機関同士の争奪戦について私がインタビューした時、興味深いことに、何人かの人はその争奪戦を良いことだと考えていました。私達は援助機関同士の争奪戦をネガティブなものと考えがちですが、同時にあなた方には確実性のある協力、少なくとも今少しの持続性が必要なことを、私達の殆どが当然と思っていることを指摘しなければなりません。しかし、私がインタビューした中の何人かは、

争奪戦が援助機関の説明責任と革新を生み出すと言いました。争奪戦がなければ、説明責任も革新も生じないだろうという意味です。これをどう考えるかについては、あなたに委ねることとします。

さて、2つ目のコメントですが。あなたはプロジェクト計画の硬直性の問題を提起されましたが、これまでの私の調査を通して、私は、紛れもなくこれらのプロジェクトが本質的には柔軟であることが明らかになったと思っています。しかし、私はSIDAについては詳しくないのでコメントは差し控えます。私が良く承知しているのは、STARプロジェクトチームもJICAも、本質的に柔軟な現場へやって来た「飛び入り・飛び去り」の専門家チームを寄せ集めた、本来プロジェクト計画を行う必要のない要請に対応できる手腕を備えているということです。ベトナムでは、硬直的に対処するより、関係を維持する方が遙かに容易です。現在ベトナムには、幾つかの非常に硬直的なプロジェクトがあり、関係者を大いに苛立たせています。以上です。

【司会】ありがとうございました。東京会場から質問はありますか。

【佐藤】東京大学の佐藤です。支援から協力へという流れの中で、長期的な教育という意味で、大学の役割は大変大きいのではないかと思うのですが、この点で、メルボルン大学のアジア法センターでは、どのような取り組みをしているかというのをお聞きしたいと思います。つまり、日本ではまだ、例えばベトナム法のコースとか講座、カンボジア法のコースとか、そういうアジアの法律を学ぶという機会は、日本の場合は非常に限られています。メルボルン大学では、アジア法の研究だけじゃなく、教育、法的支援をする側が、そのアジアの国の法律を学ぶという機会が豊富にあるのかどうか。特に、ベトナムを含めて多くのアジアの学生がオーストラリアでオーストラリア法を勉強して、そのオーストラリアの法律事務所、アジアの事務所に出て、ある種の大学と法整備支援の循環があるというふうに聞いています

ので、そういうことを日本もできるのかなということで、その日本の大学で、つまりオーストラリアの大学とその法整備支援というものの協力関係ですね、これが協力するためには重要なのだと思うので、この点どうなのかということをお聞きしたいと思います。

【ニコルソン】とても良い御質問だと思います。東京の方、ありがとうございます。オーストラリアでの援助活動と学会の関係は、日本とは非常に違っていることを理解することが大事だと思います。私はあるいは日本の事情を誤解しているのかもしれませんのが、過去何回かの来日で分かったことは、学会、大学、それにJICAや法務総合研究所ICDによる援助プロジェクトの相互の関係がかなり統合的だということです。このことは、ある意味では、一つの国を良く知っている専門家が集まった一貫連合体を備えている機構の賜物でしょう。

オーストラリアの手法と比較しますと、メルボルン大学ロースクールでは、私達は全課程でアジアの法律を教えています。それ故、今は法学修士コースに進んだ法学士達が所属している法学博士課程で、私達はアジアで調査を実施する留学生やオーストラリア人学生を指導しています。例を挙げると、私は博士課程において、カンボジア出身のカンボジアに関する論文を書いている学生一人と、同じくカンボジアについて書いているオーストラリア人学生一人を担当しています。両方を育成しているわけです。

しかし、我々が次世代のアジアについての素養とかアジアの法律活用知識と呼んでいるものを育成したとしても、必ずしも当の専門家達が援助分野に進んで働き始めるというふうにはなりません。実際のところ、彼らの多くがたどった進路を見ますと、殆どが非常に実入りの良い民間の職業に就きます。後年、国外に居住しているような場合、援助分野に貢献しに戻ることがあります、それでも働き盛りの20代から40代にかけての年代では、それも稀です。

したがって問題は、オーストラリアの援助組織や

AUSAID（オーストラリア国際開発庁）は、自身のプロジェクトのために如何にして専門知識を習得するのかということになります。それを特徴付けるのは難しいのですが、敢えて言いますなら「完全に民営化されたモデル」を御想像頂くと良いと思います。つまりAUSAIDはプロジェクトを計画するか、あるいは実際的には、コンサルタントを雇ってプロジェクトを計画します。それから、そのプロジェクトは外注に出されます。そこで問題は、プロジェクト契約を運営する際に、学会や大学が大きな役割を果たすのか、民間受託期間が常にプロジェクトを実施するのかということになります。

直近15年から20年にかけてのオーストラリアの大学による援助プロジェクト実施への参画状況を見れば分かりますが、殆どのロースクールが一件のプロジェクトを請け負い、計画を立てます。しかし大学には、プロジェクト実施に要するコストを調達するスタッフも、二か国語を話す管理要員もいません。また、必ずしもそのプロジェクトの情報に精通していません。そこで多くはプロジェクト運営から逃げ、代わりに大学のスタッフが、プロジェクト運営の専門家として個人でコンサルタントの仕事を続けることになります。私とアジア法センターの同僚達はしばしばそのようなプロジェクトに巻き込まれましたが、通常私達は他の人々と関わりを持つことはありませんでした。

そこで、教育という観点から見ますと、もし私達が教える次の世代に援助人材が求められるのであれば、私達はこの先の年月多くのアジアの法律活用知識を提供できる人材や大学院卒業生を育成してきたと思います。しかし、彼らがAUSAIDのどのようにプロジェクトに参加するか、については、個人契約で決まるような形になるでしょう。

私の最後のコメントは即ち、私達は個人契約によって戻って来る大学院卒業生を教えている、ということです。別の角度から言えば、例えば私達の調査の資金はAUSAIDから出ているわけではありません

ん。我国の専門知識を発展させるためには、私達はAUSAIDに対抗意識を持って、他の調査資金提供機関に問い合わせる必要があります。そのような機関の最も偉大な一つがオーストラリア研究調査審議会です。そこで、アジア法センターの学者達がすることはというと、戦略的テーマや、時には共同研究調査を案出し、それからその資金を探すわけです。この場合もやはり、それは学者の関心や他の規範を反映した援助優先度とは関連しません。

そこで私は、例えば私の同僚のティム・リンゼイが参画しているシンガポール、インドネシア及びベトナムにおける違法薬物訴追について調べるため、今年度始まる資金を保有しています。私は、その調査を援助ビジネス会社など通さずに自分でやります。もっともその調査において、私が法務長官、控訴局長官及びオーストラリア連邦警察に強い関心を持っているのは事実です。またその調査には、他の政策指標を含む予定です。しかし、調査資金調達と援助分野の間に関連はありません。ありがとうございました。

【司会】お時間が参りましたので、質疑応答はこれで終わりにいたします。ニコルソン教授、ありがとうございました。(拍手)

(休憩)

パネルディスカッション

「法整備支援の展望～支援から協力へ～」
コーディネータ

法務総合研究所国際協力部教官 森永 太郎

パネリスト

名古屋大学副総長 鮎京 正訓

慶應義塾大学大学院法務研究科教授

松尾 弘

日本弁護士連合会国際交流委員会副委員長

国際司法支援センターセンター長・弁護士

矢吹 公敏

独立行政法人国際協力機構 (JICA)

国際協力専門員・弁護士

佐藤 直史

【司会】それでは、「法整備支援の展望～支援から協力へ～」をテーマとしたパネルディスカッションを行います。このパネルディスカッションで司会を務めますのは、法務総合研究所国際協力部教官の森永太郎です。(拍手) この先の進行は森永教官にお願いいたします。

【森永】はい、了解しました。

ここからはパネルディスカッションということで、4人の方々に前の席に座っていただきました。



森永教官

早速、御紹介いたしますと、JICA国際協力専門員の佐藤直史先生、慶應義塾大学大学院法務研究科教授の松尾先生、名古屋大学大学院法学研究科長の鮎京先生、日弁連から矢吹先生に来ていただきました。恐らく皆さん、この4人の方の顔は、まず御存じない方はいないのではないかと思われるぐらい、おなじみの方々です。先ほどマルベル先生から、年中、エキスパートがかわるのはよろしくないというサジェストがございましたので、相変わらず代わり映えのしないメンバーで務めさせていただきたいと思います。

それでは、若干、この趣旨を御説明申し上げます。

先ほどまでに、まず午後からUSAID・STARプロジェクトのベトナムプロジェクトにおられますジョン・ベントレー先生、それから、メルボルンからピップ・ニコルソン先生に来ていただきまして、大変示唆に富んだ有意義なお話をいただきました。これら

の先生方のお話を受けまして、いずれも私どものほうで打ち合わせのときにお願いしたのは、少し今回のテーマであります支援から協力へという観点を、若干お話の中に、わずかなパーセンテージでも結構でございますので盛り込んでいただきたいということをお願いいたしましたところ、お二方ともその趣旨を理解していただいて、お話ではその点について言及していただきました。

ベントレー先生のお話のほうは、非常にプラクティカルなお話で、要するに目標が達成されたら、それはもちろん、そこで終わると。それから、あるいはその他の理由で終わる場面があり得るというようなお話をいただきましたし、それからニコルソン先生のほうからは、支援と協力というのは、一本につながっている、別なものではなくて一つの道の、こっちからこっちへ移動するときの、その話であるというようなお話をいただきました。

私どもが今回のこの課題設定をさせていただきました趣旨というのは、まず最初に、うちの部長が申し上げましたとおり、非常に誤解されやすいテーマではあります。つまり、何だ、もう日本はやめるのかというような印象を、場合によっては生みかねないリスクキーなテーマですが、私どもの意思としては、必ずしも決してそういうつもりでこの課題を設定したわけではありません。ただ、もちろんその根底にありますのは、やはり法制度の整備あるいは法制度の発展というのは、まず第一義的にはその国るものであって、それを他国が支援しているというのは、異常とまでは言わないまでも、過渡的なものであるべきであるという発想がどこかにあるからです。ですから、支援をしていて、だんだん自立をしていくて、そして最後には対等の関係になれる、そして、その対等の関係になったときに、どういう格好に生まれ変わっているのか、その展望がどうなのか、どういう形に生まれ変わるべきなのかというものを今から考えておく。たとえこの後、またベトナムの支援が、例えば仮にですけれども2020年まで

続く、あるいはカンボジア、ラオスに関してはもつと長い、アフガニスタンは1000年というようなことが、仮にあるとしましても、いずれにしろ、やはりみんな対等にそれぞれのきっちとした法制度を持って、たとえその法制度が国によって、それは特色があろうとも、何か共通の世界的なスタンダードがあって、その枠組みの中で、お互いに対等までいって、お互いに発展していく、先進国は先進国なりに、開発途上国は開発途上国なりに発展していく、世界的な安定と平和につながっていくと、こういう非常に遠大な話につながるわけであります。

まず、そのタイムスパンの関係で考えますと、最終的にどうなるのかということは、最後に松尾先生にまとめをしていただくことにしまして、短期的に非常に実務的な問題といたしますは、まず法整備支援が、今はほとんどがODAの枠組みでやられているわけですけれども、これが対等のパートナーシップ、あるいは対等の関係となっていくと、やはりODAは超えていかざるを得ない部分がどうしても出てくる。しかし、今、私達の目の前にありますのがODAとしての法整備支援ということになりますので、まず、そのいわばある意味で近いところの目標のあたりから始まって、最後にずっと大きな遠大な目標のほうにシフトしていくような、そういう流れで、今日は話をしよう思います。昨日ちょっとお話ををして、急遽そういうことにしたわけでございましたけれども、まずは、ODAの御本家であるJICAの佐藤先生のほうから、この点についての展望を伺って、その次に実例を挙げていただきます。特に日弁連、日本弁護士連合会は、ごく非常にリアルな例といたしまして、カンボジアへの支援がございましたので、そのお話を矢吹先生から伺うということにします。その後に、名古屋大学から法教育の観点からのお話も伺いたいと思いますので鮎京先生にお願いしまして、そして最後に、松尾先生にそれをまとめてといてくださいて、松尾先生ご自身の展望についてもお話をいただくという、こういう順でお話ををしていただき

たいと思います。

大体、お一方、10分ぐらいにしまして、なるべく時間を余らすようにいたした上で、後はフロアとも議論をしたいと、こういう彩りでやっていきたいというふうに思いますので、ご協力方、よろしくお願ひいたします。

それではまず、佐藤直史先生からJICAの立場とい

う形でお願いいたします。よろしくお願ひします。

【佐藤】ありがとうございます。皆さん、こんに

ちは、JICAで法整備支援分野のシニア・アドバイ

ザーを務めております佐藤直史です。



佐藤弁護士

今日は、このパネルディスカッションの最初に、
近い目標設定といいますか、短期間で法整備支援が
目指すものという題目をいただいたわけですから
も、ただ、やはりどうしても法整備支援というものは、既に午前中から話が進められておりますとおり、
長期間で考えていかなければいけないのであって、
その中で私たちは一体何を対象にして、何を目指して法整備支援を行っているのか、まずその部分を
明らかにした上で、支援から協力へというテーマについて、少し考え方を述べさせていただきたいと思
います。

まず、法整備支援の対象でございますけれども、
午前中、桑島からの報告にございましたとおり、「法
整備」は終わりのない国家の営みであるのに対し、
「法整備支援」は対象と期間を限定して行われる
という説明を申し上げました。ここで問題なのは、一

体、何を対象としているのか、言い換えますと、日本が途上国と共有できるものは何なのかということになりますけれども、これは実は日本が法整備を行ってきた結果、すなわち現在の日本の法令や司法制度、それ自体を共有し、移植するのではなく、日本の「法整備」自体のプロセス、これは試行錯誤を繰り返してきたプロセスですが、それを共有する、そのことによって、途上国の「法整備」の試行錯誤のプロセスを支援するのが「法整備支援」です。

つまり途上国自身は、さまざまな課題を抱え、その課題を解決するために法令の整備、それから司法制度の整備といったものを行っているわけですが、それを進めるに当たって、どのようなことを考え、どのような方法で行わなければならないのか、それ自体を支援する、その点についての途上国自身の「気づき」が生じること、それを対象として法整備支援を行っている。もちろん、日本が試行錯誤をした経験を伝えることによって、途上国ができるだけ失敗をしないように、そういう思いで支援をするわけでございますけれども、ただ、「法整備」自体は非常に長い時間がかかる、また非常に広範囲にわたるもので、経済社会の発展に伴ってさまざまな見直しが迫られるものです。支援を行うに当たっては、もうこれで見直ししなくてもいい法律、見直しをしなくともいい司法制度をつくることを目指すのではなく、途上国自身が見直しをできるようにする、一度やってみて失敗したらもう一度作り直す、そういう見直しの能力をつけていくこと、これこそが法整備支援が目指すものである、そのように考えておりま

私自身、長期専門家としてベトナムに常駐しておりますときに、ベトナムのカウンターパートからよく言われましたのは、日本の今の法律や今の制度はインターネットを使えばすぐに私たちは調べられるが、本当に私たちが知りたいのは、日本が試行錯誤したその経験であって、日本がどういう失敗をして、それに対しどういう見直しや改善をしたから、現在

の日本のような社会がつくれるようになったのか、そのプロセスを教えてほしいということです。JICAの法整備支援におきましては、まさにこのプロセスの共有を重視しており、これを共有することによって、途上国自身が、トライ・アンド・エラーができるようになる、試行錯誤ができるようになる、それを目指している、そのように言うことができると思います。

法整備支援が目指すものに関して、上述のとおり、途上国自身が自立的に法整備支援を行うことができるようになることを目指しているのですが、一方で、「自立的に行える」ようにならなければ支援の終了とはならないのか、あるいはそもそも「自立的に行える」というのはどういうことかが問われなければなりません。ただし、実はこの点には多少矛盾がございます。つまり、JICAの法整備支援は、途上国のオーナーシップを重視して行っております。ということは、そもそも法整備支援自体、相手国が既に「自立的に行っている」「法整備」のプロセスを支援しているということになります。言葉の矛盾と言ったのはこの点ですが、ただし、途上国自身が「自立的に行える」というのは、もう一步進んだ意味、つまり他からの助言・援助がなくても、ニーズに応じて、現状に合わせて、機能する「法整備」ができるようになる、そして最終的には国民に裨益する「法整備」ができるようになる、これが法整備支援で目指す「自立的な」「法整備」でございます。

そして、この「自立的な」「法整備」の中には、一度行った「法整備」自体の見直しができるようになるといったようなことも含まれますし、また、国家政策の中において、他の分野との関係で法・司法セクターの計画プログラムを変えていく、そういったキャパシティーの向上も重要な要素となります。

ところで、日本のODAの技術協力プロジェクトの終了といいますのは、当該分野において、もういかなる支援も必要はない、そういう状態になることはありません。例えば日本と一緒にプロジェクトを行ったけれども、もう一度独自で見直して、少し時間を置いて異なる観点から助言を求める、そういうことも試行錯誤のプロセスの一つであります。あるいは、日本と一緒にやったけれども、他の国からも話が聞きたい、他の国の経験が参考になるのではないか、こうしたケースでは、そう思うこと、そういう「気づき」が生まれること自体も、実は法整備支援の対象であるプロセスの共有の成果、法整備支援が目指すキャパシティー・ディベロップメントのあらわれである、そのように考えております。

そして、このような「自立的な」「法整備」といいますのは、本当に国ごとに見るしかないものでございます。「法整備」のプロセスは国ごとに異なりますし、また背景も各国それぞれ異なります。例えればベトナムにはベトナムの文脈がありますし、あるいはカンボジアにはカンボジアの文脈があります。それぞれの国の背景、そしてそれぞれの国のコンテクストにおけるRule of Lawがあると考えています。JICAでは法整備支援の目標として、法の支配（Rule of Law）というものを掲げておりますが、実はこのRule of Lawというのは、“The” Rule of Lawではないと私たちは考えています。国ごとにさまざまな形のRule of Lawがある。その国ごとのRule of Lawを実現していくプロセスを支援していく、それが私たちの法整備支援であると、そのように考えております。

法整備支援のこれから展望に関して、今回のテーマは「支援」から「協力」へというのですが、実は私たちは「支援」から「協力」への移行というのは、余り考えてきませんでしたし、今も実は考えておりません。といいますのは、私たちの行っている法整備支援は、午前中の山下部長の報告にも、あるいは桑島からの報告にもございましたけれども、相手国の制度を研究した上で、そして対話を通じて支援を行っていくものです。ニコルソン先生のご報告の中でも、支援するためには、相手国の研究が必要であるということがございましたけれども、実は

私たちの法整備「支援」というのは、最初から「協力」であり、あるいは「交流」であり、あるいは「共同研究」であった、最初からそうしたアプローチで行っておりますし、今後もそうしたアプローチで続けていくものである、そのように認識をしております。

そしてまた、法整備支援はJICAの行っているODAによるものだけでは決してございません。さまざまな機関、さまざまな組織が法整備支援を行っております。仮にJICAの技術協力プロジェクトという形が終わりましても、他の組織の活動は継続されるものもあるでしょう。また、JICAとしましても、留学生の受入れ、あるいはニコルソン先生のご提案にもありましたけれども、日本から逆に派遣するといったようなことも十分に考えられるかと考えております。JICAでもこうした交流を行っているケースもございまして、例えば東日本大震災の被災地の学校の先生を、インドネシアのアチェに海外教師研修という枠組みで派遣し、震災後の子どもたちのケアについて、インドネシアの経験を学び、それを日本国内の子どもたちのケアに活かそう、こうした取り組みなどもJICAで行っている事業に含まれております。法整備「支援」や法整備「交流」を考える際、JICA以外のアクターの役割、さまざまな組織、機関の役割というのももちろん重要でしょうし、またJICAとしましても、さまざまな形で「交流」の継続を検討できるのではないかと思っている次第です。

そして、その「交流」の成果は、日本国内の法整備にも裨益していくものです。例えば昨今の日本の司法改革は、法化社会を目指して行われておりますけれども、ベントレー先生、ニコルソン先生のお話にもありましたように、ベトナムで行われている法整備支援といいますのは、ベトナムの法化社会を目指したさまざまな取組みへの支援であり、そこで得られた経験というのは、日本における法化社会を目指す取組みのプロセスに参考になるところも多々あるというように考えております。こうした意味で、

「支援」や「交流」は、日本国内の「法整備」にも裨益していく、そういうものであろうと考えております。

「支援」から「交流」へというテーマとは少し離れるのですが、展望として一つだけ加えさせていただきますと、ニコルソン先生のご報告の中で、ベトナムにおける日本の法整備支援について、ベトナムからの評価というものをお聞きしました。これは大変嬉しく存じましたが、もちろんJICAとしても気をつけている部分もございますけれども、相手国のコンテクストに応じて考えていかなければならぬ、無理に押しつけてはいけない、あるいは各国のコンテクストに応じた法の支配、Rule of Lawがあるのだということは、日本人ないしは日本の法律家なら皆が持っている、言わば私たちの土壤としてあるのではないかというように私は考えております。日本の「法整備」自体、外国から法律を学び、それを日本の既存の制度、慣習、文化、そういったものに近づけていった、カスタマイズしていった、独自の方の支配、Rule of Lawを構築していった、そういう経験がある。そして日本人ないしは日本の法律家は、そのプロセスをしっかりと学んでいる。それを経験として知っている。だから相手国に対して押しつけではなく、相手国のコンテクストに応じて、相手国にどうしたら根づくのかということを考えながら法整備支援をしている、それが日本の法整備支援であると考えております。

実はこのことは若い人に言いたいのですが、本日は平日なので若い人、特に学生は余り参加できていないかと思いますが、議事録で読む人もいるでしょうから敢えて申し上げますが、日本の若い法律家には、国外に出ていくことを強くお勧めします。日本人法律家は、法整備「支援」のみならず、法整備「交流」を通じてさまざまな国の「法整備」に役に立つ人材であると思います。みなさんにはそれだけのキャパシティーがあると思いますので、ぜひ若い法律家の方には、もっともっと法整備「交流」を深め

でいってもらいたい、それが私からの最後の言葉です。

長くなりました。ありがとうございました。

【森永】はい、ありがとうございました。

続いて、カンボジアの経験なども交えていただきまして、矢吹先生のほうからお願ひします。

【矢吹】ただいま御紹介にあずかりました日本弁護士連合会の国際司法支援センターでセンター長を務めています矢吹から発表します。



矢吹弁護士

私たち長期専門家の弁護士が、あのようなところに行っているのですけれども、私自身はカンボジアがメインのフィールドだったので、その経験をもとにお話をいたします。

カンボジアに森嶌先生と大分前に行ったときに、森嶌先生が、日本の民法がボアソナード、外国人の専門家が来て支援をしていたけれども、その日本の専門家が、ほとんどそれを変えて、日本の民法の血となし肉となしたということを記して、これは支援の正しい姿ではないかなと、今でもそれは私の一つの理想です。支援をして、その後に全く違う形のものが現地に根をおろして、そしてそれが使われていくということが支援の最後の形であって、私どもは支援をする側が作ったものがそのままずっと残るというのはいかにもおかしいというふうに思います。

私の発表は私どもの弁護士会のプロジェクト、これはもう終わりましたけれども、2002年から弁護士養成校をつくった経験をお話します。これは卒業

式の模様ですけれども、このお話をする中で、支援と協力のお話をしたいと思います。

カンボジアでは、1997年に内紛がありまして、それまではアメリカ法曹協会、ADAが協力していたのですけれども、一切の協力をアメリカがしなくなりまして、弁護士養成校も閉校になりました。その後、弁護士のニーズが非常に高まったことから、JICA、日本弁護士連合会に協力依頼があって、JICAと相談の上、2002年からのこの弁護士養成校が開校したわけです。当時は200人ぐらいの弁護士でありましたけれども、その後、8年間で約400～500の弁護士が養成されて、地方にも多くの若い弁護士が行くようになったという結果を残して、2010年で終了したわけです。

当初は、養成校の入試の支援、それから授業料は取らないとか、カリキュラムを作る、テキストを作る、教授のトレーニングと、さまざまな支援を、ある意味では手とり足とりしたわけですけれども、8年間の中でだんだんと私どももカンボジアの弁護士自身が、その運営、それからテキスト作り、そして教授のトレーニングというものは、徐々にではあるけれどもできてきたと思いました。他方、私どもはなかなかプロジェクトから離れることができなかつたのですが、カンボジアの弁護士会長の選挙の騒動がありました、それを契機に最終的にJICAもこのプロジェクトは終わったほうがいいということで、私どももそのほうがいいと思いました、2010年に終わったわけです。

しかしながら、終わってみると、終わってよかつたと思うところがむしろ大きいと。なぜならば、その後も弁護士養成校は続いて、毎年、弁護士を養成しています。私どもは、もしJICAの支援がなければ終わってしまうのではないかと思いましたけれども、弁護士養成校自身は、授業料を取ることでその自立を図り、その8年間の経験をもとに、カリキュラム、それから教授の雇用というのも継続していくので、そういう意味では自立をしていた

だいたいのかなというふうに思っています。授業料を取らないということが、私たちの最初の申し合わせでありました。お金を持たない若者も弁護士になれるということが必要なんだということでしたけれども、自立をする意味では、ファンドが、お金がなければいけないということなら、やむを得ないことでないかなと思います。

支援が終わって、その後、両弁護士会は交流がないのかというと、そうではありません。私どもは1996年からカンボジアで業務をしてきましたので、その間、2000年に日弁連とカンボジア王国弁護士会は友好協定も結んで、相互協力を長年していますので、この8年間のプロジェクトが終わっても、毎年のように交流をしていますし、意見交換をしているという経験があります。

それを踏まえて、支援と協力ということを簡単にお話しますけれども、私は支援と協力、ちょっと卑近な例で申しわけありませんが、恋人が友人になるというプロセスに似ているのじゃないかと思うのですね。恋人になるときには、もう毎日いないと心配でしようがないと。愛情深く愛を育てるということですけれども、その恋人が別れるのだけれども、やっぱり長年信頼を持ったがために友人になると。友人になると毎日のことは心配しないけれども、時々会って意見交換をしたり話し合ったり、それが非常に心地よいということです。これになぜ友人になるか、なぜそのまま会うかというと、やっぱり私は価値観が共有されているからじゃないかなと思うことと、もう一つは信頼しているのではないかというふうに思います。

したがって、これをこの法整備支援に当てはめると、やはり価値観を共有することをお互いの目的にすべきではないかなと思います。それは例えばグッドガバナンス、法の支配、こういったものをお互いが目指すということが大切ではないかなと思います。例えばグッドガバナンスを実現している国は世界にはないと思いますし、したがって、日本も

支援を通した学びがあるのではないかというふうに思います。

最後に、友人関係になりましたら、2人だけで会うのはもったいないので、やはりマルチの多くの価値観を共有する人と会って意見交換をして、お互いを高め合うということが大切です。私どもはアジアでアクセシビリティ・アジアネットワークという会議を2年に1度開いていますけれども、そこで十数カ国、アジアの弁護士会、それからリーガルエイドの人たちが集まって意見交換をしています。南南教育、例えばベトナムとラオスの人たちが協力をするということも1つ考えていくのですけれども、そういう価値観を共有する人たちが集まって、そして意見交換をし交流をするということが、実はこの支援と協力の中にあるんじゃないかなと思います。協力と交流とありますけれども、交流をする中でお互い高め合うということが大切だと思っているところです。

もう一つ、信頼というものを申し上げました。価値観の共有と、それから信頼をするということが大切ですけれども、信頼は一日にして成りません。先ほどは恋人の話をしましたけれども、恋人時代にけんかをしたりすることも信頼をする一つの重要なファクターではあると思います。何が必要かを考えますと、まず相手をパートナーとして自立していることを認め合う、支援であればサステナビリティということを、まずお互い認識をする。それが簡単には実現はしないと、やはり牛歩のようにアプローチをすると。私たちはいつも、ステップ・バイ・ステップアプローチといって、協力は簡単にはならないと、1年、2年、もっと長い期間のスパンが必要だというふうに言っていますけれども、やはり急には信頼はできません。しかしながら毎日努力をしなければいけないわけですから、プロジェクトのコーディネーション、それからはインテグリティというものがあると大変ではないかなと思います。

最後に、お互いが会うことでクオリティーが高ま

ると、物事をつくり上げるのにクオリティーが高まっているというお互いの認識、これがやはり達成感につながって、それが信頼につながると考える次第です。

このように協力といつてもさまざまなアプローチがありますけれども、私どもは経験を通じて、この価値観の共有と、それから信頼というものがあつて初めて、強い協力を結ぶことができるのではないかなどというふうに思っている次第です。

以上です。

【森永】矢吹先生、どうもありがとうございました。恋人と友人という関係で、法整備支援の世界では結構かもしれませんけれども。昔の彼女に5人ぐらい前に集まつてもらつたらちょっと怖い気がするんですが、要らぬことは言わずに次に行きたいと思います。それでは、名古屋大学で、長年、法教育のこの切り口での法整備支援という形で活躍しておられます鮎京先生から、お話をいただきたいと思います。

よろしくお願ひします。

【鮎京】鮎京です。



鮎京教授

私は、大学という場における法整備支援ということを強く念頭に置きながら、以下、幾つかの点についてお話をしたいと思います。

今日のテーマである「支援から協力」へ、あるいは「出口戦略をどう考えるか」という、こういう問題の設定の仕方に対しては、理解はしつつも、やや違和感をずっと感じております。ある意味では、「支

援から協力」というのは、ピップ先生が言われたように、個々のプログラムの流れの中で出てくることであるし、あるプログラムが不必要だというようにプロジェクトの実施主体が判断すれば、それは終了すればいいと思いますけれども、今、少なくとも私の認識においては、そういうことを論ずるよりは、もう少し問題の立て方を「打って出る」といいますか、前向きに考える必要がある。そこで、今日、ここに来る途中で考えていたのは、こういったネーミングが正しいか、あるいは適切かはわかりませんが、「次世代型法整備支援とは何か」という、最近、ハイブリッド車で次世代型とか出ておりますけれども、日本が十数年、この間、法整備支援を行ってきて、今その動きというものを反省しながら、そしてこれから新しい型の法整備支援をどのようにつくっていくかというように問題を立てたほうが、より前向きになるのではないかというのが私の最初に申し上げたいことあります。

そして、先ほどの「支援から協力」という問題について言いますと、これは言うまでもなく、プロジェクトにより異なることであると思います。例えば私ども名古屋大学が、これまで世界の各地に、具体的にはウズベキスタン、そしてモンゴル、ベトナム、カンボジアに日本法教育研究センターというのをつくりまいりました。日本語によって日本法を教育するという理念で、このセンターをずっとやってきたのですが、実は2週間前の1月7日に、第5番目としてのセンターをホーチミン市の法科大学に、つくれたわけです。これなどは「次世代型」と呼ぶにふさわしいものであります、どういうことかというと、その他のこれまでの4つの私どものセンターは、すべて文部科学省の資金に基づいて設立され運営してきたものであります。しかしながら、今回、ホーチミンでつくったものは、ホーチミンの大学の側から私どもの大学に要請があつて、資金は何とか自前で出すから、ノーサウを教えてほしいし運営に協力してほしいという、そういうスタンスで来られ

たわけです。そうはいっても、このセンターの日本語教師については文科省からお金はもちろん出ないものですから、名古屋大学の総長裁量経費をもらう形で、日本語の教師を1人送ってはいるのですが、その他の運営費の多くをホーチミンの側が出して、そして共同で運営するという新しいタイプのこうしたセンターができます。

実は多分、これまでの4つのセンターも、その意味では時間をかけながらではありますけれども、実情に合った形で、できるだけ「現地化」していくということが課題となるわけであって、にもかかわらず、「現地化」を進めることですべて縁が切れるわけではなくて、可能な限りで私たちが支援をしていくという課題は、例えば10年であるとか15年の間は最低限残るだろうというように思っております。

それから、もう一つ申し上げたいことは、「支援から協力」、「出口戦略」ということになぜ違和感を持つかという、これはなかなかいわく言いがたいんですが、そのように感じるのは、この間の東アジア地域をめぐって、具体的には韓国及び中国における法整備支援動向を目の当たりにすると、日本が「支援から協力」、「出口戦略」というようなことを言っていていいのかというような印象に駆られるものですから、そのようなことを申し上げたわけです。

昨年の11月に韓国法制処が、アジアの極めて多くの国から、司法省関係あるいは裁判所関係の人々を招へいし、さらには日本でも山下部長や内閣法制局のほうからも出席をされましたけれども、この会議というのは非常に大きな規模で、そしてアジアにおける法整備に関して、これはもちろん動員された数ではあるかもしれませんけれども、3,000人もの多くの人が来られるというような会議でございまして、私もびっくりしたんですが、にもかかわらず、この韓国の法整備支援の一つの特色と私が感じ取ったのは、法情報ネットワークというデジタル・インフォメーションを中核としたネットワークをアジアにつくっていくということに、およそ特化された形の法

整備支援論が展開されているということを強く感じました。

それから、中国のケースであります、まだこの12月の初めでありますけれども、中国・北京の人民大学というものがございますが、人民大学法学院でよいよアジア・太平洋法センターというのが設立されました。人民大学は、今の私どもの市橋教授がセンター長をやっている名古屋大学のCALEセンターを倣って、これをつくったというように言っておりましたけれども、このセンターを中心として、これもまたアジア法の情報ネットワークを構築する。日本の場合には一橋大、早稲田、北大、名大などから参加し、東大と京大が残念ながら来られてなかったのですが、韓国の法科大学院では、ソウル大学から始まって、延世から成均館から、主要な大学の法科大学院長・法学部長が全部来ておりまして、韓国と中国との非常に強い結びつきというものをそのときに感じたわけです。詳しいお話、具体的な雰囲気を伝える時間的余裕はありませんが、つまり韓国も中国も、これは意図するところはさまざまにあるんでしょうが、アジア諸国に対する国家戦略に基づいて、極めて鋭い形でアジア諸国との法分野での交流を、この1年来、強く展開してきているということが特色として挙げられるように思います。

そこで、もう一つ申し上げたいことがあります。それは最後に申し上げたいことなのですが、先ほど私が申し上げた「次世代型の法整備支援」というものを、日本で構想する上で方向性をどのようにして見出していくかということがあります。

実はこの11月から12月にかけて、日本の文部科学省は2つの大きなプロジェクトの採択結果を発表いたしました。1つは、「キャンパス・アジア」というプログラムでございまして、これは何かというと、日本、中国、韓国、日中韓における大学連携を行って人材育成をするというプログラムであります。幸いにも私ども名古屋大学法學部が出したプログラムが採択されました。ここで日中韓で話し合って、ど

のようなプログラムを出したかというと、「東アジアにおけるユス・コムーネ（共通法）の構築に向けて」という、こういったタイトルであります。具体的には、日本の学生を中国、韓国に留学をさせる。中国、韓国の学生も日本に来る。そして、そういった拠点形成に基づいて、今言ったような研究も行うということであります。

それからもう一つは、「リーディング大学院」という新しいプログラムでありまして、これも幸いにも私ども法学研究科が提出したのが採択されまして、ここでは「法制度設計のできる専門家の養成」ということを内容としながら、大学院で諸外国に学生を積極的に送り出すことによって、現場の体験を踏まえて、そうした若い世代が法制度設計をできるような能力を持つ。それは言葉の問題も含めて、そのように成長していくという、こういったプログラムが採択されました。

そこで、これらの経緯等も踏まえて3つのことを申し上げたいのですが、1つは、「次世代型法整備支援」は、日本の場合、対象地域は今後どうなっていくのだろうかということについての、議論は必要だろうという気がしております。例えば、日本政府のアジア重視という観点からいうと、例えばミャンマーであるとかインドネシアといった国をどのように考えるかということがあるように思います。

それから2番目には、「次世代型法整備支援」論にとっては、法情報のネットワーク化というものを意識的につくり上げていくことは、一つの中核となるプログラムではないかというように私は考えております。日本法の情報発信にかかわって、外国語での情報発信が非常に少ないということは周知の事柄でありますけれども、こうした日本法の情報発信を含めて、途上国・体制移行国及び欧米に対する情報発信が、やはり中核になってくるのではないかと。

それから3番目には、こうしたさまざまなプログラムを推進することによって、法分野を通じた日本のアジア拠点を形成していくということが、とても

重要になってくるだろうと思います。今は私どもの大学が日本法教育研究センターをそれぞれの国につくっているんだけれども、これは、一大学がやるようなことではなくて、例えば人材育成とともに、その国と日本との法情報交換の場となるような、こうした拠点を大学間連携・社会連携にもとづいて、アジア諸国につくっていくというようなことも展望できるのではないだろうかという、大きい話ではありますけれども、そんなことをここのことろ考えておりまして、討論のために話題提供させていただきました。

【森永】鮎京先生、ありがとうございました。

それでは、最後に松尾先生、よろしくお願ひいたします。

【松尾】松尾でございます。よろしくお願ひいたします。



松尾教授

「法整備支援の展望——支援から協力へ——」ということで、若干お話しさせていただきます。今日の順番について昨日森永さんとお話ししましたときに、その時点ではレジュメが出ていたのが私だけだったので、最初にどうですかという話がありました。他の先生がどんな話をされるかわからないので最後まで待とうという戦略をとったのですが、それは失敗でした。すべて話すべきことは出尽くした感があり、今お話ししてくださった先生方のお考えと全く共通の認識をもちました。

そこで、主として確認ということになりますが、

レジュメ（スライド）に従って二、三申し上げたいと思います（スライド1頁）。

最初に「支援から協力へ」という今年のお題が一瞬戸惑いを感じさせるものだったことは、皆さん共通だったと思います。それは支援「か」協力「か」という発想について結びつきやすいので違和感をもつのでしょう。この点はニコルソン教授が指摘されたように、両者はオールタナティブではないし、支援が協力になると中味が途中で大きく変わるというのではないという認識が共有できたのではないかと思います。むしろ、両者は同時に存在していて、行われていることを別の側面から見たにすぎず、支援自体が協力になっているということです。すでに佐藤さんもおっしゃいましたが、日本の法整備「支援」では最初から、森嶌先生たちが開拓されてきた共同研究スタイルがありましたし、それを通じた支援の中はやはり協力の実質をもっていたと理解できると思います。

ちなみに、中国との関係ではあえて支援という言葉を使わずにプロジェクトが行われていますが、その場合にもわれわれはやはり他の国との法整備支援プロジェクトと同じように協力スタンスでやってきたと感じているように思われます。

また、これもよく知られているように、ドイツでは法整備支援という言葉を使わずに「法整備協力」(rechtliche Zusammenarbeit, legal cooperation)——直訳すれば法整備「協働」——と表現しますし、支援といっても協力の実質をもちうるまたはもつべきであるという認識自体は、広く普及していると思います。

にもかかわらず、「支援から協力へ」というテーマが支援と協力の間に壁を感じさせる理由は、それが出口戦略の話と結びついているように感じられるからです。出口戦略自体も考えなければならない、非常に難しい問題です。「支援から協力へ」イコール「出口」というわけではないでしょうが、プロジェクトをやっている以上、出口のあり方もやはり避けて通

れないでしょうから正面から議論すべきで、この点も認識が一致しているように思います。

ベントレー先生のお話の中で、出口について2つの問題提起がされました。1つは、「いつ出口を迎えるのか」(when to exit)という点、もう1つは「どのように退出するのか」(how to exit)という点です。出口のタイミングについては想定されるいくつかの可能性が示されましたが、円満退出の方法について、持続可能な何らかの資産を残すという示唆に同意したいと思います。いずれにしてもある日突然終わってびっくりということはありませんので、仮にプロジェクトの区切りという意味での出口があるとすれば、お互い十分に予想したタイミングで、区切りの付け方については、一体何が残ったのか、形づくられた資産とそれがもつ将来の発展可能性についてお互いに何らかの希望をもつことができ、「これで一区切りつきましたね」という認識を共有できるものである必要があると思います。「出口」とか「終了」というと言葉がきついですが、縁、絆が切れるわけではないという点でも認識の一致が得られたように思われます。

「出口」の問題は誰もが意識する、繰り返し提起されてきた問題で、よく学生からも「法整備支援はいつまで続くのですか」と質問されます。つまり、私は法整備支援に非常に興味があり、今から勉強して将来それに携わりたいけれども、一生懸命勉強して司法試験に通って私が実務につく頃は、あらかた法は整備されて法整備支援はもう終わってしまっていいでしようかという心配です。いや、そう簡単には終えられないよ、少なくとも一世代は必要でしょうというようなやり取りをしたこともありますが、これもやはり正面からきちんと考えておかなければならぬ問題だと考えます。

そのためにも、まず、「協力」ということが「支援」の最初から意識され、行われていることが重要であるということです。それによって「出口」問題にかかる負荷は相当違ってくると思うのです。そこで、

協力の目的、そのコンセプトは何かということが問われます（スライド2頁）。私は「支援から協力へ」というコンセプトの下で共通に目指すべきものは、法を通じた社会改革の方法をともに考え、持てる力を尽くし、実践し、ほんの小さなことでも真理を発見するプロセスを共有することであると考えています。法整備支援の方法には「正しい1つの答え」はないと思います。そもそも唯一正しい法律もないし、正しい法律のつくり方というのも1つではなくて、それぞれの国の歴史と文化を尊重し、社会の現状を踏まえ、その発展プロセスに最も適合した法が良い法なのだと思います。したがって、それぞれの国が尊厳とプライドをもって統治を改革し、国民の福祉の増大を目指していく、その手段として法整備があり、そのためにお互い協力するのが法整備支援だと考えます。そこから得られる知見を協力者相互間で共有し、それをお互いの国の法改革の実践にフィードバックし、活かすこと、これが「協力」の目的なのではないかと思います。このことを「支援」の最初から意識し、認識を共有しておくことが重要です。

そうしますと、この意味での協力の目的、理念が具体的に意味することは何かということですが、2つ重要な点があると思います（スライド3頁）。1つは、どういう法改革を実践したら、本当にそれぞれの国の司法制度が改善されて、紛争に巻き込まれたり権利を侵害された国民が実際に司法にアクセスできるのか、そして、そういうことについての安心感が予め得られるのか、そのためにはどういう方法が効果的かを知ることです。このことについてのわれわれの知識はまだ非常に乏しいと思います。したがって、それについては沢山の経験と比較を積み重ねることが不可欠でしょう。

もう1つは、あまり指摘されないことですが、法整備支援が目的とする開発のための法改革は、ある意味で非常に人為的で政治性を帯びていて、そもそもかなり変則的なことをやっているということに起因する問題です。つまり、いわゆる先進国が200年、

300年あるいはそれ以上かけてやってきた社会改革を、非常に短い間にやろうとしているわけです。そこには本質的にかなり人為的な操作、相當に無理のあることを最初からやろうとしているわけです。開発のための法改革は比較的短期間のうちにある程度の成果を出さなければいけないということですので、当然ながらさまざまな副作用を生じさせます。これはわれわれが開発プロセスで少なからず経験してきたことです。急速な市場化によって所得や所有の格差が急速に拡大して社会不安を引き起こす、公害問題をはじめとする深刻な環境問題を発生させる、乱開発が進み、アグリーな景観が形成されてしまう、汚職が蔓延する、法律に対するネガティブな意識が醸成される、…等々です。もちろん法整備は、そして法整備支援はそんなことは目的にしていないにもかかわらず、急速に法改革をしようとした結果、予想に反して起こってしまう問題は多々あります。こういう問題に対して、どういうふうに対処していくのかということも、やはり私たちは失敗も成功も含めて知見を共有していく意味が非常に大きいだろうと思います。これですべてではありませんが、協力のコンセプトは、具体的にいうと、このように確認できるのではないかでしょうか。

そうすると、次に、協力をどういう方法で進めるかという、さらに具体的なレベルで話を進めていく必要があります（スライド4頁）。これについても、すでにさまざまな意見が出されました、やはり協力するからには、お互いに協力のための基盤整備ておくこと、そのための「縊」をつくっておくというのでしょうか、そういうことが必要だと思います。「縊」ということの意味は、仮に法整備支援がプロジェクトの終了という意味で「出口」を迎えたとしても、レシピエントとドナーを繋ぐものとして残るという意味です。それは、ドナーもレシピエントも心底本気になれる、インセンティブが湧くものでないと意味がないと思います。

こうした協力基盤の1つは、そもそも法改革が本

本当に進展しているのか、それがその国の統治の改善に通じているのか、国民の何らかの福祉の向上に役立っているのかということをどうやって測るのか、その測定機器を所有するということです（スライド4頁①）。これは、森嶋先生が桑島部長の報告に対して問題提起された点で、各国の良い統治を確立することを目的にして法整備支援をやるというときに、その「良い」統治とは何か、その一つの指標として国家が自立するということはどういうことか、そのことについて法整備支援自体のガバナンス（改革）が必要であると指摘された点にも関わる問題です。また、法整備支援を一生懸命やっているんだけれども、本当にこれがその国の司法制度の改革に、一体どういうふうに結びついているのか、日々不安を感じながら現場でやっておられる方々も少なくないと思うのです。これらの問題を改善するためにも、法整備、法改革の進展度を測定するための主要な指標を具体的につくり、みんなの共有財産にしていく必要があるのじゃないかということです。それをどうつくるかが問題ですが、継続的に測定しやすい、できるだけシンプルなものを作り、必要に応じて徐々に改良してゆくことが重要でしょう。誰が作るかといふことも問題ですが、これは皆でやるしかないと思います。まさに「協力」の対象です。

例えば、法改革の状況について、われわれが知らない情報で、統計資料を調べて知ろうとすると非常に難しいのですが、現地の専門家に聞けば比較的容易に分かるような、ごく身近な情報で、重要なものが沢山あると思うのです。そういうものを抽出、整理し、積み重ね、改善してゆくことができるのではないでしょうか。レジュメにはわれわれ誰もがつねに最低限知りたい法改革に関する情報、指標を挙げました（スライド5頁）。御存知のように、法改革の指標には非常に沢山のものがあって、国際機関、NGO、大学、研究機関等が開発しているガバナンス指標、法の支配指標、更にもっと細かな指標もあります。レジュメ（スライド5頁）に挙げましたのは、

法の支配指標(the rule of law index)の中にはほぼ共通に含まれている「司法（正義）アクセス」（access to justice）指標の一部です。

例えば、法整備支援対象国の人団から始まり、裁判官の数、裁判所の数、検察官の数、弁護士の数、こういうことは調べてみると割合数値としては出てくるように思います。こういうものも常にモニターして、毎年その変化を測ってゆくことが大事だと思うのです。それを前提に、民事事件、例えば、第1審の民事事件受理件数が毎年どのくらい推移しているか、それから家事事件はどうか、刑事事件はどうかというようなことについての情報が加えられてゆくべきでしょう。こういう情報の収集と管理について、それぞれの国が指標をしっかりとやってゆくこと、そのこと自体がその国の統治の改善に通じるでしょうし、それによって法整備（支援）が一体どういうふうにその国の向上に寄与しているのか、現在のプロジェクトにどのような改善が必要か、また、プロジェクトをどのように評価するかを考えるための参考指標にはなるだろうと考えます。

そのほかにも、集団訴訟、少額訴訟といった制度の存在・利用ですか、ADRの活用状況、あるいはもっとコミュニティに特化したインフォーマルな紛争解決制度の機能はどうなのかとか、さらには裁判官や検察官の給与とか、訴訟費用とか、弁護士費用や報酬の決定方法とか水準とか、そういうこともやはり国民の司法（正義）へのアクセス状況を知り、改善策を練るために不可欠の情報だと思います。

それから、法律扶助制度の存在・内容ですか、民事の第1審事件の処理率（1月1日に継続中の事件が12月31日までに処理された件数の割合）を測り、継続的にモニターする試みもあります。これらの統計については、統計制度自体が整っておらず、すぐには難しい国もあります。しかし、いつかは着手されなければならない、プライオリティの高いもので、ある程度時間をかけてそういうシステムをつくること自体が法整備支援メニューの1つとしても大事だ

と考えます。また、そういうシステムが整備される前であっても、入手可能な情報をそれぞれの国の専門家が確認し、毎年アップデートして共有していくと、これが非常に有益な情報になるのではないでしょうか。

ちなみに、ICDによって毎年更新していただいている法整備支援年表というのがあり、毎年法整備支援連絡会で最新版を配布していただいておりますが、これは非常に有益かつ便利な年表で、日本の法整備支援がどういうふうに展開してきたのかということを知るための重要な資料だと思います。私はこれを「開発法学」の授業で紹介し、学生とともに法整備支援の具体的なイメージをつかみ、成果や課題を議論するうえで活用させていただいておりますが、大変有効です。ちょうどこれと類似したイメージで、法整備支援対象国に関する主要な司法（正義）アクセス情報を取りまとめてゆくことができれば、さらに大きなものが得られるのではないかでしょうか。もちろん、それはICDだけでやるというのではなく、そうした法情報基盤をシステムとしてつくること自体が法整備支援の「協力」メニューの重要な一環で、たとえプロジェクトが「出口」を迎えたときにも後々残る、持続可能性ある資産になり得るということを申し上げたいと思います。

それから、協力の方法に関してもう一つ（スライド4頁②）、これもやはり重要な点だと思いますが、日本が法整備支援をした結果、日本の国内法の改革にどんなメリットがあるのか、そのルートも見出す必要があります。これについてはさらに改革の余地があるように思われます。「支援から協力へ」というときに、支援というとちょっと一方的なニュアンスがあるのに対し、協力というと双方がベネフィットを得ているというイメージがありますが、この点で日本側のベネフィットは何なんだということをもっと明らかにすることにも意味があると思います。

山下部長の今朝のお話の中で、法整備支援の成果が日本の債権法改正にも反映され得る可能性が示唆

されているというお話をありました。実際、カンボジアの民法典については、民法改正の経緯の中で言及され、参照されている例もあるようです。また、先ほど佐藤さんが指摘されたように、法整備支援の経験を「法化社会」の問題に多様な観点から裨益する可能性もあるかと思います。その他、法整備支援の経験を通して改めて日本社会をみると、もっと本気で取り組まなければならない（ならなかつた）問題を再認識することが少なくないと思いますが、それを見出しただけではなくて、日本の法改革、統治改革に反映するフィードバック・ルートの開拓も、極めて重要な課題であると考える次第です。

最後に、こういう形で、すでに支援の段階から始まって、少しずつではありますが、協力がスタートしているということになりますと、これは先ほどの矢吹さんのお話にもありましたように、協力というのはレセピエントとドナーの二者間だけではなくて、複数のレセピエント、複数のドナーを含めた協力関係というのが、むしろ有効ではないかという展開の可能性をもっているように思います（スライド6頁）。この「協力をネットワーク化する」ということの可能性が出てくるということについては、2つの意味でネットワーク化ということを考えなければいけないと思います。1つは、最近ある意味で規範のネットワークとでもいるべきものが広がってきていくようと思われます。大きな規範的文書といえば、近年ではミレニアム宣言とかミレニアム開発目標といわれるものがありますし、国連が主導しているグローバル・コンパクトというのも浸透しつつあります。よく知られているように、ワシントン・コンセンサスという暗黙の規範もあるという解釈もあり、それを前提にその規範内容についての批判もあります。また、条約になっているものもあります。こういう規範的ネットワークの中で、現在世界各国で、国内法づくりに国際的な規範が影響を与える度合いが強まってきているように思われます。例えば、国際動産売買法条約（CISG）、国際商事契約原則（PICC）、

ヨーロッパ契約法原則(PECL), ヨーロッパ私法共通参考枠(DCFR), 担保取引に関するUNCITRAL立法ガイド, 国際的な子の奪取の民事面に関するハーグ条約等々, 国際的に形成された規範が各国の国内立法に影響を与えつつありますが, そのプラス面とマイナス面について, 理論的にも実務的にも, 複眼的な分析に基づく国内立法の判断が必要であるように思われます。そのためには, 先行した法整備の経験を, 二国間だけではなく, 複数の国との間でネットワーク化していくことが必然的に求められてきて, そういう中で協力へという流れも必然化していくものと予想されます。

そうすると, こうした協力関係をどうやって構築していくかということが問題になります(スライド7頁)。法整備支援のレシピエントとドナーの間の個別の協力関係をそのまま続けてやってゆくというやり方もありますが, 知見の共有には必ずしも効率的ではないかも知れません。そこで, どこかの国際機関がそういう沢山の法整備支援・協力の経験を蓄積する形でハブをつくるということも考えられるかもしれません, あまりにもコストがかかり, 実現困難かも知れません。そこで, それぞれの主体がどんな協力をして, どんな成果が上がったのか, それについての基本的な情報を交換できる共通合意をつくっていくことが考えられるかも知れません。これは先ほど鮎京先生がおっしゃった法情報の共有ということにも通じる問題のようにも思われ, 真剣に考えていかなければならぬ問題であろうと感じています。

ちょっと長くなりましたが、以上です。ありがとうございました。

【森永】松尾先生, どうもありがとうございます。

4人の方々, それぞれの立場から, ややコントラバーシャルな課題設定につきましてお話をいただきました。

討議に入ります前に, 今回のパネルディスカッションは, それに先行いたしましたベントレー先生

とニコルソン先生のお話を引き継いで, こういう形になっておりましたのですから,もし, ベントレー先生, あるいはニコルソン先生のほうで, どうもこの5人のパネリストは, 私の話を間違ってとらえているらしいというような点がもしありましたら, ご指摘いただきたいのですが。

【ニコルソン】1点だけ申し上げますと, パネリストの皆さん全員が, 共有, ネットワーク及び他機関との協働を含めた協力活動の拡大について話されたことを, とても興味深く感じます。私が思いますに, 皆さんは同じ事を別の表現で語られているのではないかでしょうか。その最も興味深い問題の一つは, これから歳月において時間がどんな役割を果たすかということだと思います。私だけの意見でなく, 私のオーストラリアの同僚達の意見も代弁しますと, 私達は長期にわたる協力事業に関し, その発展モデルのタイミングやその意図について非常に認識が不足しているのではないかという気がします。このため, 私は私自身の国の政府が何らかの調査に出資するよう働きかけていますが, 同時に日本の人々にもこの課題の意義に关心を向けて頂くよう勧めるつもりです。何故なら, 現在では, 発展した中国の進出及び中国が協力事業という形でどんな役割を果たすことになるのか等について, 私にはまだまだ先の話と片付けられるとは到底思えないからです。私は今日, 明日のことを言っているのではなく, これから数十年について考えています。単に私見として申し上げました。

【森永】どうもありがとうございます。

確かに, 私達, 私だけかもしれませんけれども, この法整備支援の開発途上国に対する法整備支援の話をしていると, どうしても中国に関しては, 私自身ちょっとほおかぶりをしたくなるようなところがありまして,もちろん, 私どもでも中国に対するプロジェクトというのをございまして, こちらはもう協力, まさに支援と言うのは大変失礼に当たるぐらいの状態になっているわけですが、この中国

がどういう役割を果たしてもらえるのかというのは、大変大きな、今後出てくる非常に大きな論点の1つであるかと思います。

いずれは、もしかすると例えば中国と日本、あるいはそこに韓国を交えて、さらにそのネットワークを広げていく、あるいは中国、韓国、日本で、この三者で、例えば特定の第三開発途上国の支援をするということも、理想としては考えられないこともないですけれども、若干これについては、私達もまだ経験がないといいますか、そういうところがありますので、難しい話だなと思います。

ベントレー先生、私達のディスカッションをお聞きになって、お気づきのところがありましたらお願いします。

【ベントレー】そうですね。これは大変興味深いテーマです。パネリストの皆さんには、幾つかの極めて重要な側面を巧みに取り上げられたと思います。中国の問題に戻りますと、ニコルソン教授が提起された議題が非常に興味深いと思います。確かにベトナムでは、あちこちの法律分野の人々が、常に中国人のしていることに関心を抱いています。これに関連して、中国専門家が度々ベトナムにやって来て、ベトナムを援助する試みに参加しています。我々は何度か、そのような中国専門家が連れて来られたワークショップの開催を手助けしました。我々が連れて来たのではなく、基本的にベトナム側担当機関による手配です。このことは「中国が出来ること」に関する議論にとって、極めて重要な論点だと思います。

「援助はいつ終わらせることができるか」についての私の論点の一つは、被援助機関がいつ、本当に、自分自身の法制度改廻を持続するのに充分な程裕福になるかということです。私の目には、中国は極めて近くまでその段階に近づいているように写ります。もし中国が、自身の法制度改廻の試みの維持を開始できるほど裕福であり、我々と同様援助者側に呼び込めるのであれば素晴らしいことだと思います。どのように呼び込むのか、また彼らとどのように話し

合うべきかについては、幾つか考えねばならないことがあります。

ところで私には、別の議題と論点があります。私は松尾教授の言われた、いわゆる法の支配への進歩度を計るための法制度構築の指標はとても良い考えと思いました。佐藤さんは、自己評価、被援助国を自立させる試み及び被援助国自身がどういう法制改革を必要としているか、あるいは被援助国自身が如何にして法制改革を行うかについて自身で評価する能力に関する論点を提起されました。実に的を射た論点であると思います。問題は、自立の主要な要因は何か?です。

ここで、短いお話を一つします。始めてベトナムに行った時、私は各法律事務所を訪ねて、彼らが法学部卒業生を雇っているかどうか、またどうやって彼らが法律家としての素養があると分かったのかと聞きました。一人の答えは --- 私は未だに覚えていませんが、その時答えたのは、ハノイ外国人弁護士会の会長のビル・マクギニス氏でした --- 彼が所属していたのはオーストラリアのフィリップ・フォックス法律事務所で、現在ではアラン法律事務所になっています。

あの時私は尋ねました。「ちょっと、ビル。君はハノイ法科大学の卒業生を雇っているかね?」彼は答えました「雇っているよ」。そこで、私は更に尋ねました「どうやって彼らが優秀と分かるのだ?」ビルは答えました「まず、彼らは非常に賢い。何故なら、あのロースクールに入学するためには膨大な障害を乗り越えなきゃならないのだから」。まるで日本のことのように聞こえますが、ビルの言葉の意味は、あの当時のハノイ法科大学は、たった1,000人の定員に対して毎年20,000人から 25,000人の入学希望者が押し寄せていたということだと思います。だから、入学した者達は非常に賢い連中なのだ、と。彼らは非常に賢くて、また全員法律を良く知っている。何故なら、学習課程の中で法律を全部暗記してしまうのだから。「しかし」とビルは続けました。

「問題はだね、彼らは法律問題を解決出来ず、法律分析も出来ず、また法律論文も執筆できないってことだ」。

皆様や我々は、業務の様々な段階でこの問題を見かけます。例えば、裁判官が判決に達するために必要な法律分析を実行し、それを日本、韓国、またはアメリカなどの国々で行われるようなやり方で文章にまとめる能力を持っているか否かに関しては、判決文草稿のマニュアル作成が大きな課題になると思います。彼らが、法律分析を行う能力のある、法的な訓練を受けた人々が大勢いるレベルまで達しているか否かについての、何らかの指標があるべきだと考えます。

彼らの能力は間違いなく向上していますが、本来到達しているべきレベルにはまだ達していないと思います。法学士レベルの公共教育機関の話に引き戻されてしまうかも知れませんが、ハノイ法科大学は、法学士レベルの全ての知力を備えた卒業生を送り出し、彼らが法律問題を解決し、また法論文を執筆できる能力を持つようになる法学士教育を施しているかという点に関して、私はマルベル教授の観点やその他の見解についても関心があります。

彼らはやり方を変えた、と私は思います。また皆様方のプログラムは間違いなく、彼らが今行っている教育法に影響を与えたと思いますし、それはこれまでよりも遙かに双方向的な問題解決法だと思います。私は実際にそれを見たわけではありませんけれども、少なくともハノイ法科大学で教授をしている友人達は、私にそのように言ってきます。国家司法学院については、彼らは研修の問題解決法の構築に懸命に取り組んでいて、またそれに成功しつつあると思います。そこで、このように思わせてくれるある種の指標を制定することが出来たら、佐藤さんが望まれるように、彼らも問題なく職務を果たせるようになるコースにうまく乗れるのではないかと思います。

【森永】ありがとうございます。

今のベントレーさんのお話を、これまでの、特に前回の法整備支援連絡会から取り上げた問題でして、法整備支援の評価をどうやって測るかというようなことがあります。今、ベントレーさんがおっしゃった、なぜ判決の書き方というプロジェクトの、コンポーネントとして判決の書き方、判決理由のあらわし方を含んでいたかといいますと、やっぱり当時のまだベトナムは、私達ブラックボックス判決と呼んでいまして、事実が書いてあって結論が書いてあるけれども、事実からどうしてその結論になったのか全然わからない、これではいかんということでお始めたものです。それでブラックボックスのところがどれほど明らかになったかというのが、まさにベトナムの裁判官の能力はどこまで上がったかという一つの指標には恐らくなるんだろうと思います。もちろんそれだけで判断するわけにはいきませんけれども。それと例えば今、ベントレーさんがおっしゃった国家司法学院あるいは大学での教科書の質などというのも、質的なものも継続していくなければいけないだろうなという感じはいたします。

それで、支援から協力へという話に少し戻したいと思いますけれども、開放フロアにいたしまして、会場からもどんどんご意見、あるいはご質問等をいただきたいというふうに思います。森嶌先生、お願いします。

質疑応答

【森嶌】何事も早いほうが発言権がありますので。最初にインディケーターのお話をします。松尾さんのスライドの5ページですが、これはコモン・ローのルール・オブ・ローの場合ですが、ガバナンスを考える場合に、裁判所がいろいろな効果のほどをチェックするというコモン・ローの国では、これだけではないと思うのですけれども、しかし、大陸法系、特にベトナムのように、これまで、共産主義のもとで行政が権力を持っているところでは、人権なんかを考える場合に行政に対する、日本でいう法治

主義がどこまで貫徹できるのか、つまり官吏がやったことに対して人民がどういうチェックができるかという、そういうインディケーターがなければ十分なものとは言えないのではないかでしょうか。これは森永さんが十分御存じでしょうけれども、裁判所が三権のうちで最も弱いベトナムのようなところで、裁判所がどれだけちゃんとチェックして、どういう判決を下しているかなどということを主たるインディケーターにしても、国の全体のガバナンスを測ることはできない。コモン・ロー的なアプローチだけでは、人権のあり方とか、一般の人々の福祉の向上に全体の報告がどれだけ役立つか疑問です。これらをはかるインディケーターとしては非常に弱いので、インディケーターの中には、行政との関係、あるいは国会の権力とか、それとの関係で法がどう、国会がどう働いているのか、行政がどういうふうに法によってコントロールされているかということを測ることのできるものを出していただきたい。このインディケーターは意味がないというのではなくて、これは、これはコモン・ローの国ならば有効だろうということです。

それからもう一つ、松尾さんのスライド8枚目ですが、法整備協力のネットワークの国際法です。国際法というのは、先進国といわばネットワークなんですね。国際的に見ると、全体を見て途上国というのは、いわば国内で言うと、弱者のグループに入るわけです。だとすると、強者のネットワークが協同して、強者の法体系を弱者のところに持ってくるのが法整備協力になりかねない。日本が強者のグループでいて、途上国に対して、あなた方、この法律を入れないとグローバルなスタンダードに合わないということをやっていたのでは、何のために法整備支援をするのかわからない。ベトナムがWTOに加盟するときに、ベトナムの利益をどういうふうにすれば守れるかという観点から、ベトナムのために先進国がしかけるかもしれない罠や様々なリスクについて情報提供してやる、つまり、弱者の権利をどうやつ

て守ってやるかということを、国際的に協力するのが日本の役割だし、本来ならばアメリカの役割でもあるわけです。

その意味で、私は国内的には国内法をつくるときには国内の弱者の権利を守るためにには、どういう法律をつくらなければならないか。そのためにどういうインディケーターをきちんと作るのか、評価のためのインディケーターを含めて考える。国際的には、日本も含めて先進国のネットワークが、もしかすると、そんな意図はないかもしれませんと思いますが、もしかして弱者としての途上国に対して、善意のつもりでやっているけれども、結果として途上国に対して何かを押しつけることにならないように、ちゃんと情報提供して途上国が自ら選択ができるような、そういう支援をするべきではないかと考えます。

その意味で、松尾さんはそういうことを考えてやっておられたと思うのですけれども、そこを私達としてはしっかりと考えておかなければならないし、ドナー間の連絡をするときにも、途上国に対する押し付けないように、ドナーとしてはやっていかなければなりません。

それから、もう一つ、これは中国と韓国について申し上げたい。中国や韓国の最近の国際戦略の一環として、法整備だけではなくて、資源獲得とか、いろんな面で中国、韓国は、自分の国のサステナビリティのために活動しています。環境保全や温暖化政策についてもそうですが、私達はベトナムやカンボジアなどアジアの途上国のために支援をするとすれば、中国や韓国と協力する際に、中国や韓国の国際的な戦略がベトナムやカンボジアやその他の國の人々の利益を害することにならないように中国や韓国と一緒に連携をすべきです。それにむけて最大限の努力をすべきです。何も中国や韓国を敵視するとか、そういう意味ではありません。ありがとうございました。

【森永】ありがとうございます。

【今泉】アジア経済研究所の今泉と申します。地域

研究、タイの研究をしております。

森嶌先生の第2点目とかなり重なるのですけれども、本日の話、お伺いしていまして、法整備支援、技術論というか、方法論とは別に、きょうは鮎京先生から問題提起があった点がこのごろの法整備支援のあり方を考える上で非常に重要なと思いました。1つはグローバル化とかリージョナリゼーションの視点をやはり入れていかなければいけないかなと思いました。

今、ASEANプラス、APECといった経済統合が進んでいまして、その中の法のあり方、共通の法的な基盤というものを考える視点が必要になってくるのではないかなと思っております。

きょうも何回も出ていますカンボジアの民法が、実は日本にとっても役立つ問題を含むという話がございましたけれども、それはただ単に日本が日本の民法を押しつけたのではなく、東アジアの民法のあり方を考えるときに、どんなものがいいかということを考えた結果、カンボジア民法がよいものになつたのではないかと理解しております。

私は、民法専門ではないのですが、ドイツ法やフランス法もEU統合などを機会にかなり揺れ動いていますと聞いておりますので、そういう意味でリージョナルな法をつくっていかなければいけないと思います。

それから、午前中に桑島さんが御指摘された点ですけれども、やはり法整備支援のあり方を考えるために、調査・研究というものを強化していくなければいけない、ということです。私、アジア法学会という学会の事務局をやっておりますけれども、日本のアジア法研究というのは、まだいびつといいますか、濃淡が大きいです。中国や韓国やなど日本とアジアのかかわりの深い国については研究者が多いですけれども、それ以外の地域ですとまだまだ少ない状況です。法整備支援がかなり成功したおかげで、その法整備支援の対象になるような国については非常に多くの知識が蓄積されたわけですけれども、

それ以外の地域については、まだ研究者が少ない。

先日、一橋大学の松本恒雄先生にお願いして、今度6月のアジア法学会で法整備支援で民法を取り上げようと今、準備しているんですけども、東アジア以外の地域に議論を広げようすると、どうしても研究者がいなくて先へ進めないという状況があります。

ですから、研究者のほうとしても、広い視点でもう少し比較研究を積み重ねていかなければなりませんし、研究と支援の両輪という形で協力していかなければいけないかなと思います。

以上です。

【森永】ありがとうございます。

東京会場、何かございますでしょうか。

【矢頭】本日は、お招きいただきましてありがとうございます。財務省財務総合研究所の矢頭と申します。

私ども財務省の中で技術協力の一部を担当しております、先ほどディスカッションの中で言及がありましたミャンマーにつきまして、証券取引にかかる法整備について支援の計画を現在しているところとなっております。

スキームにつきましては、日本の民間企業さんですとか、JICAさんのスキームなども一緒にやらせていただきながら、我々としても、なかなか法律の法整備の分野というものの知見がないですから法総研さんや大学の先生方に、いろいろなアドバイスをいただきながら進めさせていただいているところです。今後ともぜひともよろしくお願ひいたしたいと考えております。

続きまして、前置きが長くなってしまいましたが、質問なのですが、今回のテーマの1つが出口ということとして、出口まで二、三十年かかると、我々、まだスタートの時点ですので、この先が長いということで覚悟を持って進めなければというところなんですけれども、質問のところというのは、逆にその支援を受ける側の国がどこまで支援が長期になるか

というのを想定しているかというところでして、例えば、早く支援が終わるところがあるということがありますと、日本よりも、そちらのほうのドナーということを選択するということも、もちろんその選択としてはあると思います。そういうたところも含めまして、スタート時点でその支援の取組みに対して、どのように説明をすればよいのか、そういうことについてご経験等に基づいてご教示いただければと考えております。よろしくお願ひいたします。

【森永】ありがとうございます。

どなたでもということなのですが、かなり実務的なところを含むお話をございますので、佐藤先生お願いします。

【佐藤(直)】御質問ありがとうございます。

支援を開始するに当たって、私たちが最近意識しておりますのは、私たちの「支援」が、相手国の「法整備」のプロセスの中でどういう位置付けにあるのか、それをまず意識することです。中長期的な「法整備」のプロセスの中で、私たちの「支援」(例えばあるプロジェクト)が対象とするのはどの部分なのか、それを明らかにする、そうしたことから始めております。具体例で申しますと、ラオスにおきまして、2010年からプロジェクトを開始いたしましたけれども、その際には、ラオスの人たちと、中長期的には実務の改善を目指すのだけれども、それには時間がかかる。20年なり30年なりかかってしまうかもしれない。そのプロセスの中で、今から4年間で行うのはここの部分である。そうするとこの4年間のプロジェクトが終わった後、ラオスとしてはこういうことを考えなければいけないのではないか。こうしたことを含めてディスカッションをしました。時間がかかるということは、その対話プロセスの中で十分に話しましたし、そして中長期的にどのようなプロセスで行うのが適切なのかということも、ラオスの文脈の中で話しました。この2010年から始まつた4年間のプロジェクトの形成のために私たちは2年間かけました。その間、何度もラオスに行き、あ

るいはラオスの方に日本に来てもらい協議を繰り返し、そしてラオスの20年なり30年なりの「法整備」の計画の中で日本が協力する一部分というのを明らかにし、その後、ラオス側で何を行わなければいけないのか、その点の共通認識をしっかりと持ってプロジェクトを開始したと、そういうた例がございます。

4月から新しく始まりますカンボジアのプロジェクトに関しましても同様のプロセスをとっております。もし、それがラオス、あるいはカンボジアにとってふさわしくないのであれば、ラオス側とカンボジア側は、他のドナー、あるいはほかのアプローチによる協力を希望するかもしれません。ただ、こうした部分について十分に共通理解を持っていませんと、お互いに、では出口はどこなので此といったときに、本当にそれこそ出口がなくなってしまう。ラオスの「法整備」、カンボジアの「法整備」がすべて終わるまで、20年なり30年なり一緒にやるのかということになってしまいます。そこで中長期的なプロセスを共有すること、その中でお互いの役割を明らかにすること、それが重要だと思っています。

【山下】私、午前中に20年、30年という話をしましたけれども、それは我々が経験している基本法分野といいますか、最後に裁判所による紛争解決あるいは執行までも含むと、そんなスパンであろうということでありまして、今その財務省が行おうとしている証券取引法ということの限定であれば、それはかかるないでしょう。ただミャンマーが法律だけ作ればいいんですというなら、また別ですけれども、日本としても、多分、それは法律だけ作って、はい終わりというふうには多分ならないのではないかなど思いますので、じゃ、作って終わりではなくて、それがうまく運用できるようなところまで、多分サポートするんだろうと思います。さすがに20年もかかるないかもせんけれども、そういう分野の違いがあると思います。もっとも証券取引法だけが上にぽんとあるわけではなくて、そこには会社法とか、いろんなものがないと、うまくは機能しないと

思います。

以上です。

【森永】ありがとうございます。

松尾先生、お願ひできますか。

【松尾】ありがとうございます。佐藤さん、山下部長がおっしゃったことに全面的に賛成です。加えて、今御質問に出た証券取引法についてのいくつかのドナーからのオファーが来ているというふうに理解しましたけれども、その点に関して一つコメントさせていただければと思います。ミャンマーは今、これからどういうふうに市場システムを整備してゆくのか、非常に重要な時期にあると思います。また、諸外国もミャンマーの人的・物的資源や市場に対しては、強い関心をもっています。そういうタイミングであるからこそ、従来の法整備支援の経験は、良かったことも悪かったことも含め、十分に活かされる必要があると思います。1990年代に旧ソビエトの崩壊前後から、ロシア、東欧諸国の市場化に際しては、複数のドナーが、とくに当時はアメリカとドイツが会社法、証券取引法、銀行法はじめ、それぞれ自国の法律の売り込み合戦、法整備支援戦争をした時代がありました。それによって少なからぬ混乱とその爪痕を残しました。その際ドナー側には、自国の法律を導入すれば自国に有利になるという認識があり、それを前提にして、法律aはA国が担当する、法律bはB国が担当するというような一種の「分配」があつたようなのですが、それは必ずしもよいやり方ではなかつたというのが今の認識だと思うのです。ドナー間で法律を分担することにより、出来上がった法律の間に齟齬が生じるという現象は、カンボジア、その他の国でも問題になりましたし、今なお類似の問題も生じています。こうした経験から、第1に、法整備支援はドナーが自国の法律の導入に成功するかしないかのゼロサム・ゲームではなく、相手国にとって最も相応しい法律を整備することが、その国はもちろん、実はドナーにとってもより多くの利益をもたらすプラスサム・ゲームであること、第2に、

そのためにはドナー間でも友好的関係を構築して協力と情報交換を行い、ベストの法整備を目指すこと、そして、第3に、この協力スタンスについて、レシピエントも、関係するドナーも、最初から十分に理解を共有しておくべきことが重要であると思います。

ですから、同じようなことを考えているドナーがいるとすれば、まずはそのドナーも交じて、相互により良いアイディアを持ち寄るようなプラスの協力ができないか、関係するドナーとレシピエントが集まって、どういう枠組みで証券取引法の整備を進めることができないか、その前提となる法令や制度、関連するん法令の整備はどうなっているか、それら関連法令・制度の整備の順序とペースはどういう計画になっているか、…ということを真剣に考える枠組をつくることがまずは重要であるように思われます。それがこれまで日本の経験したことを今後に活かす契機になるのではないかでしょうか。

【森永】ありがとうございます。

今の話は、きょうの問題設定が出口戦略、あるいは協力への転換といいますか、一方的支援から相互的協力とか支援プラス協力関係あるいは、さらに松尾先生のお話にありましたように、さらにそれから進んで、他国間の協力関係に発展していくということであればいいなということです。今のまさに財務省の方のお話で、何が気になっておられるのかというのは非常に痛いほど私達はわかるわけでして、要はやはりそれは例えベトナム、あるいはラオス、あるいはカンボジア、そういったところの法制度をとにかくよくしてあげたいという思いはみんな共通なのですが、何せ日本だけでできることにはやはり限りがある、あるいは法務省だけができることにはやはり限りがある、JICAだってそんなに裕福なわけではないというようなところで、どこまでできるのかというところを見定めるのが非常に難しいために、現場は常に悩んでいるのだろうというふうに印象を受けております。私もこの問題であること

はよくわかります。

ただ、なぜこういうときに、例えば国際間の協力が必要になってくるかといいますと、やはり一国だけではできないので、例えば日本はここまでやるけれども、次はあとそっちお願ひねというような形で、どんどん引き継いでいくということも考えられますでしょうし、最初から1人でやるのは難しければ他国間で協力してやっていくということもあり得るかもしれません。その点に絡んで、矢吹先生、いかがでございましょうか。

【矢吹】今のところで、やはり時間がかかるというのは、最初、私は先方にどれだけ専門家が育成されているか、どれだけ一緒に協力して物事をつくり上げていくという専門家が育成されているかという点が1点と、あと、これを普及するという段階で、普及によって何が問題点なのかということを2段階で考える必要があるかなと。

今他の他のドナーとの協力というのは、まさに普及の点であります。最近、カンボジアのある取引のアドバイスをして、まさに日本の作った民法と担保取引法、どちらが使えるのかという問題がありました。ローンして、どっちの担保をとるのかということで実際の契約を締結して、そして担保をどうするのだという議論に、民法は去年の12月に施行されたので、字面は担保取引が成立するのですが、これは英米法でセキュリティ・アミューズメントをステファという国家機関に登録すると、それで担保要件になるんです。カンボジアの民法はもちろん日本的な民法ですから、確定日付の承諾か通知と、これをどうするのかという議論で、最終的には2つの契約書をつくって、日本法で日本の準拠法にして、それで日本の東京裁判所にして、日本で確定日付をとると、カンボジアでセキュリティ・アミューズメントをつくって、ステファに登録するという、結局こういうふうなことが起きているわけなんです。このように普及の段階では、やはりコンフリクトがどうしても生じてしまします。これをスムーズに流すまでとい

うことになると、やっぱり時間が相当かかるのではないかなどと思います。これを、じゃ、だれがするのかということについては永遠の問題だと思いますが、やはりドナー間協調というのは、いつも気にしながらやっていく必要があるのではないかという、一つの例としてお話をしました。

【森永】ありがとうございます。

【竹原】JICAの中国事務所から参加しました竹原と申します。きょうは一時帰国中で北京から来ております。

中国について、先ほどコメント、質問等がありましたので、関連する情報を3点申し上げたいと思います。

1点目は中国モデルについてなのですが、2011年3月に中国自身が、中国の特色ある社会主義法律体系というのをつくりまして、一応それが完成したということで、共産党の指導に基づく法律体系ということを定式化しております。

日本は、敢えてそこに切り込むような支援あるいは協力というものをやっているわけではないのですが、今までWTO加盟、市場経済化支援の文脈で民訴法ですか独禁法、会社法の支援をしてきたというのがあります。ただ、法律の関係がだんだん成熟してきて、今度は行政訴訟法について要請を受けております。御存じのとおり、行政訴訟法については、国民と行政、それから行政と司法の関係ということで、非常にセンシティブな要素を含みますが、私どもの関係は、ここに熟してきたというところを感じております。

2点目は、そういう中国がほかの国とどうつき合っているかなのですが、ドイツとEUの例を申し上げます。ドイツの場合は、ドイツの法務省が主導しまして「法の支配対話」というのを年1回やっております。その下でドイツの援助機関のGIZが立法作業を支援しているということで、共通の価値観、目標に基づいて、具体的な援助、支援、協力をに行っております。

それから、EUについては、EUの援助資金でEUの15の大学、中国の3つの大学にコンソーシアムを組ませて、EU・中国法学院を中国に設置しています。そこで中国の学生がEU法を学ぶ、EUの学生が中国法を学ぶ、そういう拠点をつくっておりまます。ドイツもEUも支援の最後の段階に来ていますが、その中で協力に移行するための仕掛けをつくっているという意味で非常に参考になると思っています。

最後に3点目ですが、中国が中国モデルを輸出しようとしているかどうか、特に法律の分野についてどうかということですが、これについては、私たちが付き合っている立法部門についていと、今、中国国内の問題で精いっぱいという印象を受けています。ただ、中国全体でいいと、特に農業、インフラ、こうした部門でどんどん援助を続けていますから、将来的によりソフトパワーといいますか、法律部門にも入ってくる可能性はあると思いますが、現時点では私自身は感じていないというところであります。

以上、ご報告です。

【森永】ありがとうございます。

【田中】田中和子と申します。今は検察庁に戻っていますが、今、中国事務所の方がおっしゃった、对中国支援を5年前に担当しておりましたので、一言申し上げます。

5年前に中国のプロジェクトを担当したときに、初めて中国の民事訴訟法の成り立ちなどを改めて勉強したんですけども、それを読んだ最初の感想は、2001年にここの教官になってベトナムの支援を始めたときに、ベトナム人の物の考え方方がわからなくて物すごく苦労したんですけども、さっさと中国の勉強をしておけばよかったということです。ベトナムに関する文献は非常に限られておりましたけれども、中国に関する文献は結構ありますが、中国の文献を先に読んでからベトナムのやつを読むと、ベトナム人が何を考え、どうしようとしているのかが非常によくわかったんですね。ですから、具体的にど

う影響しているのかまでは私にはわかりませんでしょたけれども、非常に大きな影響を受けているのは間違いない、それが文章としてきちんと整理されて文献になっているのは、残念ながら中国関係だけですから、先にそれを読んでおけば、はるかに楽にベトナム支援の担当ができたはずなのになと思いました。

中国は最初から支援ではなくて、最初から協力だということでも、アグリーメントを交わす立場は大変だったんですけども、今後も協力関係を継続することによって、ほかのアジアの国々に対する支援なども、より効率的に、かつ実効性のある支援にできるのではないかなと思います。また、研究する方も、その見えざる両者の影響関係とか、同じ表現を使っていても、それぞれの国によって違う面などを研究することができれば有益なものになり得ると思うんですけども、そういう視点も持つて、今後も協力をされていけばいいんじゃないかなと感じました。

【森永】ありがとうございます。

予定の時間をそろそろ過ぎましたので、マイクを江藤教官にお返ししたいと思います。何か若干、私のせいでまとまりのない話になってしまったような気がしないでもないですけれども、いろいろと有益な情報もいただきましたので、これはこれでよしということにさせていただいて、パネルディスカッションはこの程度にさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。(拍手)

【司会】パネリストを初め、ご参加いただきました皆様、どうもありがとうございました。

最後に、財団法人国際民商事法センター理事長、原田明夫様から、きょうの連絡会の総括と閉会の辞をいただきます。原田理事長、よろしくお願ひします。

総括 閉会の辞
財団法人国際民商事法センター理事長
原田 明夫

【原田】御紹介いただきました国際民商事法センター理事長を仰せつかっております原田です。



原田理事長

今日、この第13回の法整備支援連絡会を一日拝聴させていただきまして、私は大変大きな感銘を受けました。というのは、ここ何年かの間に、毎年毎年この連絡会の水準といいますか、意見交換、連絡のあり方が進化しているような気がするからです。この連絡会については、当初どうしてJICAと法務省の法総研国際協力部が共催でこのような会議を開くようになったのかということについて議論があり、これは決して法整備支援についての特定の問題について協議をして、結論を得て提言していくというものではなく、それまで、法務省のほか、いくつかの大学、弁護士会、政府の機関その他の団体が、様々な形で、法整備支援のために、最初はいろんな経緯に従って実行してきた中で、それぞれのプロジェクトの全体の姿が実際にどのようになされているのか必ずしもわからないということで、相互に理解を深めることができ有効だろうということで企画されたものだと承知しています。つまりどのような国にどのような形で法整備支援が行われているかについての情報を相互に認識することが大切だということからこの連絡会がつくられて今日に至ったものだと私は理解しておりますけれども、最初は、どちらかというと

本当に表面的な意見の交換になっていましたが、これは法総研とJICAが苦労してつくっていただいたこれまでの報告書をごらんになるとわかりますように、この問題について最前線で努力しておられる皆様方のご努力によって、お互いに意見を述べ合って、そして諸外国で同じ目的のために協力しておられる団体の方の専門家、これは大学の先生方も含めてですけれどもおいでいただいて、その知見を披露していただくということを続けられたということで、今日もご参加の多くの皆さんも共感していただけたと思いますけれども、本当にいい意見の交換会、実情の交換会になってきたと思います。

私は国際民商事法センターの理事長を仰せつかつており、当センターもJICAのご協力のもとで法務省、また日弁連、大学の先生方と一緒に法整備支援に関する部分の一部を取り扱わせていただいておりますけれども、これは今日の御意見の中で触れられましたけれど、需要対応型ということで、アジアを中心として各国から、その時々の事情の中で必要な法整備に関する協力をしてもらえないかというお話ができるまいりますと、それに応じて、その都度必要な形での協力をしてきた姿があるのだろうと思います。

私どももセンターの法整備支援という分野でご協力させていただいて、お手伝いをするわけですが、それ以外にも例えば、中国との間ではもう十数年にわたって、毎年1回、交互に北京と東京・大阪で民商事法に関するセミナーを独自のプログラムとして、その時々の主題に応じて、大学の先生方、所管省庁の専門家、また日弁連その他の多くの方々の支援を頂いて実施しておりますけれども、中国との関係を見ても、まさにこれからどういうふうにやっていくのかということについては、大きな曲がり角といいますか、そういう問題を抱えつつあるのだということを、きょうの議論を聞いておりましても感じます。

しかし、私は法を通ずる相互理解、そして相手の

気持ち、国の発展の状況に合わせて、お互いに協力していく、そういう場がこういう形で与えられているということを、大変有意義なことだというふうに思います。

本日の会議を聞いておりまして、感じた幾つかの点について申し上げさせていただきたいと思います。

1つは、先ほどの意見の展開の中で、数年前に作られた「海外経済協力会議」という閣僚レベルの会議が、昨年10月に廃止になったということになったということで、実はびっくりしました。この会議は、小泉内閣の最後のころですけれども、日本の海外経済協力のあり方、ODAを含めてどうするかというような難しい問題を含めて、そのための方策、政策を論議するためのフォーラムが設けられました。私はその会議の委員に任せられたのですが、そこで語られたことは、日本として海外の諸国と協力していくための姿の根本的なものは何だろうかということを議論いたしまして、それも中には国益とは何かという論議、つまり日本の経済的な国益、あるいは主権の行使としての国益に資するものだけをやればいいんだという意見から、中国との関係、特にアジア諸国との関係を考えると、国際的な経済・社会の安定化のために、お互いに協力するにはどうしたらいいかということにさかのぼって議論いたしました。そして国際協力銀行の整備ということが一方にありましたけれども、すべてのODA関係の活動はすべてJICAにやっていただこうという形で、皆さんの意見が一致して、それは実現しました。

しかし、その中で議論されて、私どもがお願ひしたのは、日本の国として内閣としての司令塔としての国際関係を充実させていくためのフォーラムを大臣レベルでつくってくださいという提言をいたしました。そのためにつくられたのが海外経済協力会議だったのですが、そのためには各省庁から優秀な方が集まつていただいて事務局となり、日本としてオールジャパンで、どういう形で国際的な協力体制を進めればいいのかと、それは一つの戦略として、

単なる狭い意味での国益ではなく、日本のあり方を論じ、そしてこのアジアで、また世界的に日本が協力して、平和で住みよく、そして人間の安全が図られるような、そういう社会をつくるということで貢献できるということも国益の1つではないかという観点から、そういう会議がつくられたのです。実際には、この会議は活発に働くというわけにいきませんでした。この会議自体は廃止されましたが、昨年暮れには、「日本再生の基本戦略」の中に、改めて「法制度整備支援の推進」が我が国の世界での存在感を示すものとして明記されました。そのためにも、今後、様々な形で考え方を整理し、実行してまいることが大切だと思いますし、今日の皆様方の議論を聞いていて、大変心強く思った次第です。

次に、お二人の海外から来られた専門家の現場を熟知した立場からのご議論、また最後にここにお並びになった5名の方々、これは日本のこの各分野において最前線で努力されている方の、いわば代表選手の方々だろうと思いますが、皆様のご意見を聞いていて、我が国の法整備支援の活動が、長い目で見て、国際紛争を解決し、予防し、そして人々の安全を図っていくためにも、大いに役立つ形に育つべきつつあることを感じました。国連の諸報告にも繰り返し述べられており、世界の不安定の原因である貧困問題、環境破壊問題、疫病の問題、暴力の問題、国際紛争の根本をなくすために、総合的・全体的なアプローチの必要性が強調されていますが、個別の対応だけではなく、各国の持てるすべての能力と道具立てを使って、国際的な安定ある平和を実現していく、それが暴力ではない、「法に基づく解決」であり、そのような形で他の諸国との連携を図っていくという分野で、我が国としてもう少し目に見える形での体系化と理論づけをして行きながら、協力してまいることが出来るよう心から念願しているわけです。

個別については、恐らくきょう話されたすべて、後ほど毎年のようにJICAと国際協力部の皆さん

ご努力によって、冊子にまとめられると聞いておりますので、ぜひ、それをご参照いただきたいと思います。

私は松尾先生の総括、また鮎京先生のお話を含めて、現場の佐藤さん、また矢吹先生のお話を伺って、私は必ずそういう方向に、日本全体が国を挙げて協力できる体制ができるのではないかということが願います。これは希望的観測にすぎないかもしれません、逆にそういうことを進めていかないと、我が国の本当の意味でのアジアにおける、あるいはこのグローバル世界における将来はないというような感じも持ち始めております。

皆様、今後とも、これは連絡会でございますので、私からああしてくれ、こうしてくれということは申し上げませんけれども、どうぞ、ここで得られた知見を共有して、ともに努力していくようにしていただきたいということを念願いたしました、私の挨拶にさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。（拍手）

【司会】原田理事長、ありがとうございました。

これをもちまして、第13回法整備支援連絡会を終了させていただきます。（拍手）